

芦屋町こども計画

【 素 案 】

令和6年11月

芦 屋 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	4
1 計画策定の背景と目的.....	4
2 こども計画の概要	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の対象	7
5 計画の期間.....	7
6 計画の策定方法.....	7
第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況.....	9
1 人口・世帯数等の状況	9
2 こども・子育ての社会資源.....	28
3 第2期計画の実施状況	32
4 アンケート調査結果の概要.....	50
5 こども・若者を取り巻く総合的な課題	73
第3章 計画の基本的な考え方.....	74
1 基本理念	74
2 基本的な考え方	74
3 基本目標.....	75
4 施策の体系	76
第4章 施策の展開.....	77
基本目標1 全てのこどもが持つ権利の保障.....	77
基本目標2 こども・若者への切れ目のない支援	78
基本目標3 全てのこども・若者の可能性を引き出す支援	84
基本目標4 こどもを産み育てやすい環境づくり	91
第5章 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保の方策	93
1 教育・保育提供区域の設定.....	93
2 家庭類型別児童数	93
3 教育・保育施設及び地域型保育事業	96
第6章 計画の推進に向けて	115
1 役割分担	115
2 推進体制	116
3 芦屋町こども計画における目標と指標	116

資料編	118
1 芦屋町子ども・子育て会議	118
2 策定経過	121

芦屋町こども計画における「こども」の表記について

国の「こども基本法（令和4年法律第77号）」において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

また、同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で区切ることのないよう、「こども」表記がなされています。

これを踏まえ、以下の判断基準により、「芦屋町こども計画」における文書においても「こども」表記を活用していきます。

（1） 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（2） 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

- ① 法令・条例に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法における「子ども」等）
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の事業名や組織名等）
- ③ 既存の計画・文章において「子ども」と表記されている場合

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や高齢者比率の上昇、地域社会の活力の低下など社会・経済に影響を与える課題が深刻になっています。国内の出生数をみると、令和5年は72万7,277人と過去最少となり、合計特殊出生率においても1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となりました。そのような状況に加え、子ども・若者の自殺の増加や子どもの貧困、ヤングケアラー、ひきこもりなど、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況は深刻化しています。

国では、このような子どもを取り巻く社会情勢の変化を受けて、子ども基本法を令和5年4月に施行するとともに、本法に掲げられた子ども施策を策定し、実施する行政機関として子ども家庭庁を発足させました。さらに同年12月には、子ども政策の基本的な方針等を定めた「子ども大綱」が閣議決定され、子どもたちが幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」をめざすことが掲げられました。

本町では、平成27年3月に第1期となる「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という）を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

令和2年3月には、「第2期芦屋町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という）を策定し、「子ども一人一人が輝き 親も地域も子育てするまち～芦屋の子どもは、芦屋で育てる～」を基本理念とし、子どもたちが輝き安心して生活できる環境づくりに取り組んできました。

令和6年度に「第2期計画」が最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や本町の子どもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、従来の計画に「子ども・若者計画」を加えた一体的な計画として「芦屋町子ども計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

2 こども計画の概要

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成するよう努めることとされています。こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

■こども大綱に含まれる事項

こども大綱に含まれる事項	記載事項
少子化社会対策基本法 第7条第1項	総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策 (以下、「少子化対策」と称す)
子ども・若者育成支援推進法第8条第2項	①教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策 ②子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備
子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号	①教育の支援 ②生活の安定 ③保護者の就労支援 ④経済的支援等

また、既存の各法令に基づき作成するこども・若者に関する各市町村計画と一緒にものとして作成することができるとしています。

■市町村こども計画として一体的に策定する計画

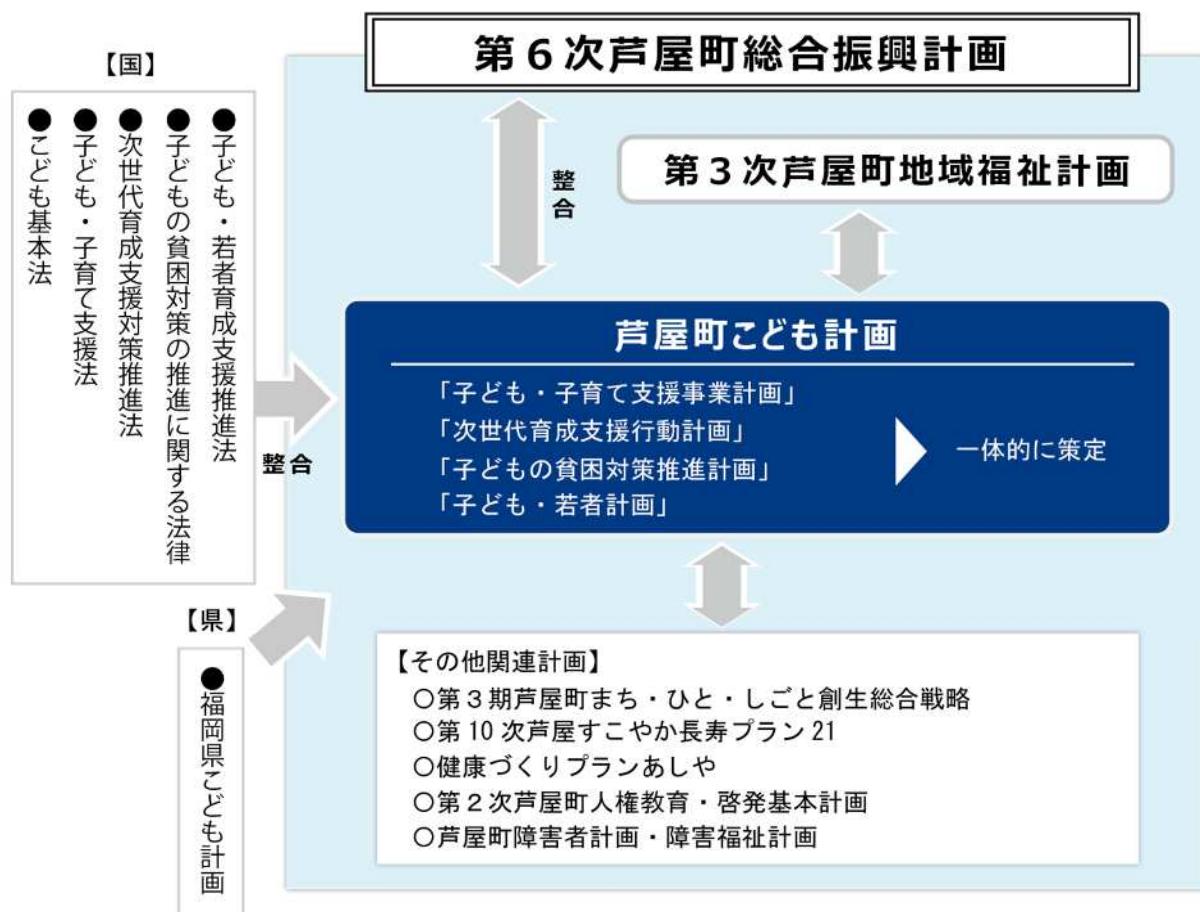
こども計画として一体的に策定できる計画	記載事項	計画の根拠法	
子ども・若者計画	(上記表の内容)	子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項	
子どもの貧困対策推進計画	(上記表の内容)	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第2項	
その他法令の規定により市町村が作成する計画	次世代育成支援行動計画	①地域における子育ての支援 ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保 ④子育てを支援する生活環境の整備 ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進 ⑥子ども等の安全の確保 ⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	次世代育成支援対策推進法 第8条
	子ども・子育て支援事業計画	①幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制確保の内容 ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保	子ども・子育て支援法 第61条

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」と一体的に策定します。

また、法が規定する計画に留まらず「第6次芦屋町総合振興計画」や各分野の福祉計画の上位計画である「第3次芦屋町地域福祉計画」等、関連する計画との整合性を確保しながら、こどもに関する施策を総合的・一体的に推進していくこととします。

■ 計画の位置づけ



4 計画の対象

本計画の対象者は、こども大綱を踏まえ、下表の発達段階（ライフステージ）のこども・若者とします。各発達段階の特徴を整理します。

■計画の対象（発達段階）

計画の対象		発達段階（ライフステージ）ごとの特徴
乳幼児期		<ul style="list-style-type: none">・愛着（特定の人との心の絆）を形成する。・基本的な生活習慣が形成される。・道徳性や社会性が芽生える。
学童期	小学生	<ul style="list-style-type: none">・周囲の人との人間関係が形成される。・発達の個人差から劣等感を持ちやすくなる。・自他の尊重や他者への思いやりの意識などが形成される。
思春期	中学校 高等学校	<ul style="list-style-type: none">・自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索し始める。・仲間同士の評価を強く意識する場合がある。・親に対する反抗期が生じる場合がある。
青年期	概ね 18 才以上 30 歳未満	<ul style="list-style-type: none">・他者との深い結びつきを育む。・他者との親密な関係づくりに失敗すると、孤独感や孤立感が深まる場合がある。
ポスト 青年期	30 歳以上 40 歳 未満	<ul style="list-style-type: none">・仕事や家庭、社会的な活動を通じて、自分の資質や能力を養い、努力する。・一方で円滑な社会生活を営むことに困難を有する場合がある。

※資料：文部科学省 「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」に加筆

5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和 11 年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

6 計画の策定方法

（1）芦屋町子ども・子育て会議による協議

こども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、学識経験のある者、関係行政機関の職員等で構成する「芦屋町子ども・子育て会議」で計画の内容を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

1) 教育・保育ニーズ調査

就学前児童・小学生児童の保護者を対象に、子育てに関する生活実態やニーズ等を把握するための調査を実施しました。

対象者：就学前児童の保護者 408 人、小学生児童の保護者 278 人

2) 子どもの貧困対策計画調査

小学5年生・中学2年生本人とその保護者を対象に、生活状況や家庭の経済状況、必要な支援等を把握するための調査を実施しました。

対象者：小学5年生・中学2年生の保護者 209 人

小学5年生本人 92 人、中学2年生本人 117 人

3) 子ども・若者計画調査

小学5年生・中学2年生の本人、高校生世代から 39 歳を対象に、就学・就業状況、居場所、必要な支援等を把握するための調査を実施しました。

対象者：小学5年生本人 92 人、中学2年生本人 117 人

高校生世代～39 歳本人 496 人

(3) 子育て関係事業者アンケートの実施

計画の策定資料として、町の子ども・子育て支援に関する事業者の現状と課題、今後の事業実施意向を把握するために、保育所、幼稚園、認定こども園にアンケート調査を実施しました。

対象事業者：緑ヶ丘保育園、山鹿保育所、芦屋保育園、若葉保育所、

認定こども園 芦屋中央幼稚園、愛生幼稚園

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。（予定）

第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

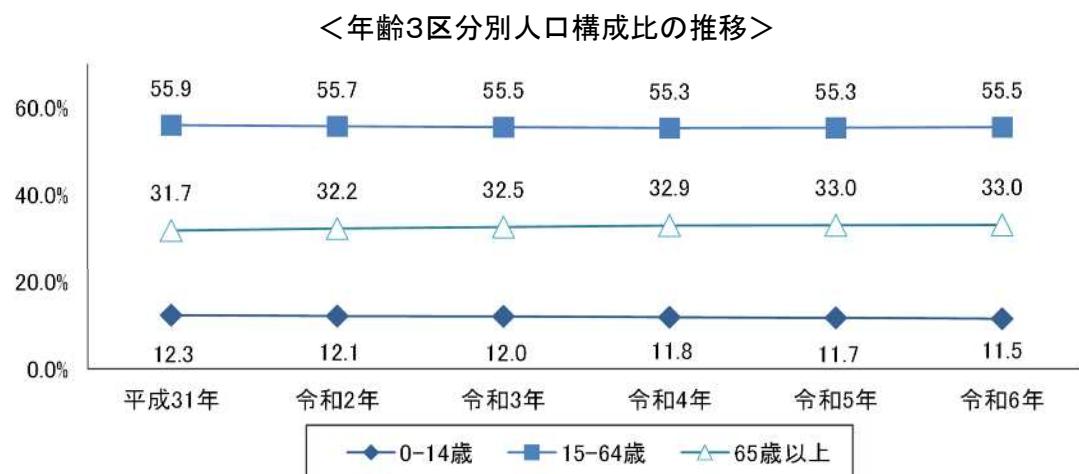
1 人口・世帯数等の状況

(1) 総人口・世帯数の推移

1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の人口は微減の傾向が続いている、令和6年4月1日現在では12,813人と平成31年4月1日から5年間で1,018人減少しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、0~14歳（年少人口）の割合は減少、15~64歳（生産年齢人口）の割合は横ばい、65歳以上（高齢者人口）の割合は増加しています。令和6年の高齢化率（高齢者人口の割合）は33.0%と、およそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2) こどもの数の推移

平成 31 年 4月 1 日から令和 6 年 4月 1 日までの 0~17 歳のこどもの数をみると、6 年間で 325 人減少しており、令和 6 年では 1,804 人となっています。

各歳別人口でみると、0~5 歳人口（就学前児童）は令和 6 年では 465 人となっており、平成 31 年と比較すると 130 人減少しています。6~11 歳人口（小学生児童）は令和 6 年で 670 人となり、平成 31 年から 41 人減少、12~14 歳人口（中学生生徒）は令和 6 年で 337 人となっており、平成 31 年から 60 人減少しています。15~17 歳人口は令和 6 年で 332 人と、平成 31 年から 94 人の減少がみられます。

また、各歳別人口の増減率をみると、平成 31 年から令和 6 年で 2 歳人口が 35.9% 減と最も大きく、次いで、16 歳人口（35.2% 減）、4 歳人口（34.7% 減）、12 歳人口（27.3% 減）となっています。

<0~17 歳人口の推移>



資料：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）

<0~17 歳人口の推移・増減率>

単位：人

	実績						H31→R6
	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減率(%)
0歳	76	85	94	75	74	59	▲ 22.4
1歳	85	80	86	90	73	77	▲ 9.4
2歳	117	87	80	84	86	75	▲ 35.9
3歳	104	110	100	80	81	93	▲ 10.6
4歳	124	106	107	112	81	81	▲ 34.7
5歳	89	129	107	109	113	80	▲ 10.1
6歳	121	95	130	107	113	110	▲ 9.1
7歳	102	120	95	124	111	117	14.7
8歳	128	99	120	99	126	107	▲ 16.4
9歳	132	126	99	118	97	128	▲ 3.0
10歳	120	129	126	98	116	94	▲ 21.7
11歳	108	114	131	127	96	114	5.6
12歳	132	96	111	126	121	96	▲ 27.3
13歳	139	128	96	109	124	119	▲ 14.4
14歳	126	141	128	96	110	122	▲ 3.2
15歳	146	125	136	125	95	116	▲ 20.5
16歳	142	141	124	138	126	92	▲ 35.2
17歳	138	139	137	121	135	124	▲ 10.1
計	2,129	2,050	2,007	1,938	1,878	1,804	▲ 15.3
0~5歳	595	597	574	550	508	465	▲ 21.8
6~11歳	711	683	701	673	659	670	▲ 5.8
12~14歳	397	365	335	331	355	337	▲ 15.1
15~17歳	426	405	397	384	356	332	▲ 22.1

資料：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）

(2) 将来人口の推計

1) 総人口・年齢3区分別人口の将来推計

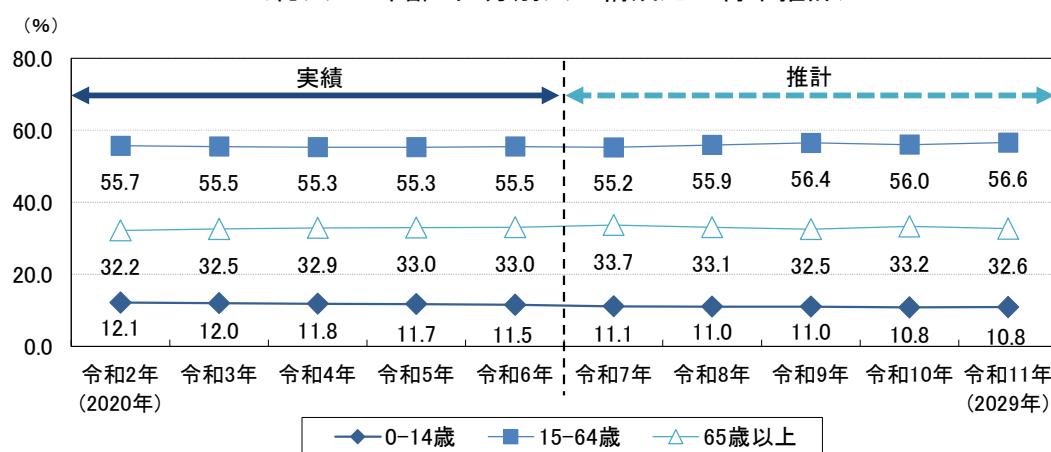
計画の基礎となる将来人口を、令和2年から令和6年の住民基本台帳人口における、各歳別人口の実績値(各年4月1日時点)等を用いて、コーホート法で推計しました。

本町の総人口は令和7年以降も減少が続くことが予測され、令和11年で11,839人となり、令和6年から974人減少する見込みです。また、年齢3区分別人口における構成比は概ね横ばいで推移していますが、0~14歳、15~64歳は僅かに減少、65歳以上は僅かに増加することが見込まれます。

<総人口・年齢3区分別人口の将来推計>



<総人口・年齢3区分別人口構成比の将来推計>



資料：住民基本台帳人口に基づく推計

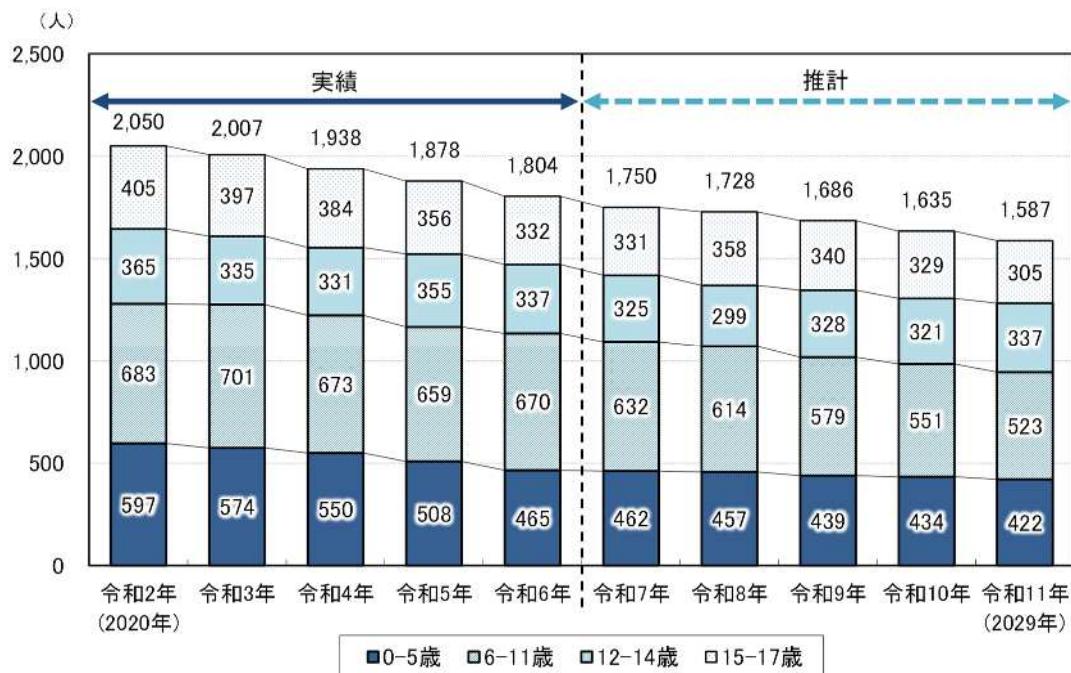
※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

2) こどもの数の将来推計

こどもの数の将来推計では、令和6年の1,804人から5年間で217人の減少が見込まれており、令和11年で1,587人となることが予測されます。特に大きな減少が見込まれるのは6~11歳人口で、令和6年の670人から令和11年で523人となり、147人の減少が見込まれます。

各歳別人口における令和6年から令和11年にかけての増減率をみると、9歳人口の減少率が37.5%減と最も高く、次いで、7歳人口(30.8%減)、17歳人口(25.0%減)と続いています。一方、増加率が最も高いのは16歳で23.9%増となっており、次いで、12歳(15.6%増)、0歳児(5.1%増)となる見込みです。

<0~17歳人口の将来推計>



資料：住民基本台帳人口に基づく推計

<0～17歳人口の将来推計・増減率>

単位：人

	実績	推計					R6→R11 増減率(%)
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	
0歳	59	66	64	63	64	62	5.1
1歳	77	62	69	67	66	67	▲ 13.0
2歳	75	79	63	71	69	68	▲ 9.3
3歳	93	82	87	70	79	77	▲ 17.2
4歳	81	93	82	87	70	79	▲ 2.5
5歳	80	80	92	81	86	69	▲ 13.8
6歳	110	78	78	90	79	84	▲ 23.6
7歳	117	114	80	80	92	81	▲ 30.8
8歳	107	114	111	78	78	90	▲ 15.9
9歳	128	109	116	114	80	80	▲ 37.5
10歳	94	124	106	112	111	78	▲ 17.0
11歳	114	93	123	105	111	110	▲ 3.5
12歳	96	114	95	125	107	111	15.6
13歳	119	94	112	93	123	105	▲ 11.8
14歳	122	117	92	110	91	121	▲ 0.8
15歳	116	129	123	98	117	98	▲ 15.5
16歳	92	112	125	119	95	114	23.9
17歳	124	90	110	123	117	93	▲ 25.0
計	1,804	1,750	1,728	1,686	1,635	1,587	▲ 12.0
0～5歳	465	462	457	439	434	422	▲ 9.2
6～11歳	670	632	614	579	551	523	▲ 21.9
12～14歳	337	325	299	328	321	337	0.0
15～17歳	332	331	358	340	329	305	▲ 8.1

資料：住民基本台帳人口に基づく推計

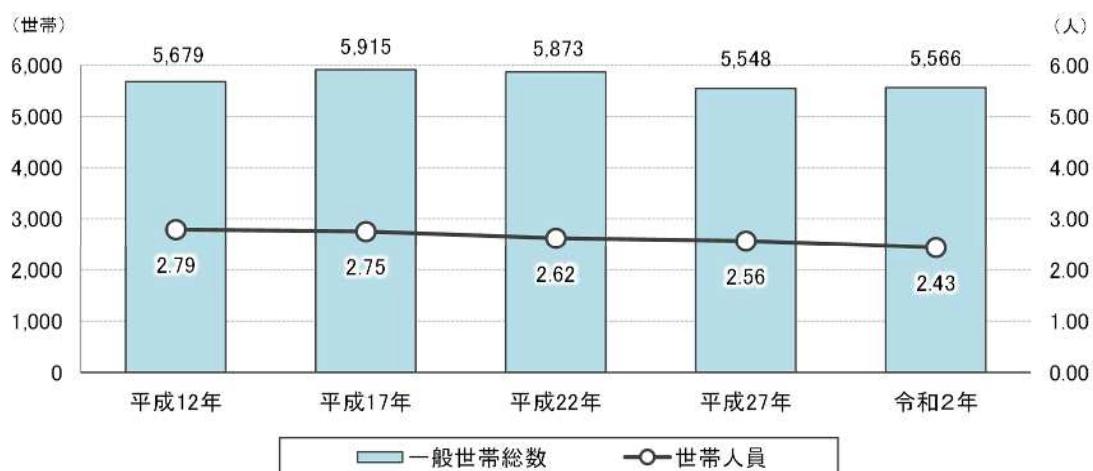
(3) 世帯の動向

1) 世帯数及び世帯人員の推移

国勢調査によると、本町における一般世帯総数は平成 17 年まで増加傾向にありましたが、平成 27 年にかけて減少、令和 2 年では僅かに増加し 5,566 世帯となっています。

また、一世帯における世帯人員をみると、平成 12 年からの 25 年間で減少が続き、令和 2 年では 2.43 人となっています。

<一般世帯総数、世帯人員の推移>



<総人口、一般世帯総数、世帯人員の推移>

単位：世帯、人

	実績				
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	15,827	16,247	15,369	14,208	13,545
一般世帯総数	5,679	5,915	5,873	5,548	5,566
世帯人員	2.79	2.75	2.62	2.56	2.43

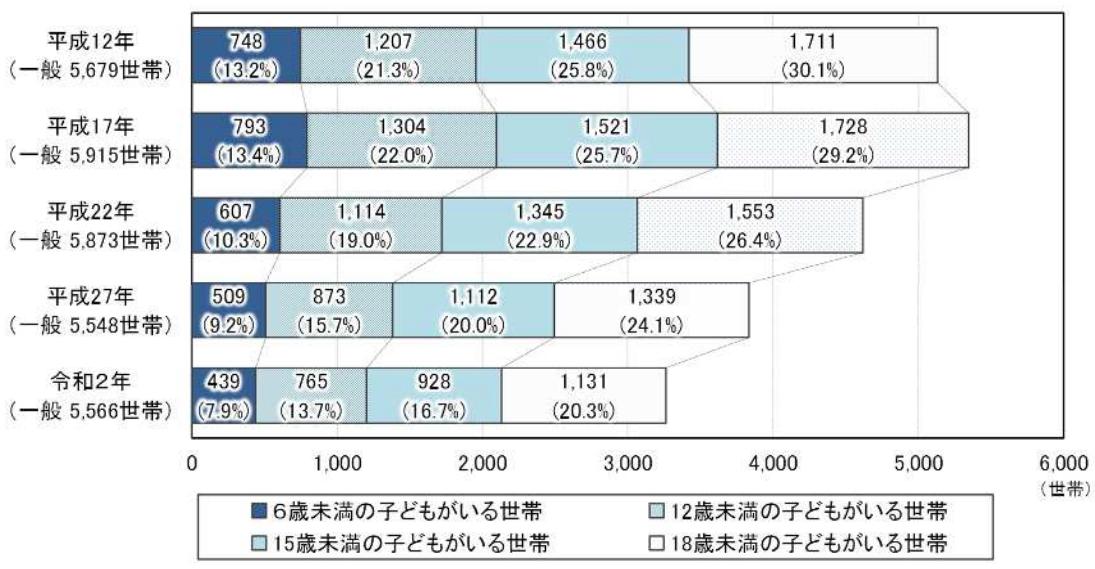
資料：国勢調査

2) こどもがいる世帯の推移

一般世帯のうち、18歳未満のこどもがいる世帯数は、平成17年以降減少が続いており、令和2年で1,131世帯、一般世帯に占める割合は20.3%となっています。

このうち、6歳未満のこどもがいる世帯をみると、令和2年で439世帯、一般世帯に占める割合は7.9%と、平成12年から5.3ポイント減少しています。

<こどもがいる世帯及び一般世帯に占める割合>

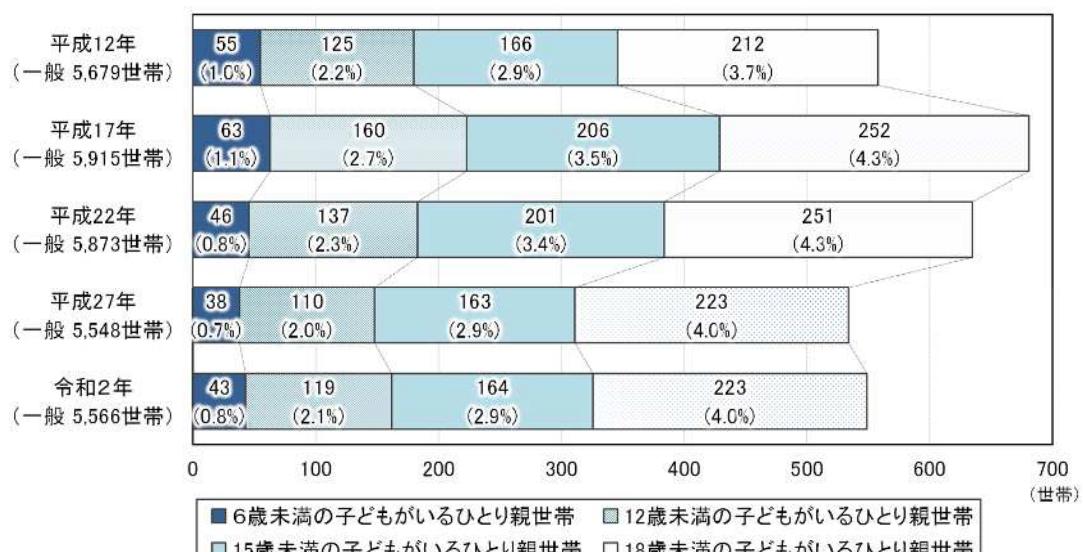


資料：国勢調査

3) ひとり親世帯の推移

こどものいる世帯における、18歳未満のこどもがいるひとり親世帯の数は、令和2年で223世帯、一般世帯数に占める割合は4.0%となっています。

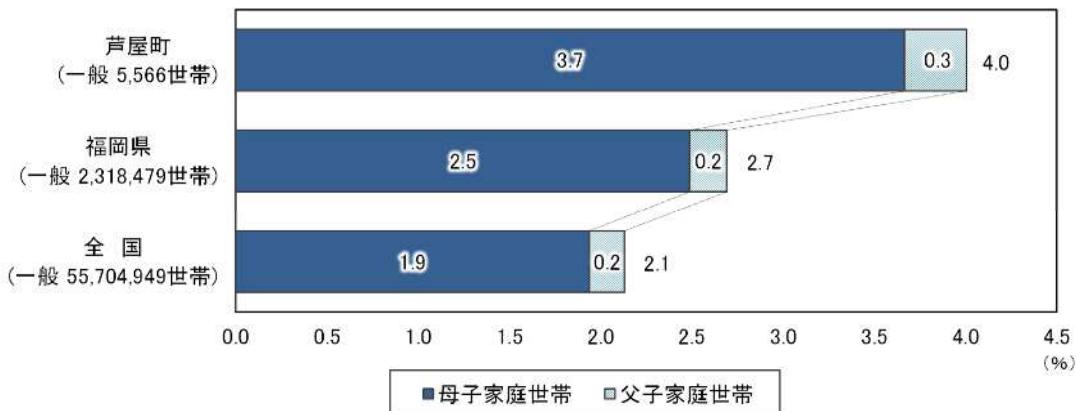
<ひとり親世帯及び一般世帯に占める割合>



資料：国勢調査

本町における18歳未満のこどもがいるひとり親世帯をみると、母子家庭世帯が一般世帯に占める割合は3.7%、父子家庭世帯が0.3%となっており、福岡県や全国と比較して、母子家庭世帯の割合及びひとり親世帯の割合が高くなっています。

＜ひとり親世帯が一般世帯に占める割合＞(令和2年)



資料：国勢調査

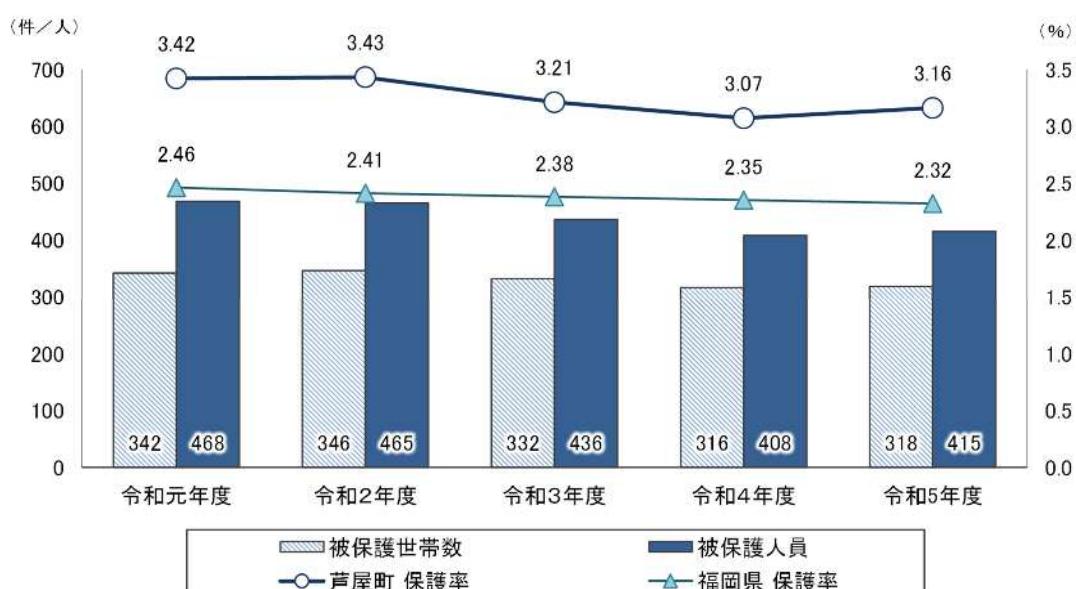
※母子家庭世帯：18歳未満のこどもがいる世帯のうち、女親とこどもからなる世帯

※父子家庭世帯：18歳未満のこどもがいる世帯のうち、男親とこどもからなる世帯

4) 生活保護受給世帯および被保護人員の推移

本町の生活保護受給世帯および被保護人員は令和2年度から令和4年度にかけて減少傾向にありましたが、令和5年度には被保護世帯数が318世帯、被保護人員が415人と令和4年度と比較して微増しています。また、保護率は令和5年度で3.16%となっており、福岡県と比較して高くなっています。

＜生活保護受給世帯・被保護人員数及び保護率の推移＞



資料：府内資料（各年度3月31日）

※福岡県の保護率は「福岡県の生活保護」より。

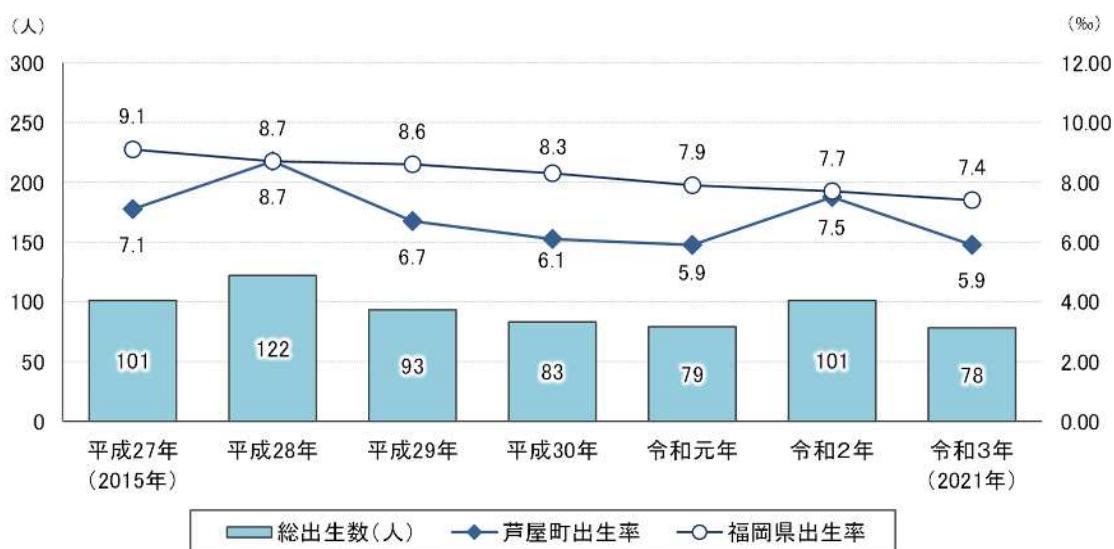
(4) 人口動態

1) 出生数と出生率

出生数をみると、平成 28 年の 122 人を境に、令和元年の 79 人まで減少し、令和 2 年に 101 人と増加しましたが、令和 3 年では再び 78 人と、増減を繰り返しています。

また、本町の出生率（人口千人あたりの出生数）は、平成 28 年に福岡県の出生率と同率になりましたが、以降は再び下回って推移しており、令和 3 年では 5.9% となってています。

＜出生数及び出生率の推移＞



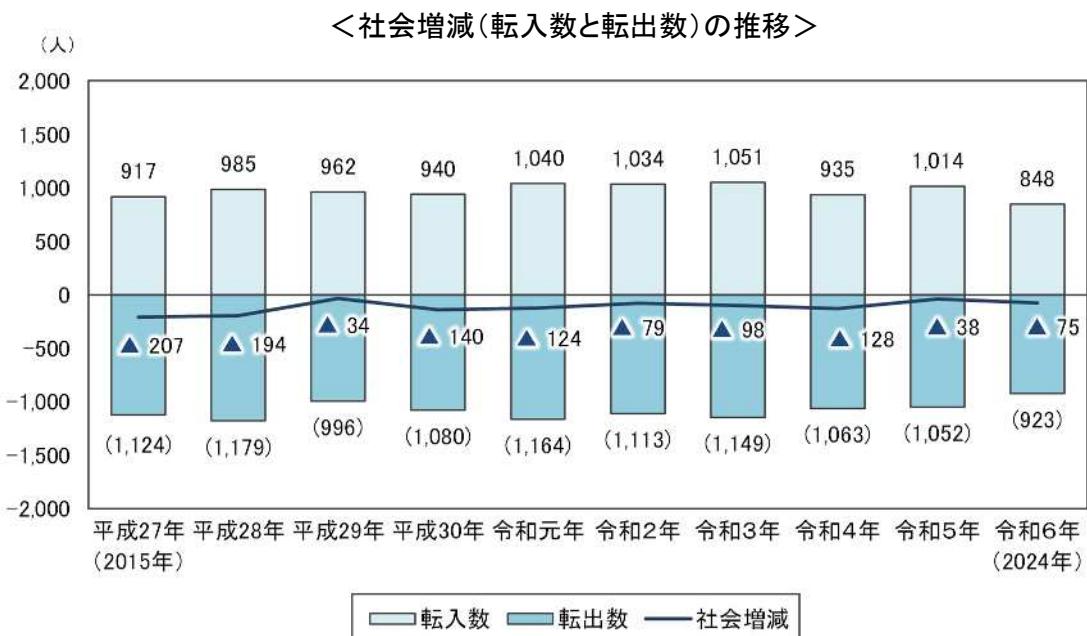
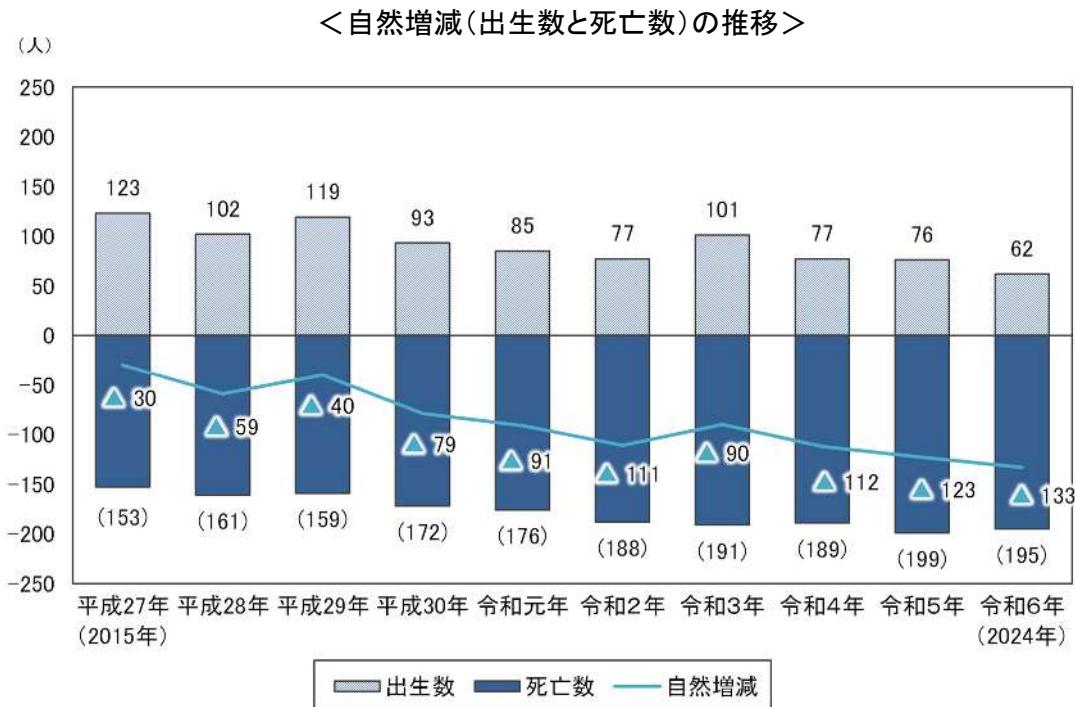
資料：福岡県人口動態統計

※出生率 (%) = (出生者数 ÷ 人口) × 1000

2) 自然増減と社会増減

本町の自然増減は、令和元年以降、自然減（死亡数が出生数を上回る状態）が90人以上で推移しています。令和6年では出生数が62人に対し、死亡数が195人となっており、自然減が133人と平成27年以降で最も高くなっています。

社会増減においても、社会減（転出数が転入数を上回る状態）の状態が継続しており、令和6年で転入数が848人、転出数が923人、社会減は75人となっています。



資料：人口動態調査

※自然増減＝出生数－死亡数

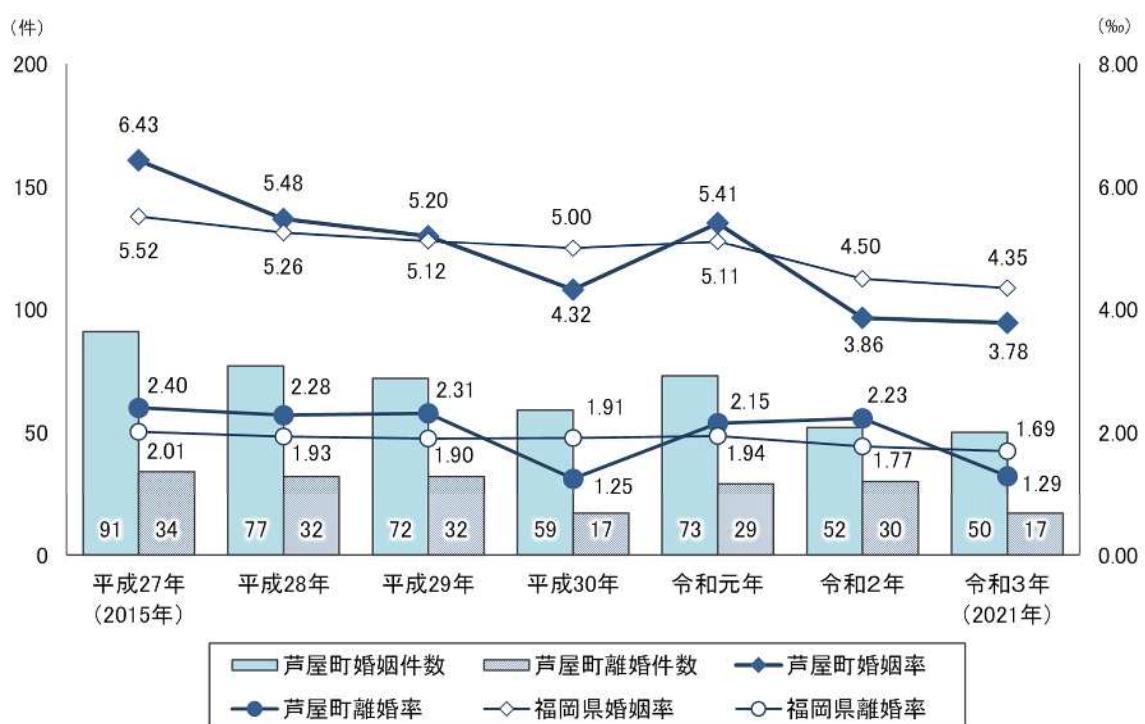
※社会増減＝転入数－転出数

3) 婚姻と離婚

本町における婚姻件数は、平成 27 年から平成 30 年まで減少傾向にあり、令和元年には一度増加しましたが、以降は再び減少し、令和 3 年では 50 件となっています。婚姻率（人口千人あたりにおける婚姻件数）は平成 30 年及び令和 2 年以降、福岡県を下回っています。

離婚件数は、令和 3 年で 17 件となっています。離婚率（人口千人あたりにおける離婚件数）をみると、平成 30 年と令和 3 年は離婚件数の減少に伴い、福岡県の離婚率より低くなっています。

＜婚姻数(率)と離婚数(率)の推移＞



資料：福岡県人口動態統計

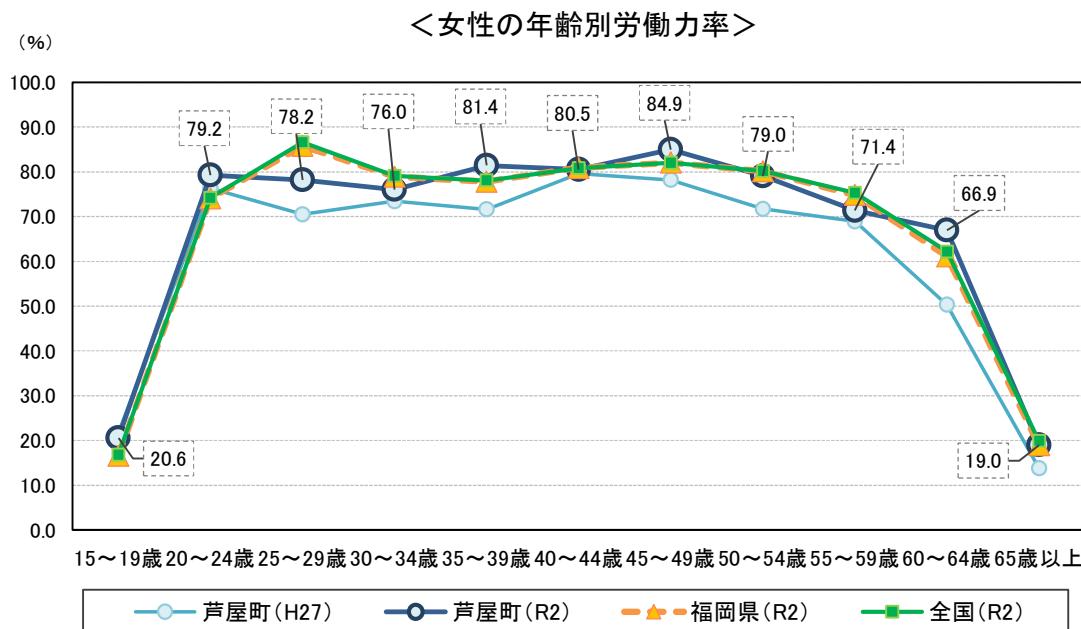
※婚姻率 (‰) = (婚姻件数 ÷ 人口) × 1000

※離婚率 (‰) = (離婚件数 ÷ 人口) × 1000

(5) 就労状況

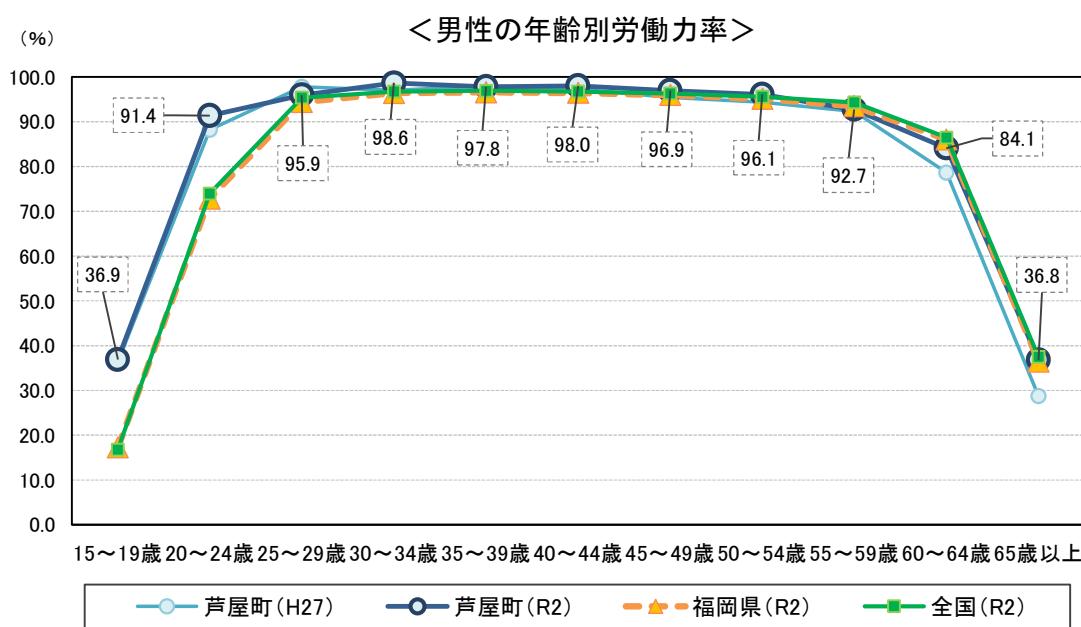
1) 年齢別労働力率

本町（令和2年）の女性の年齢別労働力率は、25～29歳、30～34歳、55～59歳の年齢層で福岡県及び全国の割合を下回っています。



資料：国勢調査 ※数値は芦屋町（令和2年）の労働力率

本町（令和2年）の男性の年齢別労働力率は、15～54歳の年齢層で福岡県や全国の割合より高い傾向にあり、特に20～24歳では91.4%と、福岡県（72.8%）及び全国（74.0%）の割合を大きく上回っています。



資料：国勢調査 ※数値は芦屋町（令和2年）の労働力率

2) 就労状況を踏まえた家庭類型

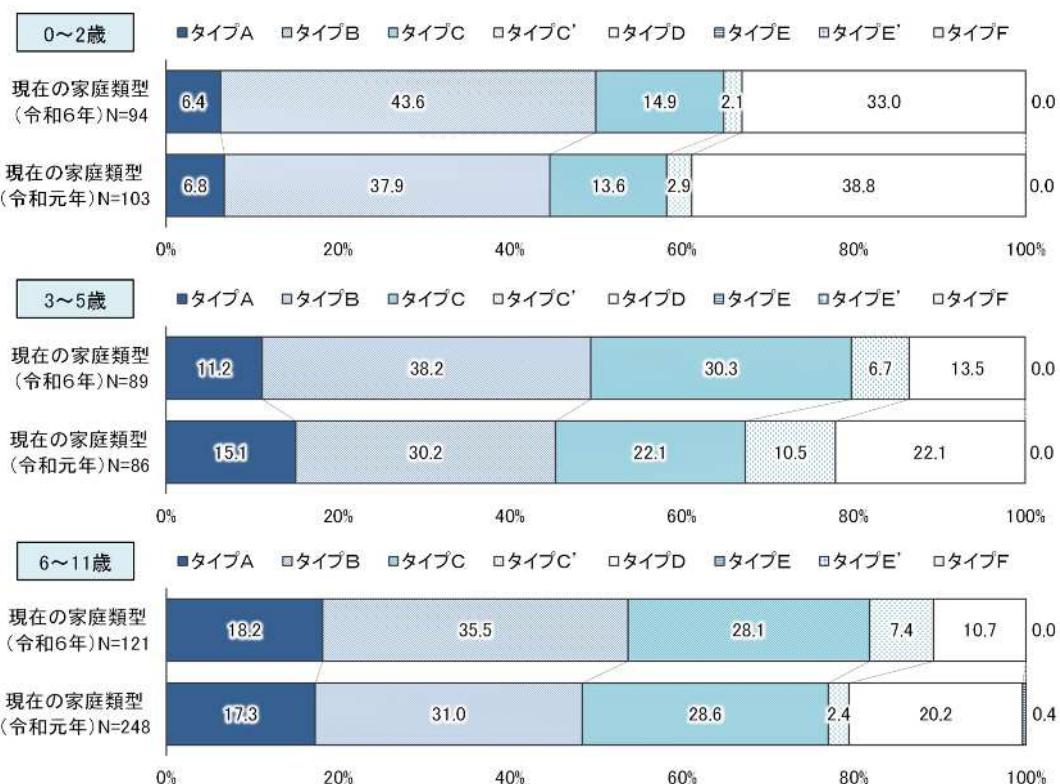
ニーズ調査結果を用いて、母親と父親の就労状況から現在の家庭類型（教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに必要な世帯の分類化）を整理すると、令和6年では0～11歳までのこどものいる家庭すべてにおいて、「タイプB（フルタイム×フルタイム）」が最も多くなっています。

また、0～2歳のこどものいる家庭では「タイプB」に次いで、「タイプD（専業主婦（夫））」が多くなっていますが、令和元年と比較すると減少がみられます。3～5歳では、「タイプB」「タイプC（フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部））」が令和元年から8ポイント以上増加しています。6～11歳では、令和元年と比較して「タイプC’（フルタイム×パートタイム（月64時間未満+64時間～120時間の一部））」が増加し、「タイプD」が減少しています。

＜家庭類型の種類＞

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）
C'	フルタイム×パートタイム（月64時間未満+64時間～120時間の一部）
D	専業主婦（夫）
E	パート×パート（双方月120時間以上+64時間～120時間の一部）
E'	パート×パート（いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部）
F	無業×無業

＜就労状況を踏まえた家庭類型の構成＞



(6) 子どもの状況

1) 就学援助受給者の状況

就学援助受給者数は、令和5年度では小学生が133人、中学生が83人となっています。認定率をみると、小学生では令和2年度の22.7%から令和5年度で20.0%と減少傾向にあります。中学生では令和2年度から令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度に増加に転じ24.0%となっています。

＜就学援助受給者数及び認定率の推移＞



資料：府内資料（各年度3月31日）

2) 児童扶養手当受給世帯の状況

児童扶養手当受給世帯総数は、令和5年度で186世帯となっています。母子世帯および養育者世帯は令和3年度以降増加傾向にあり、父子世帯は令和5年度に減少しています。

＜児童扶養手当受給世帯の推移＞

単位：世帯

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子世帯	164	172	177
父子世帯	6	6	5
養育者世帯	1	2	4
総数	171	180	186

資料：府内資料（各年度3月31日）

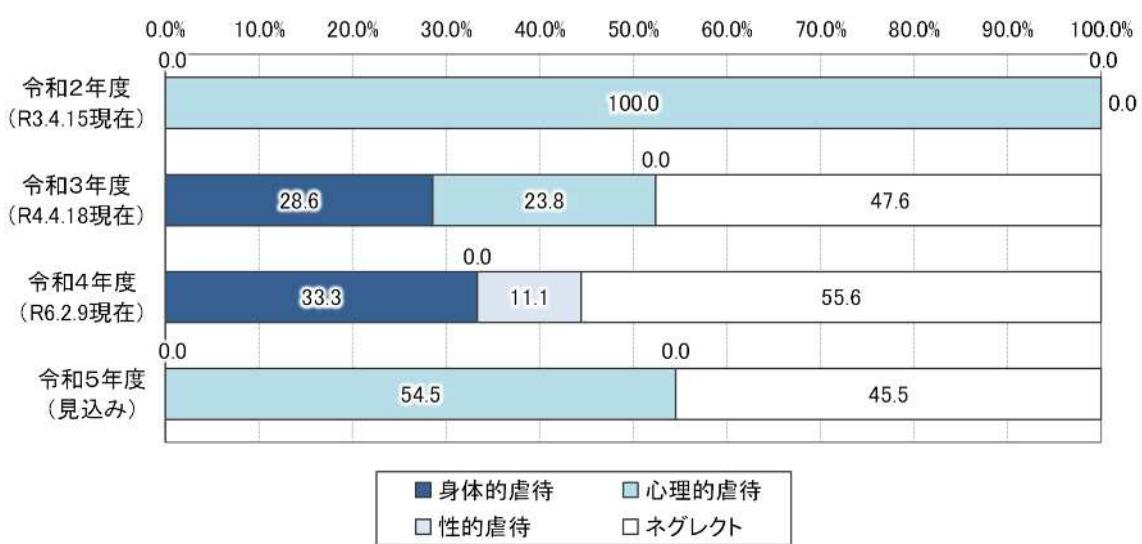
3) 児童虐待等に関する状況

① 児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳

本町における児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の割合をみると、令和5年度では、心理的虐待が54.5%と半数以上を占めており、ネグレクトが45.5%となっています。

児童虐待相談・通告件数の総数の推移をみると、令和3年度が21件と近年で最も多くなっていましたが、令和4年度に減少し9件となっています。

<児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の推移>



単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体的虐待	0	6	3	0
心理的虐待	1	5	0	6
性的虐待	0	0	1	0
ネグレクト	0	10	5	5
総数	1	21	9	11

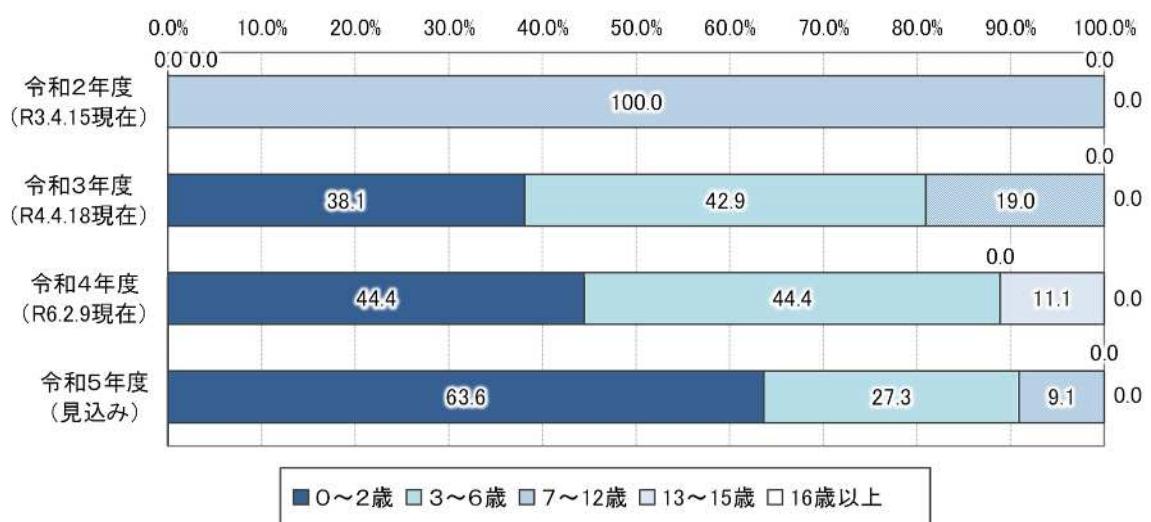
資料：福祉行政報告例

② 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳

本町における児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳をみると、令和5年度では、0～2歳が63.6%と最も高く、次いで、3～6歳が27.3%、7～12歳が9.1%となっています。

児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の推移をみると、0～2歳児は、令和3年度から令和4年度にかけて減少していましたが、令和5年度（見込み）に再び増加し7件となっています。3～6歳児は、令和3年度以降減少傾向にあり、令和5年度では3件となっています。

＜児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の推移＞



単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
0～2歳	0	8	4	7
3～6歳	0	9	4	3
7～12歳	1	4	0	1
13～15歳	0	0	1	0
16歳以上	0	0	0	0
総数	1	21	9	11

資料：福祉行政報告例

③ こどもから見た虐待者の関係

本町の児童虐待におけるこどもから見た虐待者の関係をみると、令和5年度では、実母が100.0%となっています。

こどもから見た虐待者の件数をみると、実父からの虐待は令和3年度以降減少していますが、実母からの虐待は令和3年度と令和5年度（見込み）で11件と多くなっています。

<こどもから見た虐待者の関係の推移>



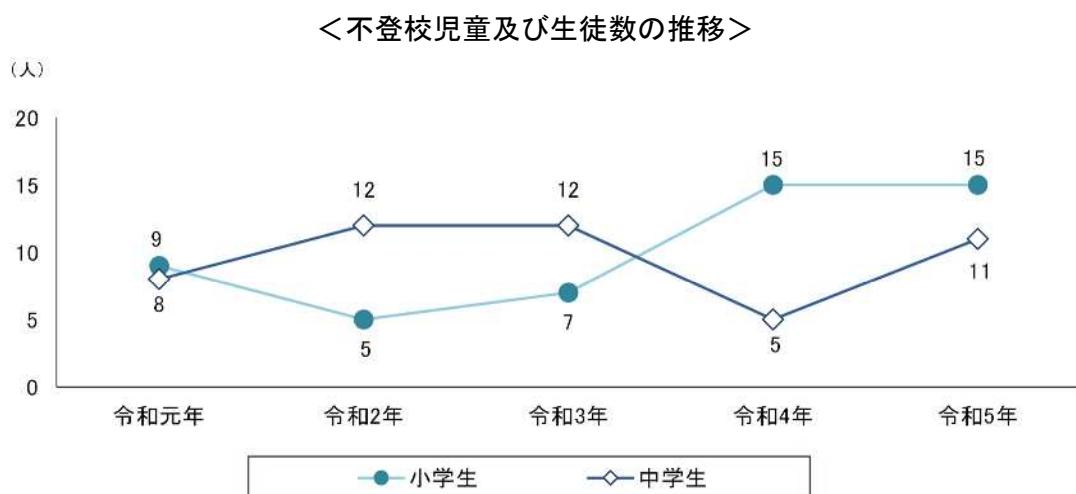
単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実父	1	9	3	0
実父以外の父親	0	1	1	0
実母	0	11	5	11
実母以外の母親	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
総数	1	21	9	11

資料：福祉行政報告例

4) 不登校等に関する状況

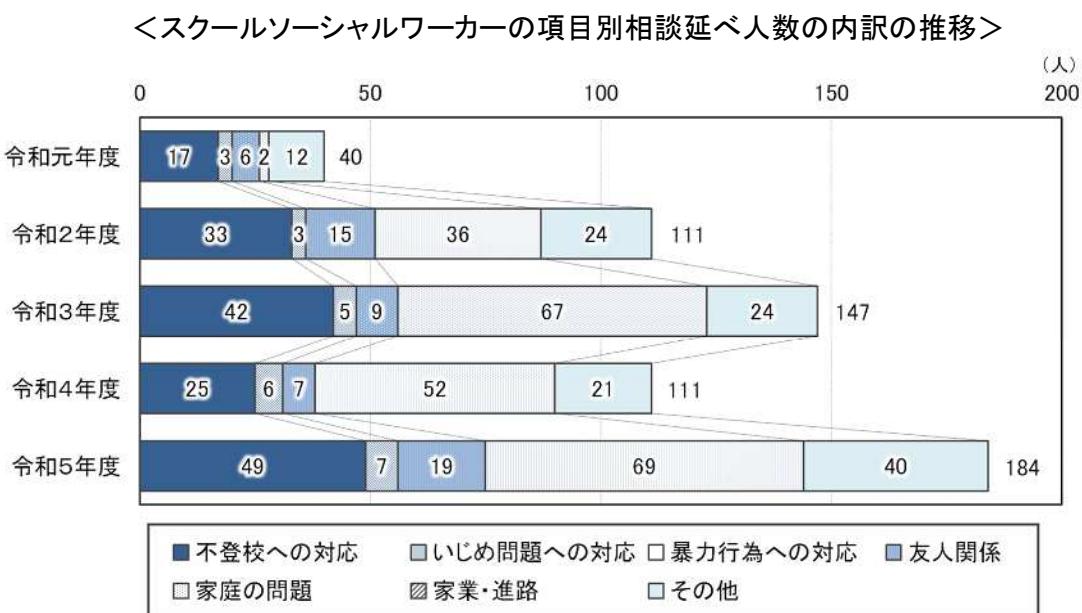
本町の不登校児童及び生徒数の推移をみると、小学生は、令和2年以降増加傾向にあり、令和5年で15人となっています。中学生は、令和4年に減少しましたが、令和5年に増加に転じ11人となっています。



資料：府内資料（各年3月31日）

スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の内訳をみると、令和5年度では、家庭の問題が69件と最も高くなっています。次いで、不登校への対応が49件、その他が40件、友人関係が19件、いじめ問題への対応が7件と続いています。

スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の推移をみると、令和5年度では184件となっており、令和元年と比較すると、4.6倍増加しています。



資料：府内資料（各年度3月31日）

2 こども・子育ての社会資源

(1) 教育・保育施設の整備状況

1) 幼稚園、認定こども園

本町には、1か所の幼稚園と1か所の認定こども園があります。

令和6年5月1日現在、町内在園児数は51人、入所率は32.9%となっています。

<幼稚園・認定こども園の利用状況>

単位：人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園 芦屋中央幼稚園	定員	150	150	150	150	120
	在園児数	73	58	47	35	27
	入所率	48.7%	38.7%	31.3%	23.3%	22.5%
愛生幼稚園	定員	35	35	35	35	35
	在園児数	27	30	24	29	24
	入所率	77.1%	85.7%	68.6%	82.9%	68.6%
小計	定員	185	185	185	185	155
	在園児数	100	88	71	64	51
	入所率	54.1%	47.6%	38.4%	34.6%	32.9%
町外の幼稚園利用児童		6	6	7	9	9
幼稚園利用児童数 合計		106	94	78	73	60

資料：府内資料（各年5月1日）

<芦屋町民による幼稚園・認定こども園の利用状況>（令和6年5月1日）

単位：人

	定員	在園児数				合計	入所率
		3歳	4歳	5歳	6歳		
認定こども園 芦屋中央幼稚園	120	9	10	6	2	27	22.5%
愛生幼稚園	35	10	7	7	0	24	68.6%
小計	155	19	17	13	2	51	32.9%
町外の幼稚園利用児童			3	3	2	1	9
合計			22	20	15	3	60

資料：府内資料（令和6年5月1日）

2) 保育所（園）

本町では、4か所の認可保育所と1か所の認定こども園で保育を実施しています。

令和6年5月1日現在、町内保育所の在園児数は300人、入所率は83.3%となっています。

<保育所の利用状況>

単位：人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
緑ヶ丘保育園	定員	90	90	90	90	90
	在園児数	57	53	55	50	53
	入所率	63.3%	58.9%	61.1%	55.6%	58.9%
山鹿保育所	定員	70	70	70	70	70
	在園児数	64	59	59	58	57
	入所率	91.4%	84.3%	84.3%	82.9%	81.4%
芦屋保育園	定員	90	90	70	70	70
	在園児数	74	68	67	57	51
	入所率	82.2%	75.6%	95.7%	81.4%	72.9%
若葉保育所	定員	90	90	90	90	90
	在園児数	97	103	102	95	93
	入所率	107.8%	114.4%	113.3%	105.6%	103.3%
認定こども園 芦屋中央幼稚園	定員	40	40	40	40	40
	在園児数	26	32	41	46	46
	入所率	65.0%	80.0%	102.5%	115.0%	115.0%
小計	定員	380	380	360	360	360
	在園児数	318	315	324	306	300
	入所率	83.7%	82.9%	90.0%	85.0%	83.3%
町外の保育所利用児童		5	3	4	2	6
保育所利用児童数 合計		323	318	328	308	306
町外からの受託児童数		23	22	30	35	43

資料：府内資料（各年5月1日）

<保育所の利用状況>（令和6年5月1日）

単位：人

	定員	在園児数							合計	入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳		
緑ヶ丘保育園	90	5	9	10	10	9	8	2	53	58.9%
山鹿保育所	70	1	6	13	13	9	14	1	57	81.4%
芦屋保育園	70	4	4	8	12	12	9	2	51	72.9%
若葉保育所	90	1	19	16	17	19	17	4	93	103.3%
認定こども園 芦屋中央幼稚園	40	0	4	7	10	15	9	1	46	115.0%
小計	360	11	42	54	62	64	57	10	300	83.3%
町外の保育所利用児童	0	3	2	0	1	0	0	0	6	
合計	11	45	56	62	65	57	10	306		
町外からの受託児童数	0	8	8	13	6	8	0	43		

資料：府内資料（令和6年5月1日）

3) 小学校・中学校

本町には3か所の小学校と1か所の中学校があります。

小学校児童数は、令和5年5月1日現在で666人、中学校生徒数は、令和5年5月1日現在で345人となっています。

<小学校児童数の推移>

単位：人

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
山鹿小学校	学級数	14	14	14	13	14
	児童数	328	313	311	308	302
芦屋小学校	学級数	9	9	9	9	9
	児童数	191	177	186	179	184
芦屋東小学校	学級数	8	9	9	8	9
	児童数	193	196	198	183	180
合 計	学級数	31	32	32	30	32
	児童数	712	686	695	670	666

資料：福岡県教育便覧（各年5月1日）

<中学校生徒数の推移>

単位：人

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
芦屋中学校	学級数	14	13	12	12	12
	生徒数	379	347	321	323	345

資料：福岡県教育便覧（各年5月1日）

4) 学童クラブ

町内小学校に在籍する全児童を対象とした学童クラブを町内では3か所で実施しています。令和6年5月1日現在の登録者数は229人となっており、小学校1年生～4年生までの各学年で40名以上が登録しています。

<学童クラブの登録者数>

単位：人

	定員数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
山鹿小学校学童クラブ	100	25	30	29	18	8	5	115
芦屋小学校学童クラブ	60	14	13	4	10	6	1	48
芦屋東小学校学童クラブ	50	16	17	12	12	6	3	66
合 計	210	55	60	45	40	20	9	229

資料：府内資料（令和6年5月1日）

(2) 子育て支援にかかる施設等

1) 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」

芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」では、子育てに関する相談（電話・来所・訪問）や情報提供、子育て広場の開放、各種イベントの開催等、こどもと子育て家庭を支援する様々な取り組みを行っています。公民館で出前たんぽぽ広場も行っています。

2) こども家庭センター

令和6年4月から「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を一本化した、「こども家庭センター」を新たに設置し、妊産婦や子育て家庭、こどもを対象に切れ目のない相談や支援を行っています。相談内容により保健師や社会福祉士などの専門職が対応しています。

3) 病児・病後児保育室

中間市と遠賀郡4町（芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）で、病児または病気回復期にある児童（生後4ヶ月～小学校6年生）を対象とした病児・病後児保育室「ぞうさんルーム」を運営しています。（遠賀中間医師会おんが病院内）

1日あたりの定員は最大10人（病児の病状によって変動あり）となっています。

4) 乳児院・児童養護施設

保護者が病気・仕事・看護・出産等の理由や育児疲れなどによって家庭における養育が一時的に困難になった場合、児童を預かり、養育している施設です。未就学児を対象とする鞍手乳児院（鞍手町）及び3歳以上の児童を対象とする児童養護施設報恩母の家（岡垣町）への委託により実施しています。

5) その他

親子の活動の場や住民同士の交流の場などで、こども・子育てを支援しています。

区分	施設
こども・親子の活動・居場所	芦屋町図書館
	町民会館
	総合体育館
	芦屋海浜公園
	芦屋海浜公園レジャープール（アクアシアン）
地域における住民同士の交流の場	地区公民館（3か所）、自治区公民館等（29か所）
	ボランティア活動センター（登録団体29団体）
	子ども会（12団体）

3 第2期計画の実施状況

(1) 教育・保育施設給付等、地域子ども・子育て支援事業の実施状況

1) 教育事業（幼稚園、認定こども園）

▼ 事業概要

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。

町内では、私立幼稚園1か所と認定こども園1か所で実施しています。

▼ 対象者

3歳児～5歳児

▼ 実施状況および課題

各年度、量の見込みを実績が上回っていますが、提供体制は確保できています。また、利用実績は令和2年度以降、減少傾向にありましたが、令和6年度に増加に転じました。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	131	119	126	116	108
	確保数	185	185	185	185	185
実績値	町内児童	113	110	91	83	77
	町外児童	141	137	119	112	127
	計	254	247	210	195	204
町外施設利用者		6	7	12	11	9

※量の見込みと確保数には、町外からの受託児童を含みます。

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

2) 保育事業（保育所、認定こども園）

▼ 事業概要

保育所は、就労等により家庭で保育できない保護者に代わってこどもを保育する施設です。

町内では、認可保育所（園）4か所と認定こども園1か所で実施しています。

▼ 対象者

0歳児～5歳児

▼ 実施状況および課題

2号認定における保育所の利用実績は、各年度、量の見込みを上回っていますが、提供体制は確保できています。

3号認定の0歳児の利用実績は、量の見込みを大きく上回っており、各年度40人を超えて推移しています。

3号認定の1～2歳児の利用実績は、令和3年度までは量の見込みを実績値が下回っていましたが、令和4年度以降は量の見込みを実績値が上回って推移しています。

2) -① 2号認定（3～5歳）

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	176	168	184	184	184
	確保数	220	220	210	210	210
実績値	町内児童	226	206	219	195	207
	町外児童	21	14	14	19	17
	計	247	220	233	214	229
町外施設利用者		9	3	3	3	2

※量の見込みと確保数には、町外からの受託児童を含みます。

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

2) -② 3号認定（0歳）

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	15	15	15	15	15
	確保数	50	50	45	45	45
実績値	町内児童	38	40	35	37	36
	町外児童	3	6	7	4	5
	計	41	46	42	41	41
町外施設利用者		0	0	0	0	0

※量の見込みと確保数には、町外からの受託児童を含みます。

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

2) -③ 3号認定（1～2歳）

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	129	131	78	81	82
	確保数	110	110	105	105	105
実績値	町内児童	107	107	105	108	110
	町外児童	4	13	18	17	13
	計	111	120	123	125	123
町外施設利用者		0	2	3	3	2

※量の見込みと確保数には、町外からの受託児童を含みます。

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象として、市町村が地域の実情に応じて取り組む事業として、以下の14事業があります。

1. 延長保育事業
2. 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
3. 子育て短期支援事業（ショートステイ）
4. 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
5. 一時預かり事業
6. 病児・病後児保育事業
7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（※）
8. 利用者支援事業
9. 乳児家庭等全戸訪問事業
10. 養育支援訪問事業
11. 妊婦健康診査事業
12. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
14. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1) 延長保育事業

▼ 事業概要

保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。町内にあるすべての認可保育所で延長保育を実施しています。

▼ 対象者

0歳児～5歳児

▼ 実施状況および課題

令和4年度は、量の見込みを上回る利用実績になっていますが、計画どおり提供体制を確保できている状況です。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	159	154	92	87	83
	確保数	159	154	92	87	83
実績値		105	97	109	81	77

※令和4年度に量の見込みを修正しました。

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

▼ 事業概要

保護者が就労等のために閑居家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。現在、町内では3か所で実施しています。

▼ 対象者

小学校1年生～6年生

▼ 実施状況および課題

利用実績は、令和2年度以降、増加しています。令和5年度および令和6年度では、量の見込みを上回っていますが、提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	211	217	207	212	197
	6～8歳 (低学年)	151	161	153	164	146
	9～11歳 (高学年)	60	56	54	48	51
	確保数	190	190	190	190	190
実績値		181	195	197	235	220

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

▼ 事業概要

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児・看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。町内には児童養護施設等はなく、鞍手乳児院（鞍手町）及び児童養護施設報恩母の家（岡垣町）への委託により実施しています。

▼ 対象者

0歳～18歳までの児童

▼ 実施状況および課題

令和6年度の利用実績は、量の見込みを大きく上回っていますが、同一人の利用急増によるものであり、提供体制は確保できています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	1	1	1	1	1
	確保数	1	1	1	1	1
実績値		0	2	0	14	58

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

▼ 事業概要

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」1か所で実施しています。

▼ 対象者

小学校就学前児童と保護者

▼ 実施状況および課題

利用実績は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための利用者制限を設定したことにより減少しましたが、令和4年度から徐々に利用者制限を解除し、回復傾向にあります。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	9,040	9,049	9,057	9,066	9,074
	確保数	9,040	9,049	9,057	9,066	9,074
実績値		5,400	3,700	4,593	7,499	7,507

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

5) 一時預かり事業

5) -① 幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

▼ 事業概要

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童（幼稚園在園児、認定こども園在園児）を、幼稚園、認定こども園で一時的に預かる事業です。現在、町の幼稚園1か所と認定こども園1か所で実施しています。

▼ 対象者

3歳児～5歳児

▼ 実施状況および課題

令和3年度以降は、ニーズ量を満たすことができています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	5,577	5,511	5,445	5,380	5,316
	確保数	5,577	5,511	5,445	5,380	5,316
実績値		6,674	3,342	3,049	3,345	3,281

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

5) -② 認可保育所による一時預かり事業

▼ 事業概要

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所で一時的に預かる事業です。現在、芦屋保育園と緑ヶ丘保育園の2か所で実施しています。

▼ 対象者

0歳児～5歳児

▼ 実施状況および課題

全てのニーズ量を満たすことができています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	293	287	210	210	210
	確保数	293	287	210	210	210
実績値		182	216	179	181	181

※令和4年度に量の見込みを修正しました。

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

6) 病児・病後児保育事業

▼ 事業概要

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復時に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設で一時的な保育を行う事業です。現在、町内には施設はありませんが、中間市、遠賀郡4町で運営している病児・病後児保育室「そらんルーム」（遠賀中間医師会おんが病院内）で実施しています。

▼ 対象者

生後4ヶ月～小学校6年生

▼ 実施状況および課題

令和3年度までは量の見込みを実績値が大きく下回っていましたが、令和4年度に量の見込みを修正してからは大きな乖離はありません。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	146	165	20	20	20
	確保数	146	165	20	20	20
実績値		0	7	11	37	20

※令和4年度に量の見込みを修正しました。

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

▼ 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。現在、本町では実施していません。

▼ 対象者

乳幼児（おおむね生後3ヶ月）～小学校6年生

▼ 実施状況および課題

実施について検討しましたが、実施には至っていません。今後、ニーズを把握し、実施について検討する必要があります。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	17	15	16	15	15
	確保数	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

8) 利用者支援事業

▼ 事業概要

こどもやその保護者が、幼稚園や認可保育所等での教育・保育や一時預かり、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

▼ 対象者

妊娠・産婦・子育て期の人やその家族

▼ 実施状況および課題

平成29年3月以降、子育て世代包括支援センターで実施していましたが、令和6年4月からこども家庭センターを設置し、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の双方の機能を一体的に運営・実施しています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	1	1	1	1	1
	確保数	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

9) 乳児家庭全戸訪問事業

▼ 事業概要

保健師・助産師が生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発達や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

▼ 対象者

0歳児とその母親

▼ 実施状況および課題

長期里帰りの場合を除き、出生児については全戸訪問し、児童の状況確認、必要な情報提供等を行っています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	88	86	84	84	84
	確保数	88	86	84	84	84
実績値		88	79	75	59	59

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

10) 養育支援訪問事業

▼ 事業概要

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

▼ 対象者

児童やその家庭

▼ 実施状況および課題

令和3年度までは量の見込みを実績値が上回っていましたが、令和4年度に量の見込みを修正してからは概ね同程度の値で推移しています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	14	14	20	20	20
	確保数	14	14	20	20	20
実績値		25	22	16	25	20

※令和4年度に量の見込みを修正しました。

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

11) 妊婦健康診査事業

▼ 事業概要

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

▼ 対象者

妊婦

▼ 実施状況および課題

全妊婦が健診を受診していますが、母子手帳交付件数が減っており、それに伴って妊婦健診受診者数も減少しています。

■ 第2期計画期間における見込量と実績

単位：回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	1,066	1,054	1,066	1,054	1,066
	確保数	1,066	1,054	1,066	1,054	1,066
実績値		1,005	966	809	718	718

※実績は各年度3月31日現在。令和6年度は8月末時点。

12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（見込量算出対象外）

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（見込量算出対象外）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（見込量算出対象外）

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

(3) 第2期芦屋町子ども・子育て支援事業計画の施策の進捗状況

第2期計画では5つの基本目標と16の施策を定めています。それに基づく取組や事業について、町の担当課や関係課がそれぞれ内部評価を行い、第2期計画の評価検証を行いました。

1) 第2期計画の施策の評価（総括表）

＜第2期計画の施策の評価（総括表）＞

基本目標	施策	平均点	施策評価	基本目標評価
基本目標1 子どもと親の健やかな育ちを支える	1 子どもと親の健康づくり	3.0	A	A
	2 きめ細かな相談支援体制の充実	3.0	A	
	3 子どもの健全な成長を支える食育の機会の充実	2.6	A	
基本目標2 子どもと親が安心して生活できる	1 乳幼児期の教育・保育の充実	3.0	A	A
	2 子育てに関する情報提供の充実	2.6	A	
	3 地域の多様な子育て支援サービスの充実	2.7	A	
基本目標3 子どもの権利を守り自立を支える	1 障がいのある子どもと家庭への支援の充実	2.9	A	A
	2 虐待・DV等の暴力被害の予防、早期発見と被害を受けた子どもと家庭への支援	3.0	A	
	3 ひとり親家庭の自立に向けた支援	3.0	A	
	4 子育て家庭への経済的支援、子どもの貧困対策の推進	3.0	A	
基本目標4 子どもと親がともに学び育つ	1 学校教育の充実	3.0	A	A
	2 生涯学習、地域での子育ての充実	2.1	B	
	3 生涯にわたる人権教育の推進	3.0	A	
基本目標5 地域全体が子育てを支え見守る	1 子どもと親の遊び場、交流の場の充実	2.5	A	A
	2 子育てと仕事の両立支援	2.9	A	
	3 安全な子育て環境づくり	2.9	A	

平均点	評価	評価結果
2.5点以上	A	十分に取り組むことができた
2.5点未満	B	概ね取り組むことができた
2点未満	C	あまり取り組むことができなかつた
1点未満	D	ほとんど取り組むことができなかつた

※平均点は小数点第2位以下を四捨五入しているため、平均点が3.0でも、施策評価がBとなっている場合があります。

2) 第2期計画の実施状況

基本目標1 子どもと親の健やかな育ちを支える

基本施策（1）子どもと親の健康づくり	
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 母子手帳交付時に保健師が母親と面談をしました。また、妊娠5か月に体調伺いの電話を保健師が実施し、必要であれば、管理栄養士による栄養指導につなげました。○ 助産師や保健師、管理栄養士が出産準備について講話や実技指導を行い、出産・子育てに関する悩みや不安の軽減を図りました。○ 乳幼児健康診査等を通じて支援が必要と判断された対象者には、訪問・電話でのフォローを継続して、相談しやすい関係づくりを構築しました。	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none">◊ 不安等を話しやすい環境整備を推進することが重要です。◊ 今後も支援が必要な家庭には継続してフォローを行い、信頼関係を構築することが必要です。	

基本施策（2）きめ細かな相談支援体制の充実

取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 随時妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行いました。○ 臨床心理士による発達相談（ほほえみ相談）を実施し、支援が必要な子どもやその保護者等の早期発見、早期支援を行いました。	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none">◊ 各々抱えている状況が複雑化しているため、一人一人にあった対応ができるよう、研修等で保健師の資質向上を図ることが必要です。◊ 令和6年度に設置した「こども家庭センター」について、あらゆる場面で周知し、利用促進を図ることが必要です。	

基本施策（3）子どもの健全な成長を支える食育の機会の充実

取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 乳幼児食教室「ぱくぱく料理教室」を年4回実施しました。○ 食生活改善推進会と連携し、親子料理教室を開催し、調理実習を行いました。	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none">◊ 様々な情報が溢れており、離乳食の進め方に不安がある保護者も多く、調理実習を通して正しい情報を伝えていくことが必要です。◊ ボランティア組織と連携を図り、食の学習等の機会を提供するために、出前講座の周知を行うことが必要です。	

基本目標2 子どもと親が安心して生活できる

基本施策（1）乳幼児期の教育・保育の充実	
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 利用定員の確保を行い、待機児童の発生を防ぎました。○ 町内の私立保育所、幼稚園、認定こども園全園に対して英会話教室事業費の補助金を交付しました。○ 幼児教育・保育の環境を充実させるため、施設・設備の整備事業費の2分の1を補助金として交付しました。	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none">◊ 幼児期からの英会話教育を推進するため、引き続き、英会話教室事業費に対する補助金交付を行うことが求められます。◊ 引き続き、施設・設備の整備事業に関する補助金を交付しますが、施設が要望する整備事業の必要性や公益性については十分に検討する必要があります。	

基本施策（2）子育てに関する情報提供の充実	
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 広報あしやや町ホームページで保育所等や子育て支援事業のお知らせを随時行いました。○ 令和5年5月から新型コロナウィルス感染症感染拡大防止のための利用者制限を解除し、子育てに関するイベントを実施することができました。	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none">◊ 子育て関連の申請手続きがオンラインで行えるマイナポータルの活用について検討することが必要です。◊ 様々な感染症対策を講じつつ、子育て関連のイベントや講演会等を開催するとともに、情報のデジタル化等、若い世代が情報を受け取りやすい手段を検討することが必要です。	

基本施策（3）地域の多様な子育て支援サービスの充実	
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 子育て支援センターで、センター職員のほか臨床心理士等による相談事業を実施しました。また月2回の日曜開所を行いました。○ 延長保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、学童クラブ、病児・病後児保育事業等、多様な子育て支援サービスを利用希望者に対して不足なく提供しました。	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none">◊ ファミリー・サポート・センター事業の実施に向けた検討を引き続き行うことが必要です。	

基本目標3 子どもの権利を守り自立を支える

基本施策（1）障がいのある子どもと家庭への支援の充実	
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 臨床心理士による発達相談（ほほえみ相談）および発達教室（ほほえみ教室）を実施しました。○ 発達教室に参加しているこどもについては、定期的に発達相談を行い、発達の状況等の確認を行いました。○ 就学児健診時に「あしやすくすくファイル」を活用し、学校職員と就学児及び保護者の面談を実施しました。○ 発達や成長が気になるこどもおよび保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談会を実施しました。○ 特別支援教育の資質向上のため、各校の特別支援コーディネーターを中心に研修会を実施しました。	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none">◇ 関係機関が連携し、情報を共有することで、障がいのある子どもの早期発見および効果的な支援を行うことが必要です。	

基本施策（2）虐待・DV等の暴力被害の予防、早期発見と被害を受けた子どもと家庭への支援	
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none">○ 訪問や乳幼児健診等を通じて、親の育児不安や養育状況を把握するとともに、相談しやすい関係をつくり、虐待の発生予防・早期発見につなげました。○ 乳幼児健診未受診者には保健師が訪問等を行い、養育状況を確認しました。○ 不登校児童に対し、福祉的視点や多様な支援を用いる必要があると判断した場合には、スクールソーシャルワーカーによる訪問指導を行いました。○ 令和5年度から、庁内関係課と児童相談所で行っていた情報共有会議に、警察や子ども支援オフィス（水巻オフィス）を加え、芦屋町要保護児童対策協議会の実務者会議として開催しました。○ DVに関する相談があった場合、福岡県自立相談支援事務所等の関係機関と連携し、必要な支援につなげました。また、宗像・遠賀地域連絡協議会に出席し、関係機関との情報共有及び意見交換を行いました。	
今後の課題	
<ul style="list-style-type: none">◇ 令和6年度に設置した「こども家庭センター」を活かし、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応を切れ目なく行うことが必要です。◇ 引き続き、相談内容に応じて他機関と連携し、支援につなげるとともに、適切な初期対応ができるよう、職員の資質向上を図ることが必要です。	

基本施策（3）ひとり親家庭の自立に向けた支援

取り組みの状況

- 児童扶養手当の支給、ひとり親の医療費負担の軽減、保育所や学童クラブの保育料の軽減措置を行いました。
- 就業支援や養育費相談等はひとり親サポートセンター、その他生活全般の困りごとは福岡県の子ども支援オフィス（水巻オフィス）等の関係機関につなげました。

今後の課題

- ◊ 引き続き、支援を必要とする人に相談支援や情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。

基本施策（4）子育て家庭への経済的支援、子どもの貧困対策の推進

取り組みの状況

- 学習支援事業として、中学生を対象に学習会の参加を募集した結果、12名の応募があり、町民会館で週1回2時間程度の学習会を計40回開催しました。
- 所得に応じて保育所保育料や給食副食費の減免を行いました。
- 準要保護制度について、広報あしややホームページで周知するとともに、入学説明会等で制度の説明を行い、支援が必要な家庭に対して学用品や給食費、修学旅行費等の援助を行いました。
- 18歳の年度末までの医療費について、通院・入院の自己負担を無料としており、子育て世帯の経済的負担の軽減およびこどもの疾病の早期発見と早期治療を促進しています。
- 公共交通機関を利用して通学する小学生から高校生等までの児童生徒の保護者を対象に通学定期代の半額を補助しました。また、これに該当しない高校生等の保護者に2万円を補助しました。
- 小中学校の給食費について、令和4年度から半額を負担し、令和6年9月から無償化しました。

今後の課題

- ◊ 学習支援事業について、募集人数は10名程度であるが、応募者が大幅に超えた場合は、家庭の状況等のヒアリングによる選考など、受け入れの検討が必要です。
- ◊ 子ども医療費助成事業については、自治体によって助成内容がさまざまであり、居住している自治体によって子ども医療費助成の格差が生じないよう対策が必要です。

基本目標4 子どもと親がともに学び育つ

基本施策（1）学校教育の充実
取り組みの状況
<ul style="list-style-type: none">○ 教育相談会、就学支援委員会、特別支援教育連携協議会等を開催し、一人一人の教育的ニーズに対応できる体制づくりに取り組みました。○ 授業の中でICTを活用し、わかりやすい授業を実施しました。
今後の課題
<ul style="list-style-type: none">◊ 児童用タブレットの持ち帰り学習をすすめることが必要です。◊ 家庭学習に対する意欲を高め、学習習慣の定着を図ることが必要です。

基本施策（2）生涯学習、地域での子育ての充実
取り組みの状況
<ul style="list-style-type: none">○ 親子で行う体験活動（チャレンジキャンプ）を実施し、家庭教育力の向上に努めました。○ あしやハンズ・オン・キッズは、研修生28人で計10回の研修を実施し、協調性や主体性を育み、規範意識やリーダーとしての資質向上に努めました。○ りーどばらんていあキッズ事業は25人が参加し、計7回の研修会を実施しました。ボランティア体験を通じて社会力の向上に努めました。○ キッズスポーツフェスタを開催し、町内小学生がスポーツを楽しむ機会の提供に努めました。
今後の課題
<ul style="list-style-type: none">◊ より多くの家庭で教育を推進できるように、新しい事業の検討を行うことが必要です。◊ 芦屋町ならではの活動、芦屋の人と関わる活動を検討する必要があります。◊ 各事業への参加者を増やすため、事業内容を充実させるとともに、募集時ににおける周知の方法を検討することが必要です。

基本施策（3）生涯にわたる人権教育の推進
取り組みの状況
<ul style="list-style-type: none">○ 児童虐待防止推進月間に合わせて、広報あしやに子どもの権利に関する記事を掲載しました。また、人権カレンダーや人権啓発冊子等を配布しました。○ 人権講演会および人権まつりを開催しました。○ 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、学童クラブに対し、人権教育・研修の案内を行い、参加を促しました。
今後の課題
<ul style="list-style-type: none">◊ 人権講演会や人権まつりなどの事業および広報あしやをはじめとした各種啓発事業を継続して実施することが必要です。

基本目標5 地域全体が子育てを支え見守る

基本施策（1）子どもと親の遊び場、交流の場の充実

取り組みの状況

- 気軽に親子が集える場、子育て経験者等との交流の場として子育て支援センターを運営しました。
- 令和4年度に実施した公園遊具点検の結果に基づき、不良個所の整備を実施しました。また、毎月職員による日常点検や、社会福祉協議会・老人クラブへ清掃委託を行い、清潔で安全な公園となるよう努めました。
- 各校区の公民館の図書館や児童室、サロンを開放しました。

今後の課題

- ◊ 引き続き、基本的な感染対策を講じつつ子育て支援センターの運営を行うことが求められます。

基本施策（2）子育てと仕事の両立支援

取り組みの状況

- 男女共同参画の啓発チラシを区長会で配布するとともに、各自治区内での回覧を依頼しました。
- 国や県などから提供される男女共同参画の視点に立った家庭教育についての情報を、関係部署を通じて周知し情報の共有を図りました。

今後の課題

- ◊ 保護者が参加しやすい研修の周知・案内に努めることで研修を受ける機会を増やし、家庭生活における男女共同参画の促進を図ることが必要です。

基本施策（3）安全な子育て環境づくり

取り組みの状況

- 月2回のあいさつ運動、みまもり活動、校区ごとによる夏・冬の夜間巡回等を実施しました。
- 防犯街灯の新設や修繕等の管理を行いました。また、防犯カメラ設置補助金の制度を継続し、住宅や店舗への防犯カメラ設置を推進しました。
- 「こども110番の家」の掲示物を作成しましたが、掲示物の配付・周知には至りませんでした。

今後の課題

- ◊ 「みまもり隊」の登録状況を見直すとともに、新規登録者の増加を図ることが必要です。
- ◊ 「こども110番の家」の登録状況を見直すとともに、新規登録者の増加を図ることが必要です。

4 アンケート調査結果の概要

(1) 教育・保育ニーズ調査

1) 調査の概要

① 調査の目的

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に生かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

② 調査対象

- ・就学前児童保護者 … 408 件
- ・小学生児童保護者 … 278 件

③ 調査方法

郵送による配布・回収またはWebによる回収で調査を実施しました。

④ 配布及び回収数

対象者	配布数 (件)	有効回収数（件）			回収率 (%)
		郵送	Web	計	
未就学児童の保護者	408	82	113	195	47.8
小学生児童の保護者	278	64	63	127	45.7

2) 調査結果のまとめ

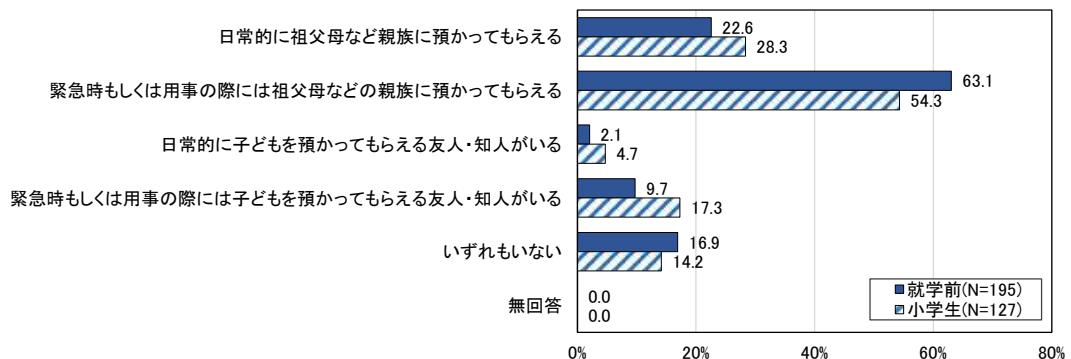
調査内容の主な項目は以下のとおりです。

1. 子どもと家族の状況
2. 保護者の就労状況
3. 定期的な教育・保育事業の利用
4. 子育て支援に関する事業の利用
5. 土曜日、日曜・祝日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用
6. 病気になった時の対応
7. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
8. 小学生の放課後の過ごし方
9. 育児と仕事の両立
10. 子育て全般について

① こどもと家族の状況

- 多くの人が日常的・緊急時等に祖父母などの親族や友人・知人にこどもを預かってもらえると回答していますが、「いずれもいない」という回答も就学前児童で 16.9%、小学生児童で 14.2%と一定程度みられます。

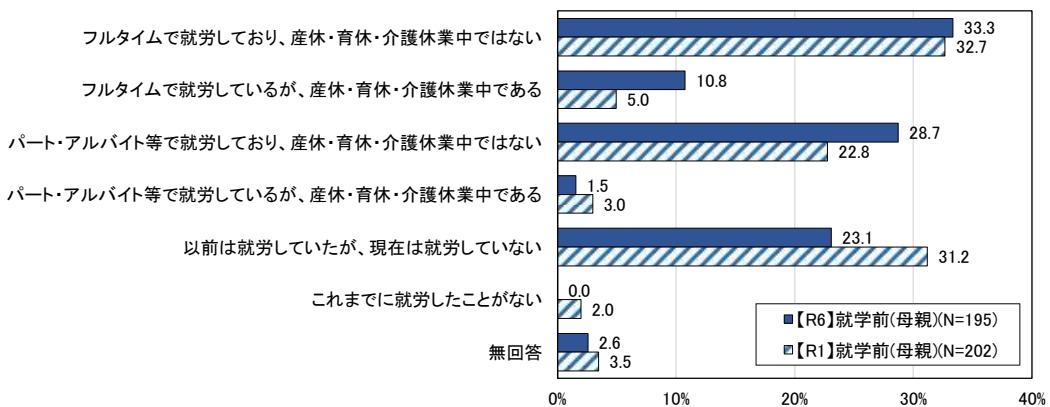
＜こどもを預かってもらえる相手の有無＞



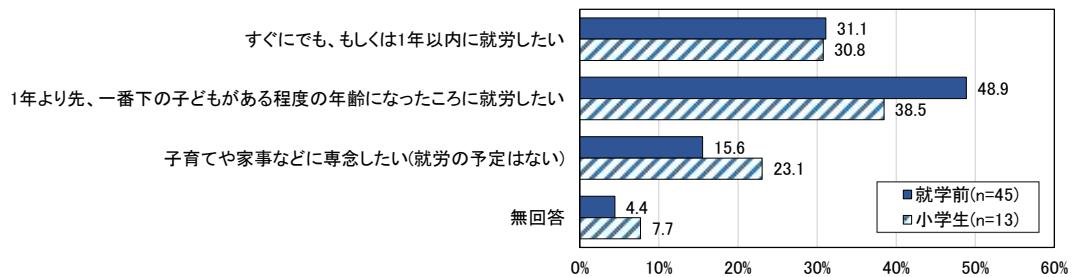
② 保護者の就労状況

- 就学前児童の母親の就労状況について「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）」と回答した割合は 44.1%と令和元年度調査より 6.4 ポイント増加しており、フルタイムで働く母親の増加がみられます。
- 現在就労していない母親のうち、今後働く意向がある人は就学前児童で 80.0%、小学生児童で 69.3%となっており、未就労の母親の就労意向は高いことがうかがえます。

＜母親の就労状況＞



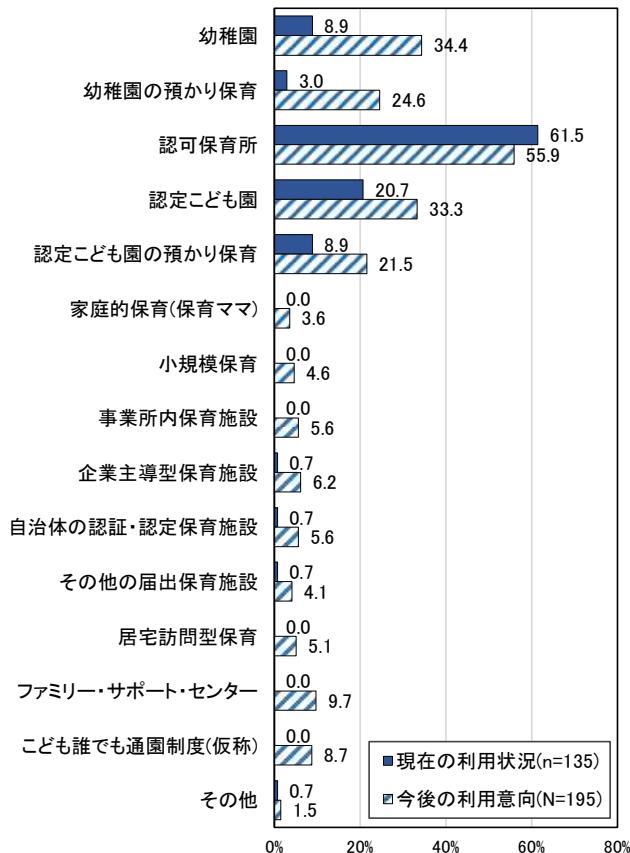
<未就労の母親の就労意向>



③ 教育・保育事業の利用状況

- 現在利用している事業は、「認可保育所」、「認定こども園」、「幼稚園」「認定こども園の預かり保育」の順に多く、今後の利用意向も同様の傾向がみられます。また、「幼稚園の預かり保育」や「認定こども園の預かり保育」の利用意向が利用状況を大きく上回っています。

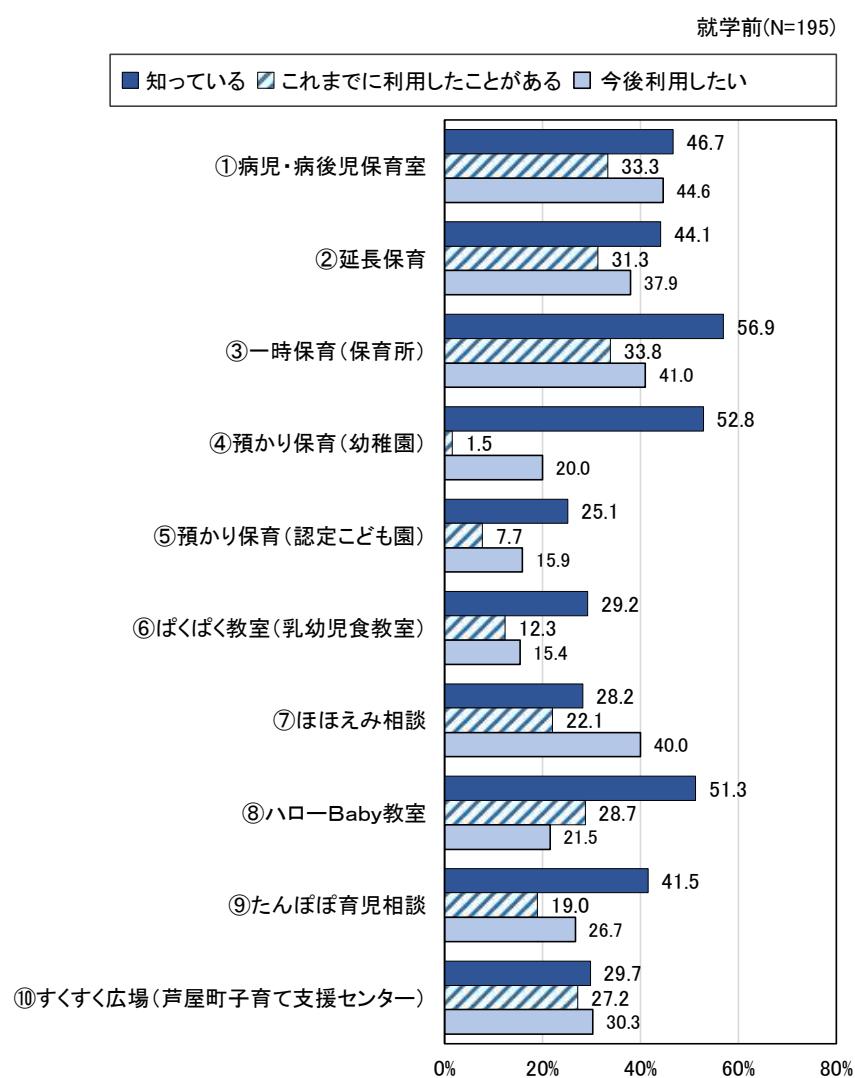
<教育・保育事業の利用状況、利用意向(就学前児童)>



④ 地域の子育て支援事業の利用状況

- 町が実施するサービスや事業について、「知っている」という回答は多いものの「これまでに利用したことがある」という回答は少なくなっています。特に、一時保育（保育所）、預かり保育（幼稚園）、ハローBaby 教室、たんぽぽ育児相談については、認知状況と利用経験に 20 ポイント以上の差がみられます。
- 今後の利用意向は、病児・病後児保育室、一時保育（保育所）、ほほえみ相談の順に高くなっています。

<地域子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向>



⑤ 土曜日、日曜・祝日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用

- 土曜日、日曜・祝日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向がある人は、土曜日が 53.3%、日曜・祝日が 23.1%、幼稚園や認定こども園の長期休暇中が 61.4%となっています。利用したい理由は、保護者の就労のためという人が多くなっています。
- 働く女性の増加や就労形態の多様化により、土曜日、日曜・祝日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向は高まることが考えられます。今後、保護者の就労環境や生活実態などを踏まえ、保育需要に対応していく必要があります。

<土曜日、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向>



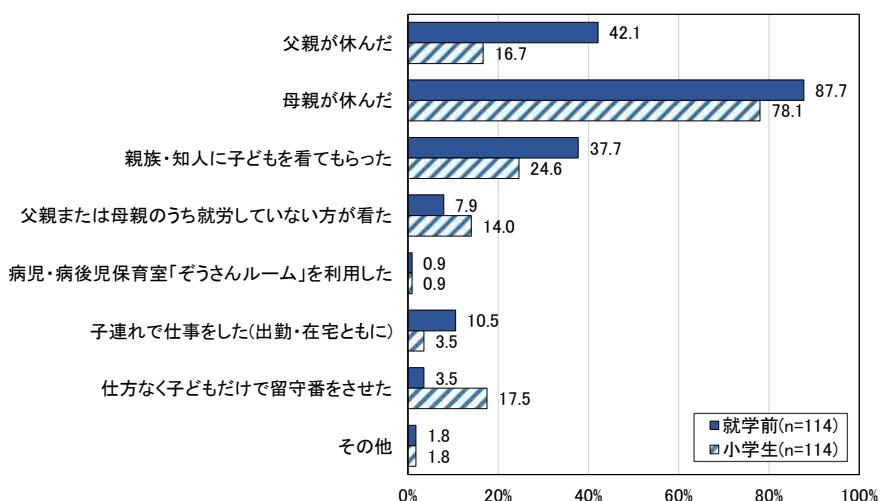
<夏休み・冬休み等の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用意向>



⑥ 病気になった時の対応

- こどもが病気やケガで、平日の教育・保育事業、小学校を休まなければならなかった時は、「母親が休んだ」が圧倒的に多くなっています。
- 母親もしくは父親が休みをとって対応した人のうち、病児・病後児保育室を「できれば利用したかった」という回答は、就学前児童で 35.6%、小学生児童で 10.8%となっています。

<こどもが病気になった時の対処法>



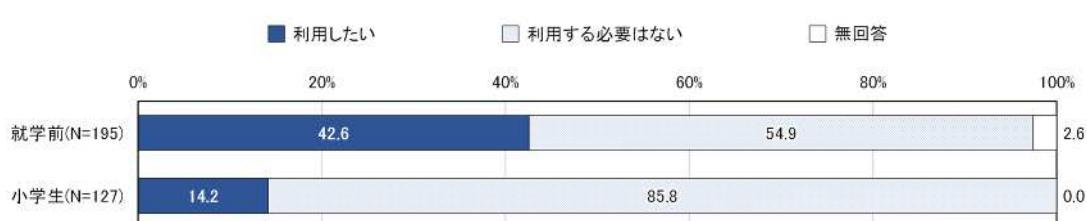
<病児・病後児保育室の利用意向>



⑦ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況

- 今後、不定期な一時預かり等の利用意向がある人の割合は、就学前児童で 42.6%、小学生児童で 14.2%となっています。

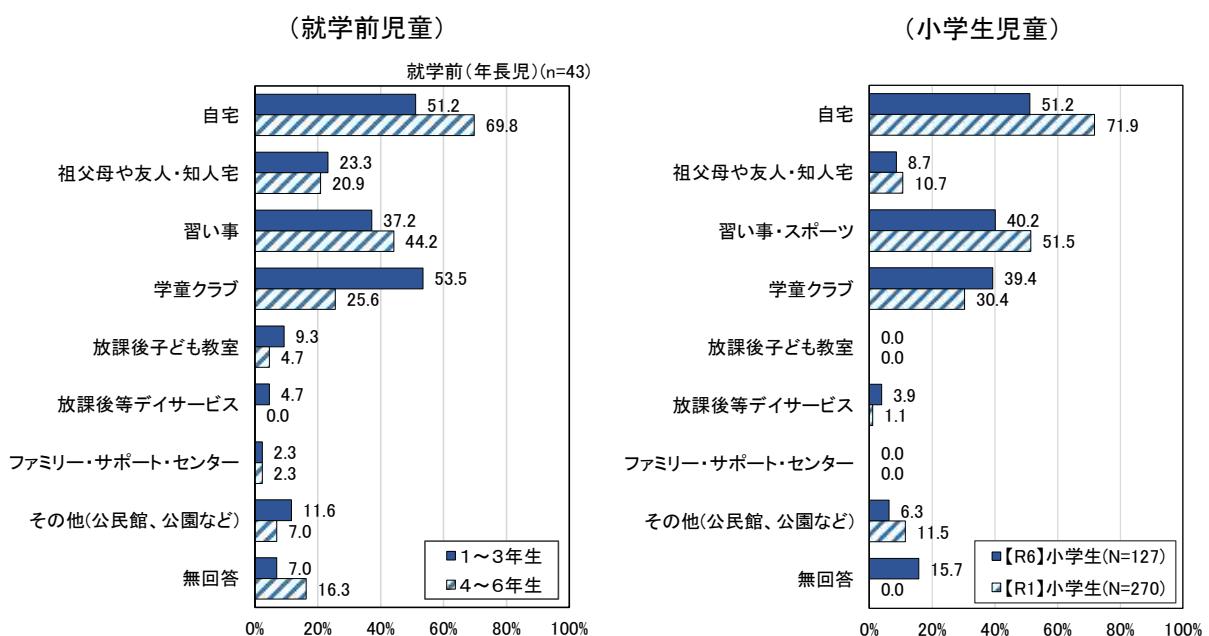
<不定期な一時預かりの利用意向>



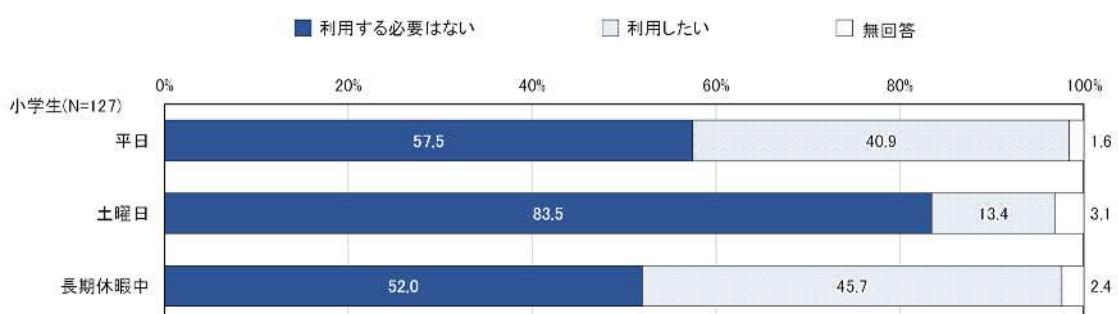
⑧ 小学生の放課後の過ごし方

- 就学前児童（5歳児）が就学した際、平日の学童クラブの利用意向は、低学年時が53.5%、高学年時が25.6%となっています。
- 小学生児童の放課後の過ごし方は、自宅や習い事・スポーツが多く、学童クラブの利用は39.4%と令和元年度調査より9.0ポイント増加しています。
- 小学生児童の学童クラブの今後の利用意向は、平日が40.9%、土曜日が13.4%、長期休暇中が45.7%となっています。

＜放課後の過ごし方の現状と希望＞



＜学童クラブの利用意向＞



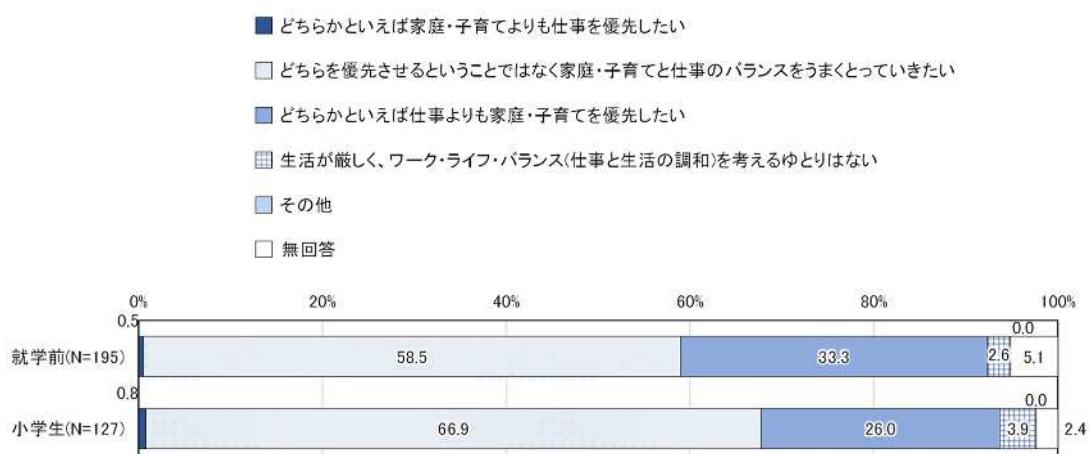
⑨ 育児と仕事の両立について

- 育児休業制度の取得について、就学前児童の母親では「取得した（取得中である）」が41.5%、「取得していない」が11.8%となっています。また、就学前児童の父親では「取得していない」が70.3%と高くなっています。
- 仕事と家庭・子育てのバランスについて、「どちらかを優先させるということではなく家庭・子育てと仕事のバランスをうまくとっていきたい」や「どちらかといえば仕事よりも家庭・子育てを優先したい」という回答が多くみられます。

＜育児休業の取得状況＞

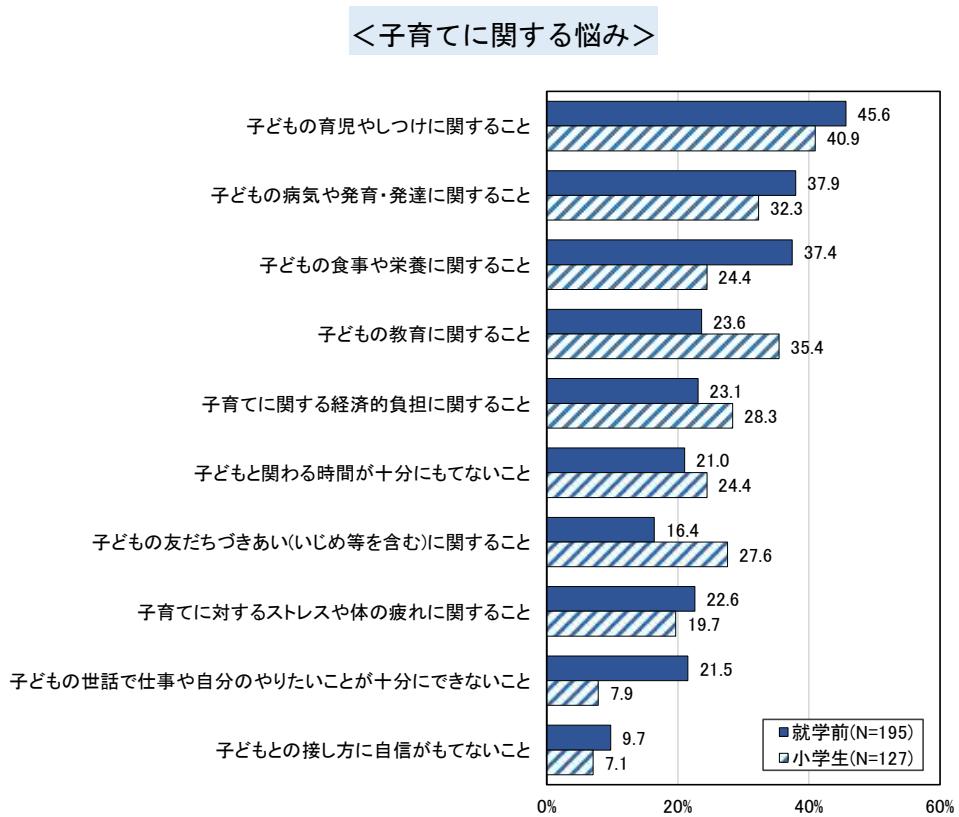
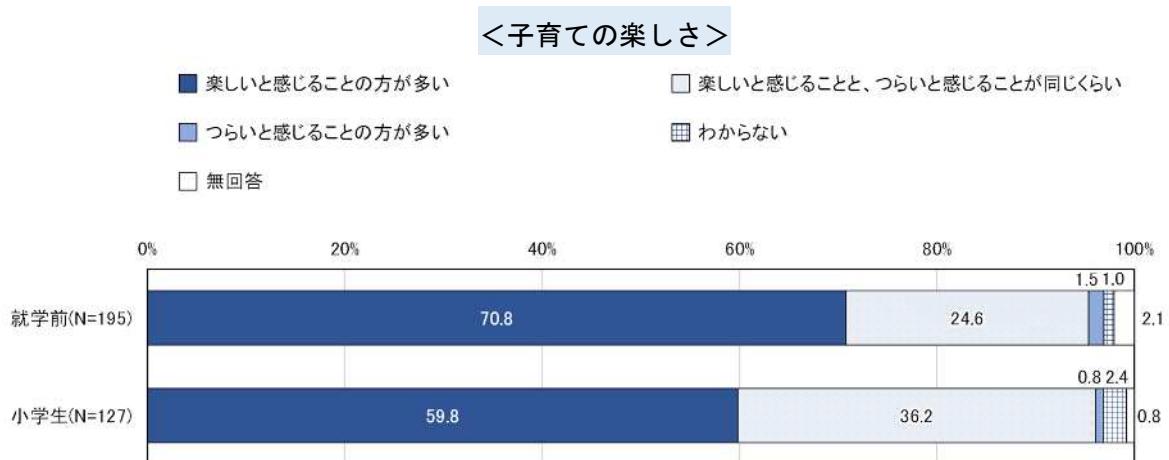


＜仕事と家庭・子育てのバランス＞



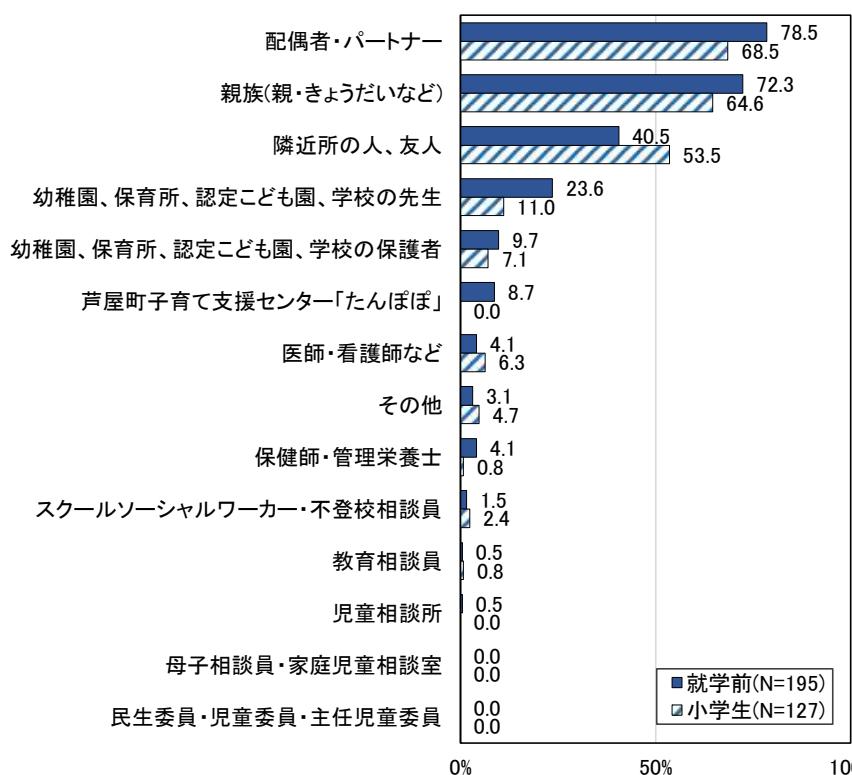
⑩ 町の子育て全般について

- 保護者の約7割が子育てを楽しいと感じています。
 - 子育てに関する悩みについて「子どもの育児やしつけに関すること」「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」といった回答が多くみられます。

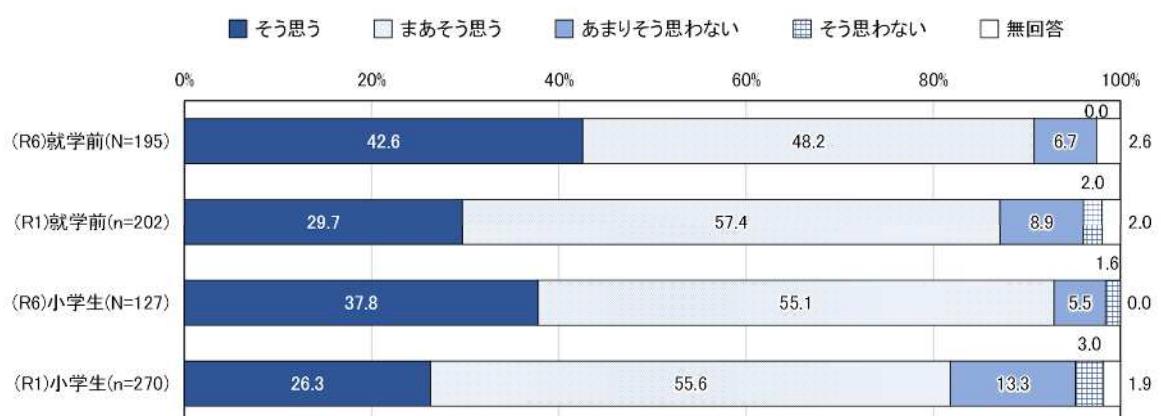


- 子育てに関する悩みを相談する人・機関は、主に配偶者や保護者の親・きょうだい、隣近所の人、友人といった身近な相手とする人が多く、町や地域の専門機関等への相談は少ない状況です。
- 芦屋町は安心してこどもを産み育てることができる町だと思う（「そう思う」と「まあそう思う」）という回答は、就学前児童では 90.8%、小学生児童では 92.9%と、令和元年度と比較して就学前児童では 3.7 ポイント、小学生児童では 11.0 ポイント上昇しており、町の子育て支援策に満足している保護者が多くなっています。

<子育てに関する悩みや不安を相談する人・機関>

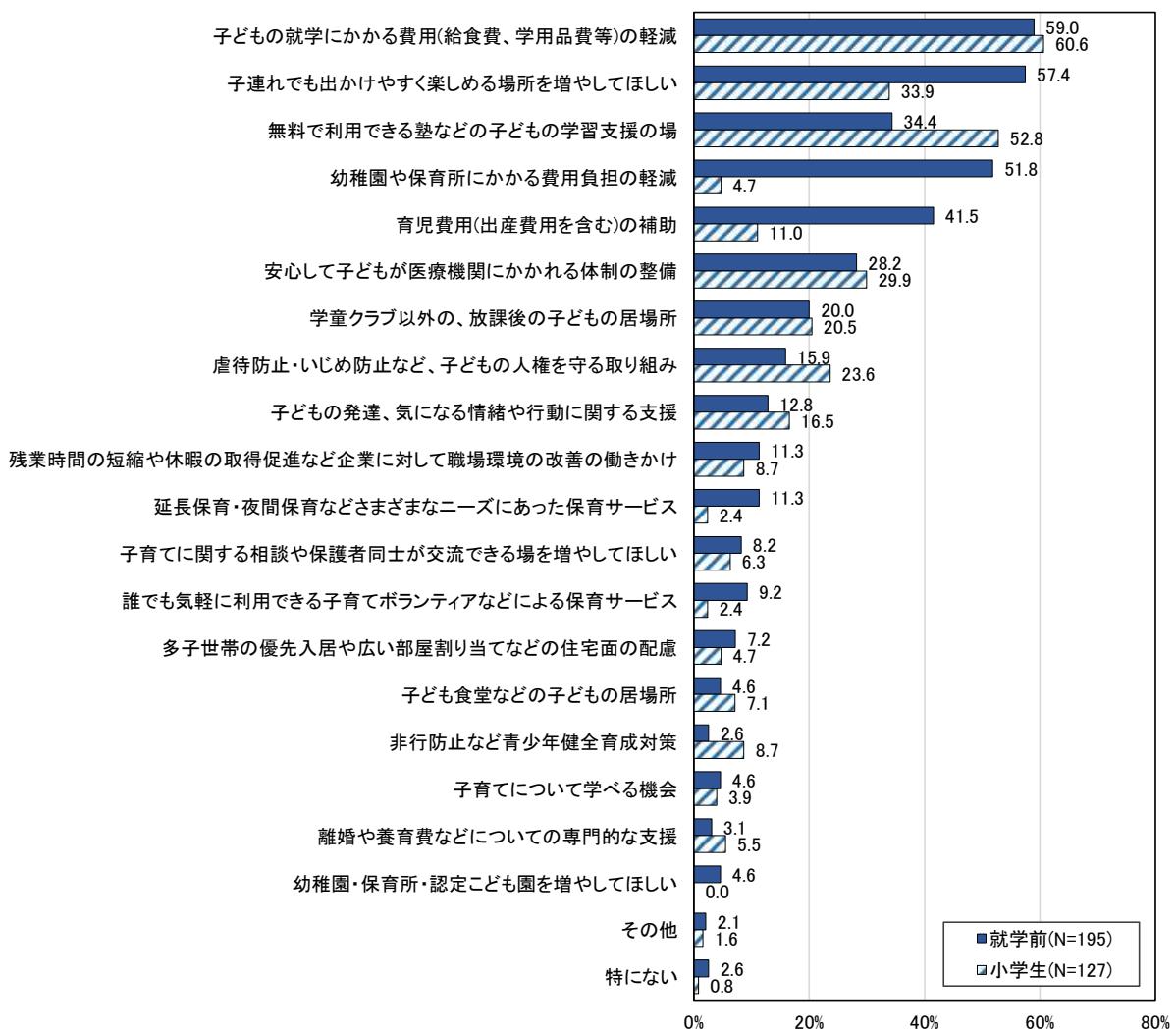


<安心してこどもを産み育てられる町>



- 今後、町の子育て支援に関して期待することは、就学前児童では「子どもの就学にかかる費用（給食費、学用品費等）の軽減」（59.0%）、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（57.4%）、「幼稚園や保育所にかかる費用負担の軽減」（51.8%）の順に続きます。
- 小学生児童では「子どもの就学にかかる費用（給食費、学用品費等）の軽減」（60.6%）、「無料で利用できる塾など学習支援の場を地域に開設してほしい」（52.8%）、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（33.9%）の順に続きます。

<子育てに関して町に期待すること>



(2) 子どもの貧困対策推進計画調査の概要

1) 調査の概要

① 調査の目的

子どもと保護者の生活状況を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に生かすとともに、「子どもの貧困対策推進計画」策定の基礎資料とする目的として調査を実施しました。

② 調査対象

- ・小学5年生および中学2年生の保護者 … 209件
- ・小学5年生本人 … 92件
- ・中学2年生本人 … 117件

③ 調査方法

郵送による配布・回収またはWebによる回収で調査を実施しました。

④ 配布及び回収数

対象者	配布数 (件)	有効回収数(件)			回収率 (%)
		郵送	Web	計	
小学5年生保護者	209	55	26	81	38.8
中学2年生保護者					
小学5年生本人	92	24	9	33	35.9
中学2年生本人	117	30	11	41	35.0

※本調査における「相対的貧困世帯」の定義

- ・国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得の分布の中央値の半分の値を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。
- ・本調査においては、国が算出した貧困線を基に、保護者票の世帯収入についての質問的回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本町における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については「標準世帯」と表記しています。(表1参照)
- ・小学生本人・中学生本人の集計分析においては、保護者と児童生徒本人の調査票を関連付けて集計を行っています。関連付けた結果は、表2(次頁)の通りです。小学生本人(5件)、中学生本人(5件)を「相対的貧困世帯の児童生徒として分析の対象としています。

■表1 有効回収数のうち保護者の回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

種別	国の貧困線の基準 ※	相対的貧困層 となる区分	件数	全体数	割合
2人世帯	179万円	200万円	3件	5件	60.0%
3人世帯	219万円	250万円	3件	16件	18.8%
4人世帯	254万円	300万円	4件	28件	14.3%
5人世帯	283万円	300万円	0件	24件	0.0%
6人世帯	311万円	350万円	1件	4件	25.0%
7人世帯	336万円	350万円	0件	2件	0.0%
8人世帯	359万円	400万円	1件	2件	50.0%
9人世帯以上	381万円	400万円	0件	0件	0.0%
合計	-	-	12件	81件	14.8%

※国の貧困線の基準は「2022年（令和4年）国民生活基礎調査」のデータに基づく。

■表2 保護者と児童生徒本人の調査票が関連付けられた回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

全体の回収数	保護者票と関連付けられた件数			割合 (A／B)
	相対的貧困世帯 (A)	標準世帯	計(B)	
小学生	33件	5件	26件	31件 16.1%
中学生	41件	5件	34件	39件 12.8%

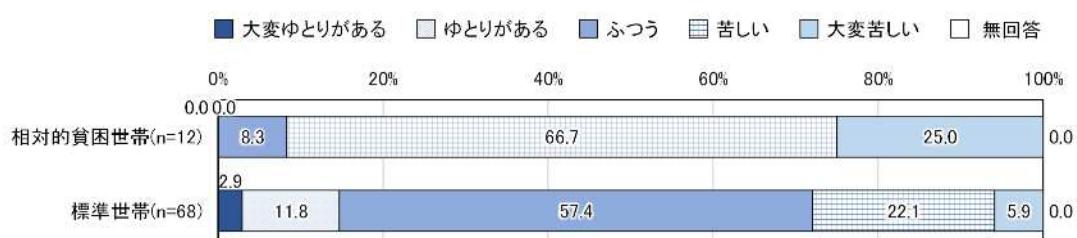
2) 調査結果のまとめ

2) - 1 保護者

① 現在の暮らし向き

- 「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、標準世帯の5.9%に対して、相対的貧困世帯が25.0%となっています。これに「苦しい」の回答を加えると、標準世帯が28.0%に対して、相対的貧困世帯が91.7%となり、相対的貧困世帯の経済状況が苦しいことが分かります。

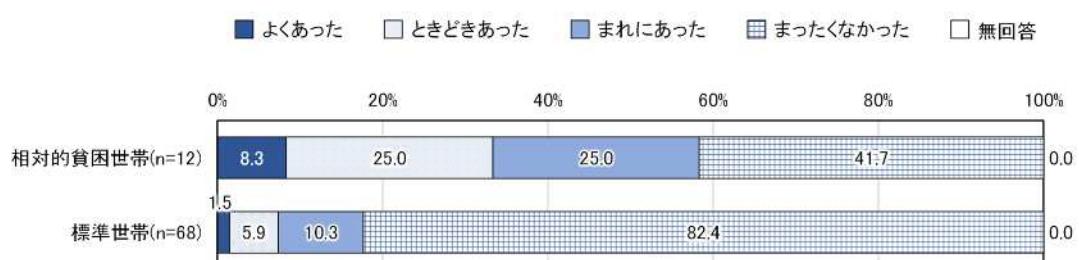
<現在の暮らし向き>



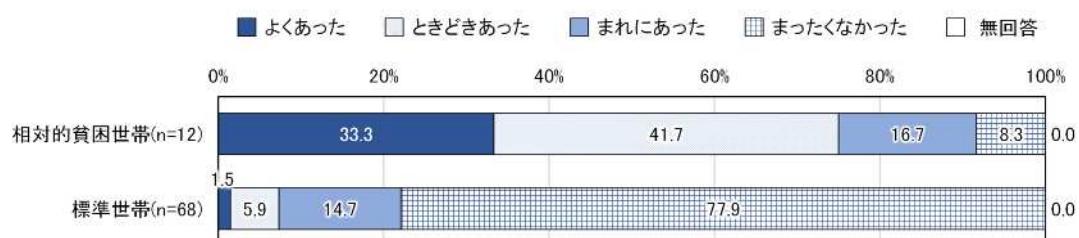
② 経済的な生活の状況

- 家族が必要とする食料が買えなかつたことが「よくあった」と「ときどきあった」の計の割合は、標準世帯の7.4%に対して、相対的貧困世帯は33.3%となっています。
- 家族が必要とする衣服が買えなかつたことが「よくあった」と「ときどきあった」の計の割合は、標準世帯の7.4%に対して、相対的貧困世帯は75.0%となっています。
- 公共料金の未払いがあった割合は、電気料金（標準世帯：5.9%、相対的貧困世帯：25.0%）、ガス料金（標準世帯：5.9%、相対的貧困世帯：33.3%）、水道料金（標準世帯：4.4%、相対的貧困世帯：33.3%）となっています。

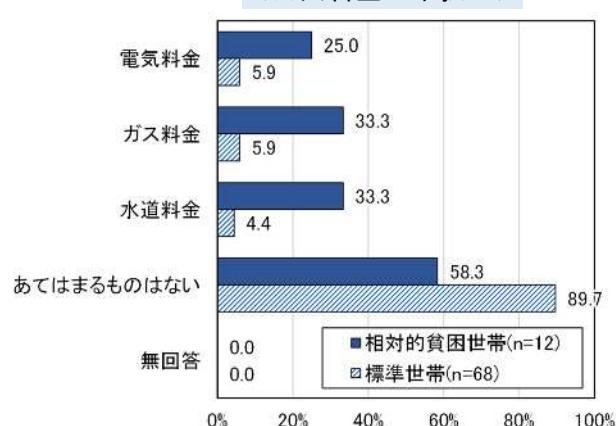
<食料が買えなかつたこと>



<衣服が買えなかつたこと>



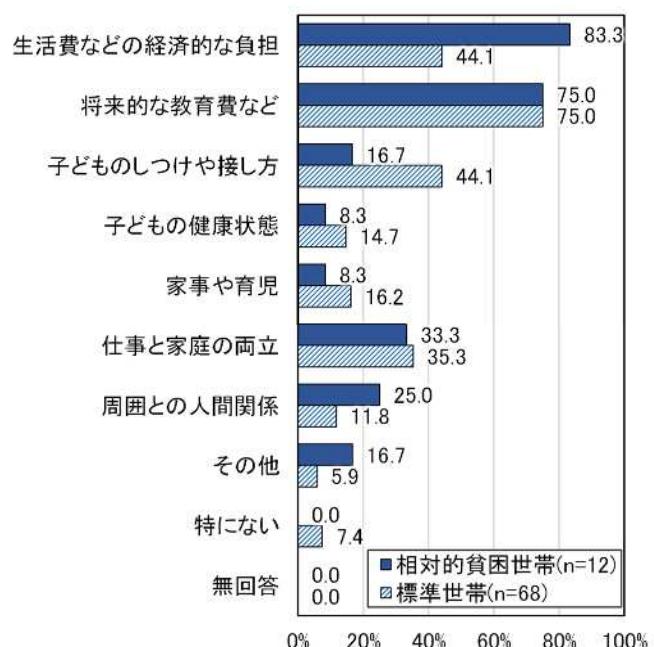
<公共料金の未払い>



③ 子育てについての心配や悩みごと

- 相対的貧困世帯では「生活費などの経済的な負担」が83.3%と最も高く、次いで「将来的な教育費」(75.0%)となってています。
- 標準世帯では「将来的な教育費」が75.0%と最も高く、次いで「生活費などの経済的な負担」「子どものしつけや接し方」(44.1%)となっています。

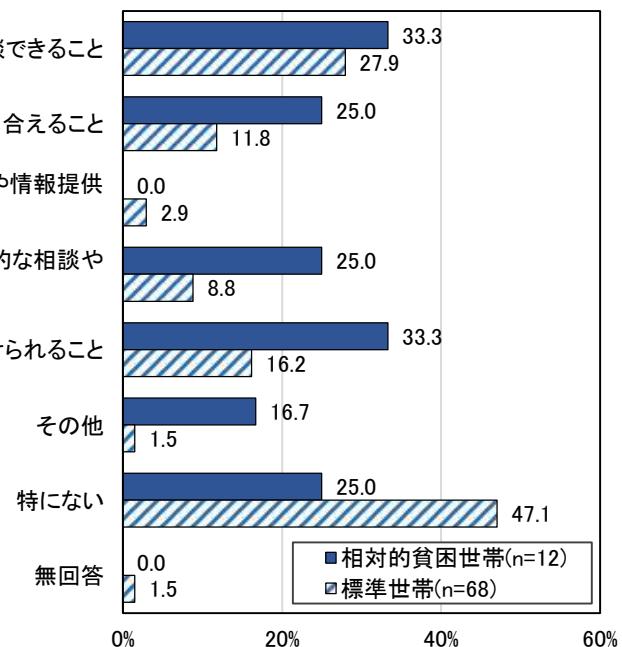
<子育てについての心配や悩みごと>



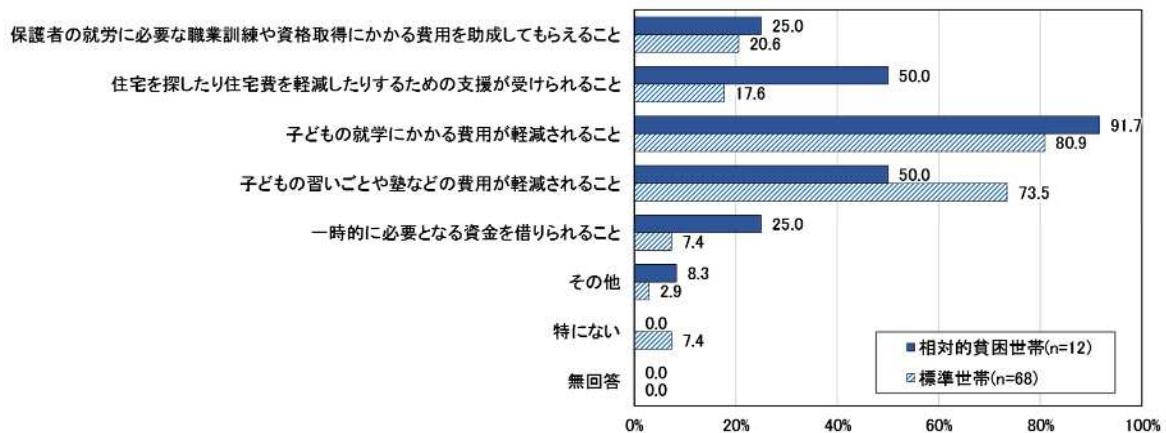
④ 現在または将来的にあったらよいと思う支援

- 相対的貧困世帯では、相談支援について最も高いのは「子どもや生活のことなどの悩みを相談できること」「就労のための相談や情報提供が受けられること」(33.3%)となっています。また、経済的支援について最も高いのは「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」(91.7%)となっています。

<現在または将来的にあったらよいと思う相談支援>



<現在または将来的にあつたらよいと思う経済的支援>

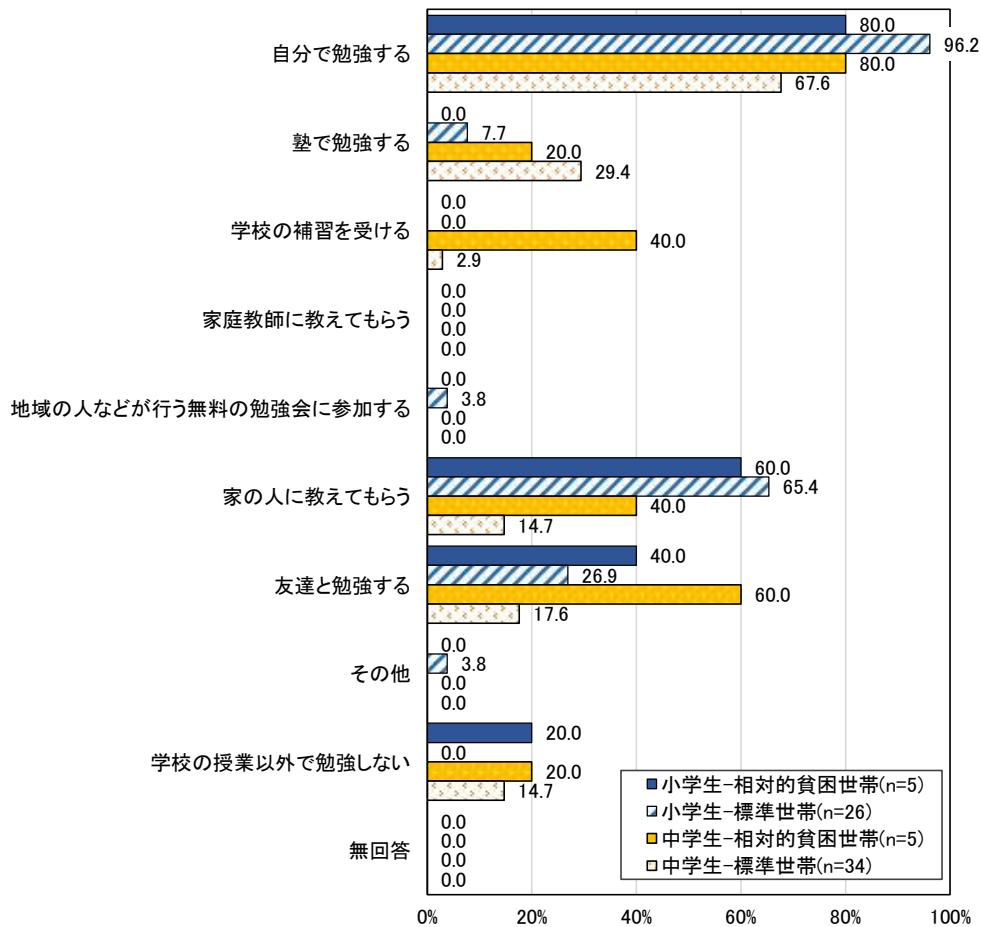


2) - 2 小学生・中学生

① 授業以外の勉強の状況

- 「塾で勉強する」という小学生は、標準世帯の児童で7.7%の回答がありましたが、相対的貧困世帯の児童では回答がありませんでした。中学生は相対的貧困世帯の児童で20.0%と標準世帯の生徒より9.4ポイント低くなっています。

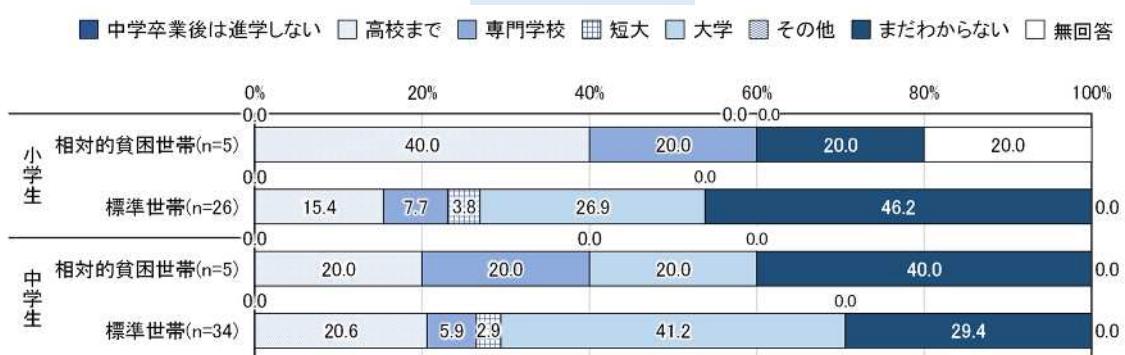
<授業以外の勉強の状況>



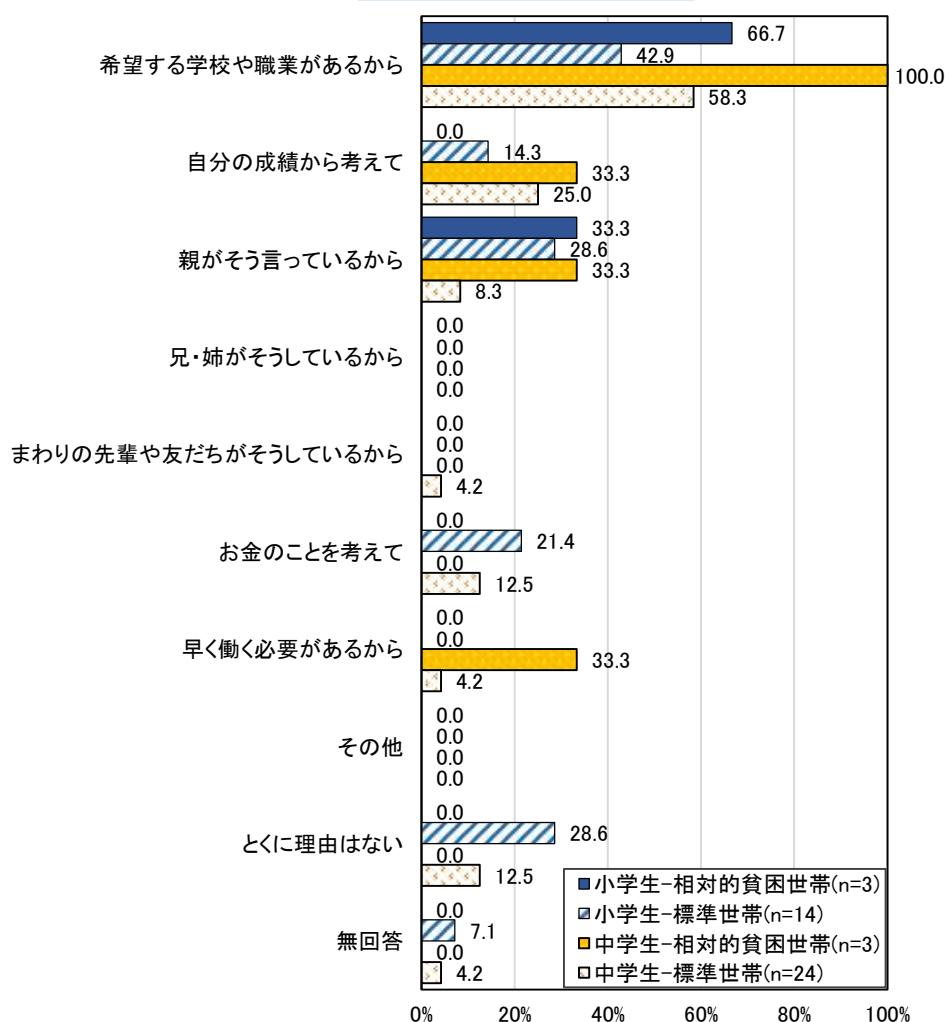
② 進学先の希望と理由

- 小学生の標準世帯の児童では「まだわからない」が46.2%と最も高く、相対的貧困世帯の児童では「高校」までが40.0%と最も高くなっています。理由は、「希望する学校や職業があるから」が最も高くなっています。
- 中学生の標準世帯の生徒では「大学」までが41.2%と最も高く、相対的貧困世帯の生徒では「まだわからない」が40.0%と最も高くなっています。理由は、「希望する学校や職業があるから」が最も高くなっています。

＜進学先の希望＞



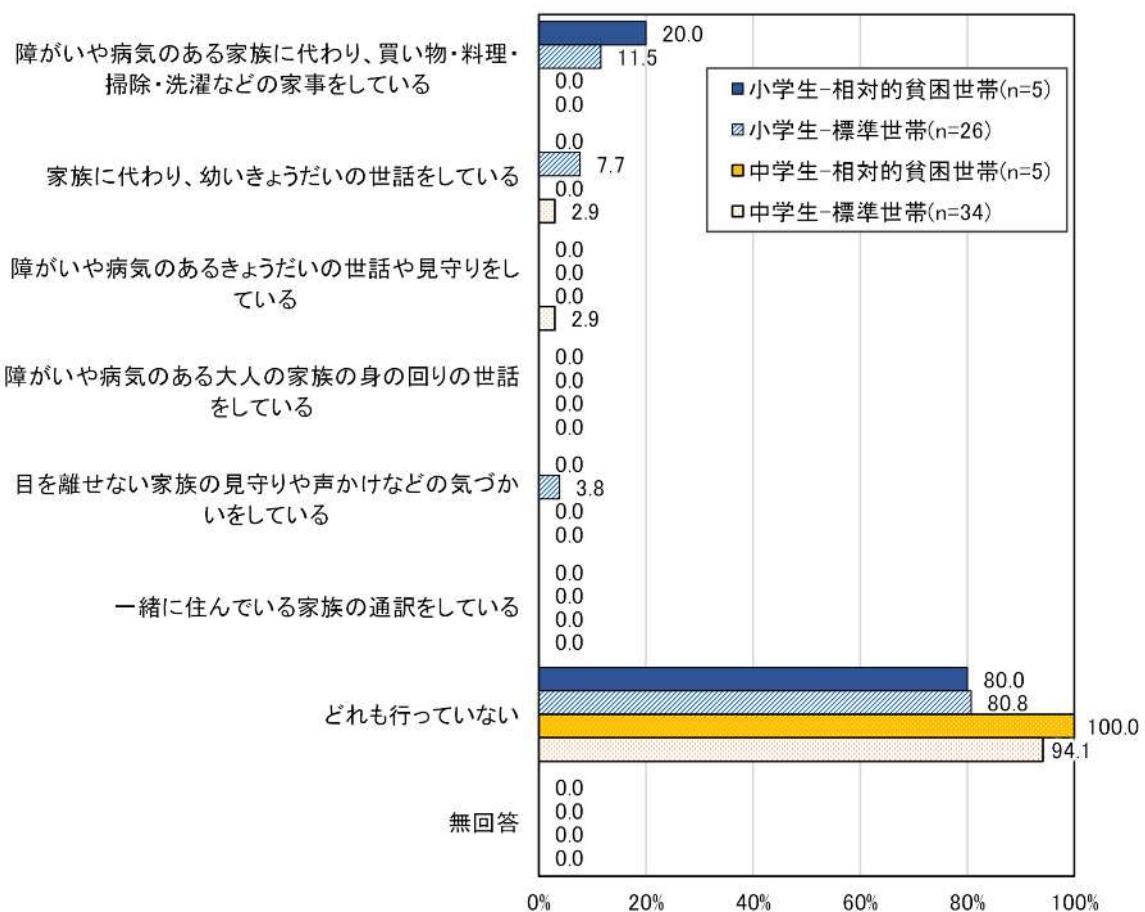
＜進学先を選択した理由＞



③ 家族の大人の代わりに行っていること

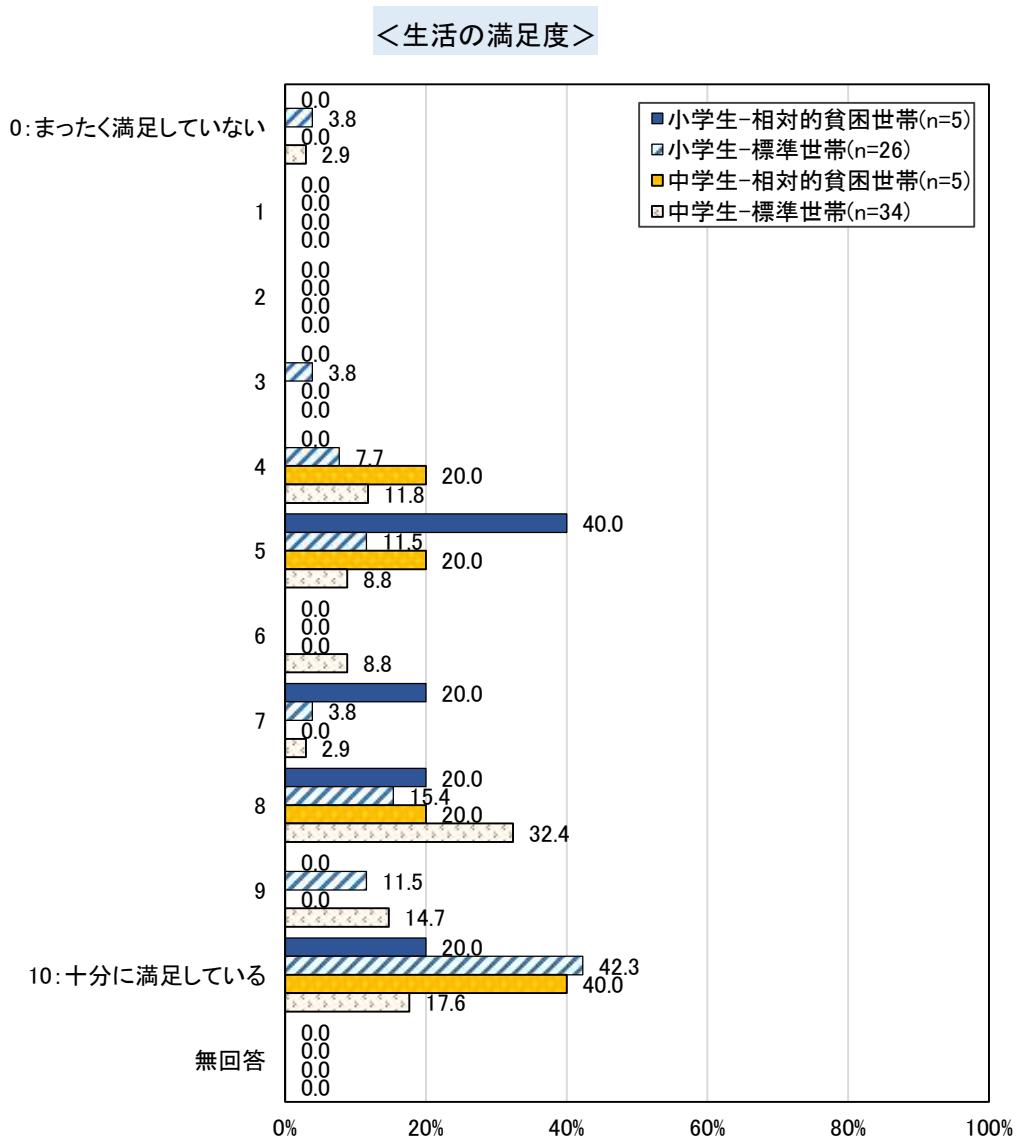
- 小学生の児童で何らかの家事を行っていると回答した割合は、標準世帯の児童で 23.0%、相対的貧困世帯の児童で 20.0%となっています。行っている家事の内容は「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」と回答した割合が最も高く、標準世帯の児童で 11.5%、相対的貧困世帯の児童で 20.0%となっています。
- 中学生の生徒で何らかの家事を行っている割合は、標準世帯の生徒で 5.8%、相対的貧困世帯の生徒ではみられませんでした。行っている家事の内容は「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」「障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている」が 2.9%となっています。

<家族の大人の代わりに行っていること>



④ 生活の満足度（「0：全く満足していない」～「10：十分に満足している」で評価）

- 小学生の標準世帯の児童では「10」と回答した割合が 42.3%と最も高く、相対的貧困世帯の児童では「5」が 40.0%と最も高くなっています。
- 中学生の標準世帯の生徒では「8」と回答した割合が 32.4%と最も高く、相対的貧困世帯の児童では「10」が 40.0%と最も高くなっています。



(3) 子ども・若者計画調査の概要

1) 調査の概要

① 調査の目的

子ども・若者の生活状況や意識を把握することにより、今後のことども・若者支援施策の充実に生かすとともに、「子ども・若者計画」策定の基礎資料とする目的として調査を実施しました。

② 調査対象

- ・小学5年生本人 … 92件
- ・中学2年生本人 … 117件
- ・高校生世代～39歳本人 … 496件

③ 調査方法

郵送による配布・回収またはWebによる回収で調査を実施しました。

④ 配布及び回収数

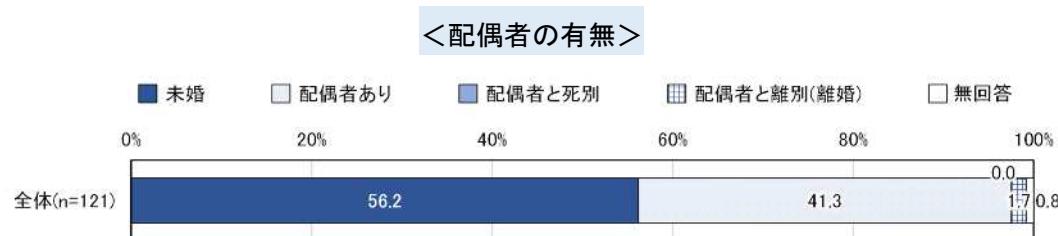
対象者	配布数 (件)	有効回収数(件)			回収率 (%)
		郵送	Web	計	
④ 小学5年生本人	92	24	9	33	35.9
⑤ 中学2年生本人	117	30	11	41	35.0
⑥ 高校生世代～39歳本人	496	—	121	121	24.4

2) 調査結果のまとめ

2) - 1 高校生世代以上 39歳まで

① 配偶者の有無

- 「未婚」が56.2%、「配偶者あり」が41.3%となっています。未婚化・晩婚化は多くの地域で進んでおり、本町の結婚観・家族観に適した対策が求められます。



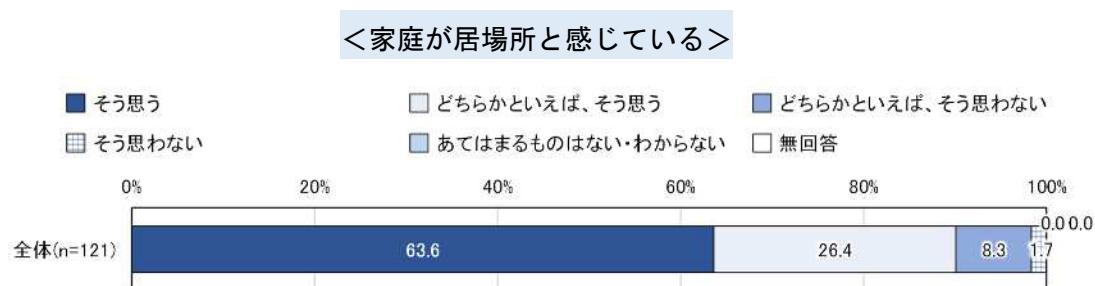
② 就業状況

- 全体の70.3%が就労していて、「正規社員」が50.4%と最も高くなっています。次いで、「学生・生徒」が23.1%、「非正規社員」が14.9%となっています。



③ 家庭が居場所と感じている人

- 家庭が居場所と感じていると「そう思う」が63.6%、「どちらかといえば、そう思う」が26.4%となっており、9割の人が居場所であると感じています。

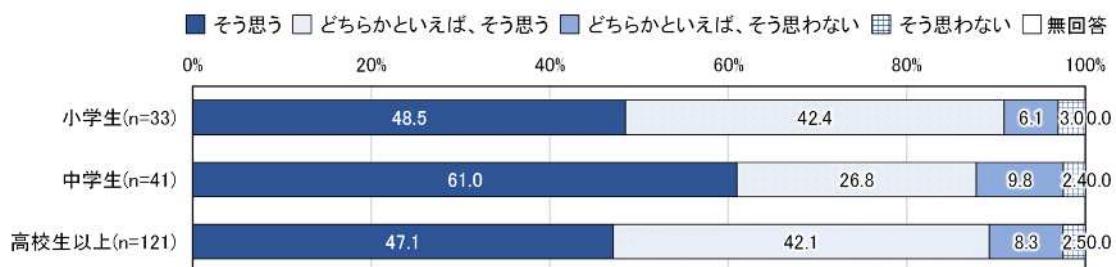


2) - 2 小学生・中学生、高校生世代以上 39 歳まで

① 幸福感

- 小学生では、『幸せだと思う』(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の計)と回答した割合は 90.9% となっています。一方で『幸せだと思わない』(「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の計)は 9.1% となっています。
- 中学生では、『幸せだと思う』と回答した割合は 87.8% となっています。一方で『幸せだと思わない』は 12.2% となっています。
- 高校生以上では、『幸せだと思う』と回答した割合は 89.2% となっています。一方で『幸せだと思わない』は 10.8% となっています。

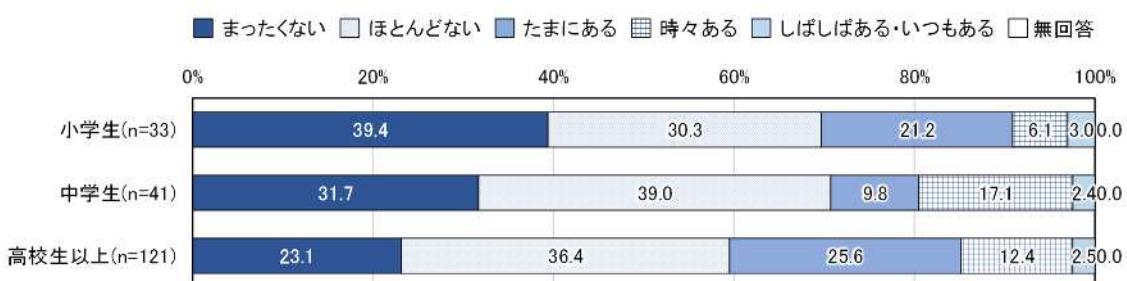
＜幸福だと感じる＞



② 孤独感

- 小学生では、ひとりぼっちと感じることが「たまにある」が 21.2%、「時々ある」が 6.1%、「しばしばある・いつもある」が 3.0% となっています。
- 中学生では、孤独と感じることが「たまにある」が 9.8%、「時々ある」が 17.1%、「しばしばある・いつもある」が 2.4% となっています。
- 高校生以上では、孤独と感じることが「たまにある」が 25.6%、「時々ある」が 12.4%、「しばしばある・常にある」が 2.5% となっており、約 4 割の人が孤独と感じことがあると回答しています。

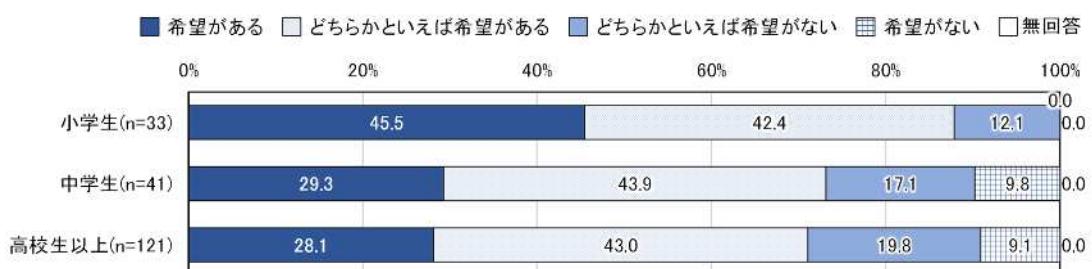
＜孤独感＞



③ 将来の希望

- 小学生では、『希望がある』(「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の計)』と回答した割合は 87.9%となっています。一方で『希望がない』(「希望がない」と「どちらかといえば希望がない」の計)』は 12.1%となっています。
- 中学生では、『希望がある』と回答した割合は 73.2%となっています。一方で『希望がない』は 26.9%となっています。
- 高校生以上では、『希望がある』と回答した割合は 71.1%となっています。一方で『希望がない』は 28.9%となっています。

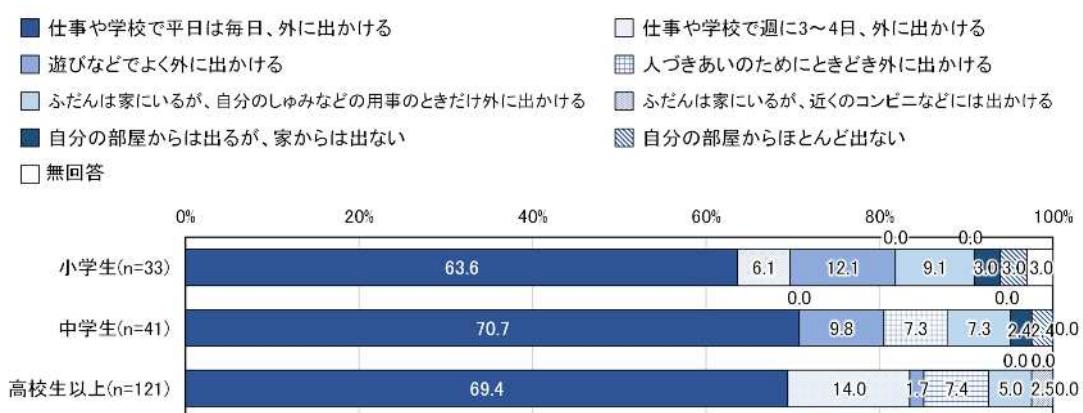
<将来の希望>



④ 外出状況

- 小学生では、「自分の部屋からほとんど出ない」「自分の部屋からは出るが、家からは出ない」児童がそれぞれ 3.0%みられます。
- 中学生では、「自分の部屋からほとんど出ない」「自分の部屋からは出るが、家からは出ない」生徒はそれぞれ 2.4%みられます。
- 高校生以上は、小学生・中学生と比べると、外出する人が多くなっています。

<外出状況>



5 こども・若者を取り巻く総合的な課題

基礎的な統計資料や各種調査、第2期計画の実施状況等から、本町のこども・子育て支援の主要な課題を次のように整理します。

課題1 こどもの権利の保障

こどもが大切にされ、自分は幸せだと思えるよう、子どもの意見が尊重され、子どもの思いが反映されるような取り組みを進めていくことが必要です。

また、子どもの権利についての意識や文化を醸成し、社会全体に広く浸透させていくことが重要です。

課題2 こどもの健やかな育ちへの支援の充実

本町の地域子育て支援拠点事業における利用者数は増加傾向にあり、ニーズ調査からは、子どもの育児や子育てに対するストレスなどに悩む保護者がみられます。子ども・若者計画調査からは、高校生以上の約4割の人が孤独と感じことがあると回答しています。悩みや不安を抱える子育て当事者や若者に対する相談支援の充実が一層求められます。

また、本町の病児・病後児保育事業の利用者数は増加傾向にあり、ニーズ調査からも、子どもの病気に関することに悩む保護者もみられます。こどもとその保護者が心身ともに健康な生活を送れるよう、保健・医療サービスの充実が一層求められます。

課題3 配慮が必要なこどもへの支援の充実

本町におけるひとり親世帯数は福岡県や全国と比べて多くなっています。ひとり親家庭は、子育てや経済等に関する問題が生じやすくなる傾向にあり、ニーズ調査や子どもの貧困対策推進計画調査からも、経済的負担に悩む保護者が多くみられます。経済的支援が必要な家庭は、様々な福祉課題が複雑に絡み合っていることが多く、子ども・子育てに関する経済的支援とともに、ヤングケアラーや不登校等への支援が必要です。

課題4 子育て当事者への支援の充実

本町の女性の労働力率は上昇しています。一方で、父親の育児休業の取得率は増えていますが依然として低い状況です。

男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりや、家庭・地域でこどもを育む環境づくりに取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**全てのこども・若者が　夢や希望をもち
笑顔があふれる　あしやまち**

本町では、全てのこども・若者の最善の利益を尊重し、「全てのこども・若者が　夢や希望をもち　笑顔があふれる　あしやまち」を地域全体でめざしていきます。そして、本町が子育てしやすいまちとして若者や子育て世代に選ばれていくために、子育て家庭、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、行政が連携・協働しながら、関連施策を推進していきます。

2 基本的な考え方

- ◆ こどもの権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ります。
- ◆ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。
- ◆ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように支援します。
- ◆若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう、生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組みます。

3 基本目標

前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標を4つ設定します。

1 全てのこどもが持つ権利の保障

こどもを多様な人格をもった個として尊重し、こどもの権利を保障するため、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図ります。

2 こども・若者への切れ目のない支援

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることのないように、こども・若者の成長を切れ目なく支援します。

3 全てのこども・若者の可能性を引き出す支援

全てのこども・若者の人格と個性が尊重され、安心して過ごすことができるよう取り組みをすすめます。また、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように貧困と格差の解消を図ります。

4 こどもを産み育てやすい環境づくり

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩むことなく、こどもに向き合える環境づくりを推進します。

4 施策の体系

基本目標	基本施策
1 全てのこどもが持つ権利の保障	<p>1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進</p> <p>2 こどもの意見の尊重と対話の促進</p>
2 こども・若者への切れ目のない支援	<p>1 こどもの誕生前から幼児期まで</p> <p>(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保</p> <p>(2) 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実</p> <p>2 学童期・思春期</p> <p>(1) こどもの生きる力の育成</p> <p>(2) 居場所づくりの推進</p> <p>(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</p> <p>3 青年期</p> <p>(1) 高等教育の就学支援</p> <p>(2) 経済的基盤や生活の安定のための取り組みの推進</p> <p>(3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</p>
3 全てのこども・若者の可能性を引き出す支援	<p>1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進</p> <p>2 こどもの貧困対策</p> <p>3 障がいのあるこどもへの支援</p> <p>4 不登校や悩みを抱える児童生徒等に対する取り組みの推進</p> <p>5 いじめ・自殺の予防</p> <p>6 ヤングケアラー、性的マイノリティへの支援</p> <p>7 犯罪などからこども・若者を守る取り組み</p> <p>8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進</p>
4 こどもを産み育てやすい環境づくり	<p>1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>2 家庭、地域でこどもを育む環境づくり</p> <p>3 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり</p>

第4章 施策の展開

基本目標1 全てのこどもが持つ権利の保障

(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進

こども・若者自身や、子育て家庭、教育・保育に関わっている者だけでなく、社会全体に対し、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について普及・啓発を行います。

取り組み		内 容	担当課
1	こどもの権利の周知	「こども基本法」「子どもの権利条約」について、広報あしや等を通じて、こども自身への周知とともに町民への周知を図ります。	健康・こども課
2	人権啓発活動の実施	「第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき人権講演会や人権まつりなどの事業を実施します。	生涯学習課
3	支援者に対する人権教育の推進	町内の幼児教育・保育従事者、教職員等に対し、人権教育・研修への積極的な参加を働きかけ、人権意識の向上を図ります。	健康・こども課

(2) こどもの意見の尊重と対話の促進

こどもの意見を聞く機会をつくり、こどもたちのニーズや意見を尊重し、町の施策や地域活動等へ反映させる取組を推進していきます。

取り組み		内 容	担当課
1	こどもの参画の推進	対話やアンケート調査などで意見を聴取する機会を設けます。	健康・こども課

基本目標2 こども・若者への切れ目のない支援

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

妊娠前から子育て期まで切れ目のない保健・医療を確保し、子育て当事者の不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな成長・発達を支援します。また、乳幼児期からこどもが生きる力の基礎を育むための環境を整え、こどもの心身の発達を促すとともに、保護者の置かれた環境等に配慮しつつ、幼児期までの育ちを支援します。

1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

取り組み		内 容	担当課
1	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊娠届出時や赤ちゃん訪問等で面談を実施し、妊娠届出時から出産後まで、切れ目のない相談支援を行います。また、支援が必要な家庭には、訪問や電話でのフォロー等を行い、継続して支援を実施します。	健康・こども課
2	妊婦健診結果を活用した相談支援	妊婦健康診査の結果等を継続的に把握し、関係機関と連携して妊産婦等への相談・助言を行います。	健康・こども課
3	里帰り出産を行う妊産婦への支援	里帰り出産を行う妊産婦に対して、切れ目のない支援の提供が図られるように、関係機関との情報連携に努めます。	健康・こども課
4	こども家庭センター（母子保健機能）による相談支援	母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行います。	健康・こども課
5	ハロー！Baby 教室の開催	助産師・保健師・管理栄養士による出産準備教育「ハロー！Baby 教室」を開催し、出産・子育てに関する悩みや不安の軽減を図ります。	健康・こども課
6	産後ケア事業の実施	産後1年未満の母子に対して、助産院等への宿泊や通所による心と体の休息、育児や授乳に関する相談・指導等の支援を行います。	健康・こども課
7	乳幼児健診、歯科相談の実施	乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）、歯科相談（2歳児）の実施と受診勧奨の徹底により、保健師等による適切な指導や相談しやすい関係づくりに努めます。	健康・こども課
8	就学時健診の実施	就学時健診を実施し、就学に備えた健康状態や生活状況の把握に努めます。	学校教育課
9	予防接種の周知	必要な予防接種は、健康診査や窓口での面談、各種教室等の際に個別に案内し、また、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシを配布する等により接種を周知します。	健康・こども課

取り組み		内 容	担当課
10	妊婦のための支援給付の実施	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担を軽減するため、妊婦のための支援給付を実施します。	健康・こども課

2) 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実

取り組み		内 容	担当課
1	子育て支援サービスの実施	延長保育事業、病児・病後児保育事業等、多様な子育て支援サービスの実施と利用しやすさの向上に努めます。	健康・こども課
2	こども誰でも通園制度の実施	3歳未満で保育所等に通っていない子どもに対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。	健康・こども課
3	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続の推進	遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼保小連絡会の充実を図り、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を推進します。	健康・こども課 学校教育課
4	乳幼児における食育の推進	乳幼児の離乳食・幼児食の時期から親子の正しい食生活を身に付け、豊かな食生活を送るため、離乳食相談や乳幼児食教室「ぱくぱく料理教室」を実施します。	健康・こども課
5	英語教育の推進	保育所(園)、幼稚園、認定こども園において、幼児期からの英会話教育を推進します。	健康・こども課
6	障がい児保育の推進	保育所(園)、認定こども園において、保育士等の加配を支援し、障がい児保育を推進します。	健康・こども課
7	教育・保育施設の整備の支援	幼児教育・保育の環境を充実させるため、保育所(園)、幼稚園、認定こども園の運営や施設・設備の整備を支援します。	健康・こども課
8	地域子育て支援拠点事業の実施	子育て支援センター「たんぽぽ」において、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	健康・こども課
9	子育てに関する情報提供の充実	広報あしやや町ホームページ等を活用し、子育てに関する情報提供の充実を図ります。	健康・こども課

(2) 学童期・思春期

学童期の子どもが自己肯定感や道徳性、社会性を高めることができる環境を整備します。思春期の子どもが自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支援します。

1) 子どもの生きる力の育成

取り組み		内 容	担当 課
1	学校における道徳教育の推進	自己の生き方を考え、主体的に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養う教育を推進します。	学校教育課
2	I C T を活用した教育の推進	I C T の活用により、子どもたちの学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業の実施に努めます。また、児童生徒用タブレットの持ち帰り学習を進めています。	学校教育課
3	地域のスポーツ・文化芸術活動の推進	将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域におけるスポーツ活動や文化芸術活動を推進します。	生涯学習課
4	体力向上の取組の推進	保健体育の授業を充実するとともに、休み時間等を活用し、たくましく生きるための体力の向上に取り組みます。	学校教育課
5	学校保健の充実	薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく保健教育や健康相談、保健指導等の充実を図ります。	学校教育課
6	基本的生活習慣の育成	健康な生活習慣を確立するため、小中学校において「休養・栄養・運動」を中心とした学習を推進します。	学校教育課
7	学校における食育の推進	「残食ゼロ」や「弁当の日」等の取り組みを通して、健康な体の基盤となる食育を推進します。	学校教育課
8	放課後塾の開催	児童生徒が学校で学んだ内容を復習し、理解を深めることができるよう、放課後に補習塾を開催し、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ります。	学校教育課
9	主権者教育の推進	発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を行い、子どもが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育てます。	学校教育課

取り組み		内 容	担当 課
10	消費者教育の推進	自立した消費者として適切な意志決定を行い、責任ある消費行動をとることができるように、発達段階に応じた消費者教育を推進します。	学校教育課
11	ライフデザインに関する教育の推進	発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生活設計ができるように指導を行い、家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育てます。	学校教育課
12	キャリア教育の充実	子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
13	青少年体験事業の推進	次代を担う青少年リーダーの育成を図るため、あしやハンズ・オン・キッズや佐野市青少年交流事業、りーどぼらんていあキッズ事業等の体験活動を取り入れた多様な青少年体験事業を推進します。	生涯学習課

2) 居場所づくりの推進

取り組み		内 容	担当 課
1	施設の開放	放課後や休日の居場所となるよう、各校区の公民館の図書館や児童室、サロンを開放します。	生涯学習課
2	子ども食堂支援事業の実施	子どもの居場所づくりと健全な育成を図ることを目的として、子どもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対して補助を行います。	健康・こども課
3	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施	就労などで保護者が日中家庭にいない児童を対象として、楽しい遊びや話し合い、学習などの諸活動を経験できる居場所を提供します。	健康・こども課

3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

取り組み		内 容	担当課
1	小児医療の提供の確保	関係機関と連携して小児医療の提供を確保します。また、広報あしやや町ホームページ等を活用し、医療機関情報や子どもの急病時の対応について、情報提供に努めます。	健康・こども課
2	予防接種の周知 (再掲)	必要な予防接種は、健康診査や窓口での面談、各種教室等の際に個別に案内し、また、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシを配布する等により接種を勧奨します。	健康・こども課
3	性と健康に関する教育の推進	子どもが性や性感染症予防に関する正しい知識を持つよう、学校教育を中心に学習内容の充実を図ります。	学校教育課
4	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の児童生徒一人一人の心理面のケアや家庭の相談支援を行います。	学校教育課

(3) 青年期

青年期の若者の就学や就労、結婚などの支援を行います。

1) 高等教育の就学支援

取り組み		内 容	担当課
1	高校生等の通学費の補助	高校生等が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。また、公共交通機関を利用しない場合でも、その他通学に係る負担軽減を目的に年間2万円を補助します。	学校教育課

2) 経済的基盤や生活の安定のための取り組みの推進

取り組み		内 容	担当課
1	新たな事業の創出の支援	新たな事業の創出を支援するため、新たに創業する人に対し、芦屋町創業促進支援事業補助金を交付します。	産業観光課
2	生活に困っている若者の就学、就労、生活についての相談支援	生活に困っている若者の就学の継続、就労、生活の維持などについて相談を受け、情報提供を行うとともに、関係機関と連携して必要な支援につなげます。	福祉課

3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

取り組み		内 容	担当課
1	出会いの場の創出	結婚を望む人たちに出会いの場を提供し、出会い・結婚を支援します。また、福岡県及び近隣自治体と連携し、若者の出会いの場づくりを推進します。	健康・こども課
2	新婚世帯の定住支援	新婚世帯の定住を促進するため、民間賃貸住宅に住む新婚世帯に対し、新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金（商工会発行の商品券）を交付します。	環境住宅課

基本目標3 全てのこども・若者の可能性を引き出す支援

(1) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待相談・通告件数を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化や、各関係機関との連携および情報共有を図ります。

取り組み	内 容	担 当 課
1 こども家庭センター（児童福祉機能）による相談支援	こども家庭センターにおいて、学校や医療機関、関係機関と連携して個々の家庭の状況等に応じた対応を行い、対象家庭にはサポートプランを作成し支援します。	健康・こども課
2 家庭支援事業の推進	子育ての負担を軽減し、子育て世帯や子どもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業を実施します。	健康・こども課
3 児童虐待防止の普及啓発	広報あしやや町ホームページ、チラシ・ポスター等で児童虐待防止のための啓発を行うとともに、相談窓口と児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について周知を図ります。	健康・こども課
4 児童虐待防止対策の推進	児童虐待を発見しやすい立場にある保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校等の職員に対する児童虐待防止研修の実施や研修機会の情報提供に努めます。	健康・こども課
5 要保護児童等に対する支援	芦屋町要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の支援内容に関する協議を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を密にし、子どもの安全の確保を図ります。	健康・こども課
6 DV被害者支援	DV被害家庭について、福岡県女性相談所、保健福祉環境事務所家庭児童相談室と連携し、情報の共有を行い、必要な支援につなげます。また、相談に対応できるよう、職員が研修等に参加し資質向上に努めます。	福祉課

(2) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、経済的支援を推進します。

取り組み	内 容	担当課
1 子どもの進路選択支援	子ども及び保護者に対し、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行います。	学校教育課
2 保育料の軽減	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育無償化の対象外となる子どもに対し、国の基準を下回る保育料を継続します。	健康・こども課
3 学校給食費の無償化	保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、町内小中学校の学校給食費を無償化します。	学校教育課
4 就学援助制度の実施	経済的な理由で町内の小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に学校で必要な就学費の援助を行います。	学校教育課
5 児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭（ひとり親家庭）の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として、手当を支給します（認定・支給は福岡県）。	健康・こども課
6 ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のない児童が、医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療について自己負担の一部を助成します。	住民課
7 子ども食堂支援事業の実施（再掲）	子どもの居場所づくりと健全な育成を図ることを目的として、子どもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対して補助を行います。	健康・こども課

(3) 障がいのあるこどもへの支援

こどもの発達における課題を早期に発見し、適切な支援や療育につなげるために、相談支援体制の充実を図ります。また、障がいや発達に特性のあるこどもが地域の保育所、認定こども園、学校等において、適切な教育・保育が受けられる体制を整備します。

取り組み		内 容	担当 課
1	ほほえみ相談の実施	小児専門の臨床心理士が、こどものことばや心の成長発達に関する相談に応じます。	健康・こども課
2	すくすく発達相談の実施	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を行うため、専門家が幼稚園、保育所等を巡回し、保護者等に対する相談支援を行います。	健康・こども課 学校教育課
3	巡回相談・指導の実施	小中学校に対し、臨床心理士等の専門家による巡回相談・指導を実施します。	学校教育課
4	教育相談会の実施	こどもの発達に悩む保護者が専門家に相談できる教育相談会を実施し、発達障がいの早期発見や支援方策を見出し、就学や進路選択が円滑に行われるよう支援を行います。	学校教育課
5	あしやすくすくファイルの活用	「あしやすくすくファイル」を活用し、成長や療育の経過等を把握し、支援につなげます。	学校教育課
6	障がい児保育の推進（再掲）	保育所（園）、認定こども園において、保育士等の加配を支援し、障がい児保育を推進します。	健康・こども課
7	特別支援教育の推進	一人一人の児童生徒の成長をきめ細やかに支援する体制づくりに努めます。また、芦屋町特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関との情報共有および連携強化を図ります。	学校教育課
8	教職員等の資質向上	障がいの有無にかかわらずこども一人一人が特性に応じた教育を受けられるよう教職員等の資質向上を図ります。また、必要に応じ介助員を配置します。	学校教育課
9	芦屋すてっぷくらぶの運営	放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がいのある児童の生活能力向上のための訓練等を提供することで、障がいのある児童の自立支援、保護者の負担軽減を図ります。	福祉課
10	ホームヘルパーの派遣	保護者やこどもに障がいがある等で、育児に支援が必要な場合は、障害福祉サービスのホームヘルパーの派遣による支援を行います。	福祉課
11	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障がいがある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（認定・支給は福岡県）。	健康・こども課

(4) 不登校や悩みを抱える児童生徒等に対する取り組みの推進

専門家にいつでも相談できる環境の整備、不登校や集団活動になじめない子どもの居場所づくりなどの児童生徒等への支援体制を整備します。

取り組み	内 容	担 当 課
1 ほっとルームの設置	集団活動になじめない生徒が利用する居場所「ほっとルーム」を中学校内に設置します。	学校教育課
2 教育支援センターの設置	中学校内・校外に教育支援センターを設置し、不登校等の児童生徒の社会的自立に向けたサポートを行います。	学校教育課
3 教育相談の実施	いじめ、不登校、学校での悩みなどを抱える小中学生とその保護者に対して相談支援を行います。	学校教育課
4 こどもに関わる専門相談体制の整備	児童生徒および保護者がスクールカウンセラーや不登校対策相談員、こころの教室相談員などに相談できる体制を整備します。	学校教育課
5 非行防止教育等の推進	警察等の関係機関と連携して少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を開催します。	学校教育課
6 「社会を明るくする運動」の一層の推進	非行や犯罪に及んだ子どもや若者等の再犯の防止等について、町民の関心と理解を深めるための事業を推進します。	学校教育課

(5) いじめ・自殺の予防

子ども・若者が自分自身と他人を大切にできるよう、相談体制の整備や関係機関との連携を強化し、生きることの包括的な支援として自殺対策の推進を図ります。

取り組み		内 容	担 当 課
1	いじめ防止対策の強化	いじめアンケート等を活用し、いじめの早期発見・早期解決に向けた取り組みを推進します。	学校教育課
2	いじめの長期化・重大化防止等の支援	福岡県いじめレスキューセンターや学校教育課等と連携し、いじめの解消に向けた支援を行います。	健康・こども課 学校教育課
3	スクールソーシャルワーカーによる相談支援（再掲）	スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の児童生徒一人一人の心理面のケアや家庭の相談支援を行います。	学校教育課
4	自殺予防教育の推進	学習指導要領（道徳）に従い、生命を尊重する心を育むことを目的とし、道徳における「生命の大切さ」等をテーマとした授業を実施します。	学校教育課
5	ゲートキーパー養成事業	自殺のサインに気付き、声かけや見守りなど必要な支援を行うことができる人材を育成するため、ゲートキーパーの養成研修を行い、自殺予防に取り組みます。	福祉課
6	若年者への自殺予防に関する啓発事業	広報あしやに若年者の自殺対策に関する特集記事を掲載するほか、二十歳のつどいで自殺予防のパンフレット等を配布し、啓発を行います。	福祉課

(6) ヤングケアラー、性的マイノリティへの支援

家事や家族の介護などを過度に行い、学業や友人関係に支障が出ている子ども・若者の負担を軽減するための支援を推進します。また、多様な性に対する理解を深めるための教育・支援に取り組みます。

取り組み		内 容	担 当 課
1	ヤングケアラーへの支援推進	ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、表面化しにくいため、福祉・医療・教育等の関係者が連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添って、家庭全体の支援の観点から対策を推進します。	健康・こども課
2	性的マイノリティの子ども・若者に対する理解促進	学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育むとともに、多様な性に対する理解を深めるための啓発や相談できる窓口の周知を行います。	学校教育課 生涯学習課

(7) 犯罪などから子ども・若者を守る取り組み

子ども・若者が、犯罪・事故・災害などから自らと他者の安全を守ることができるよう、安全教育を推進します。また、防犯対策や交通安全対策の強化のため、見守りやパトロールの実施など、関係機関や地域と協力し、安心して生活できるまちづくりを推進します。

取り組み		内 容	担当課
1	生命（いのち）の安全教育の推進	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身につけるための「生命の安全教育」を学校等で実施します。	学校教育課
2	人権相談窓口の周知	子どもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる「子どもの人権 110 番」「インターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-e メール）」「子どもの人権SOSミニレター」「LINEじんけん相談」などの周知を図ります。	福祉課
3	防犯パトロールや見守り活動の推進	防犯パトロールや、青パトによる町内巡回を行い、不審者の監視強化や犯罪抑止強化を図ります。また、青少年健全育成町民会議によるあいさつ運動や見守り活動、夜間巡回への支援などを通して、青少年の安心・安全なまちづくりを推進します。	環境住宅課 生涯学習課
4	通学路における安全対策の推進	児童生徒の通学路における危険箇所の点検・確認等を行い、学校、地域、家庭が一体となって犯罪・事故が起こらない生活環境の整備を推進します。	学校教育課 生涯学習課
5	こども 110 番の家の普及	子どもの緊急避難場所となる「こども 110 番の家」の普及を行い、地域による防犯体制の強化に努めます。また「こども 110 番の家」の登録者の増加を図ります。	生涯学習課
6	防犯設備の整備・点検	防犯街灯を適正に管理するとともに、防犯カメラの設置等、防犯設備の整備を推進します。	環境住宅課
7	交通安全教育の推進	警察等と連携し、児童生徒を対象とした参加・体験型の交通安全教室を開催します。	学校教育課

(8) 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

子ども・若者が一人一人の異なる長所を伸ばし、健やかな成長と可能性を広げることができるように、教育や体験活動等の充実を図ります。

取り組み		内 容	担当課
1	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続の推進（再掲）	遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼保小連絡会の充実を図り、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を推進します。	健康・こども課 学校教育課
2	親子体験型事業の実施	親子体験型事業を実施し、親子でのふれあい、家族の大切さを学ぶ機会を設けます。	生涯学習課
3	文化や歴史を学ぶ機会の提供	芦屋釜の里での茶道体験等を通じ、町の文化や歴史を学ぶ機会を設けます。	学校教育課
4	青少年体験事業の推進（再掲）	次代を担う青少年リーダーの育成を図るため、あしゃハンズ・オン・キッズや佐野市青少年交流事業、りーどぼらんていあキッズ事業等の体験活動を取り入れた多様な青少年体験事業を推進します。	生涯学習課
5	読書活動の推進	赤ちゃん絵本の紹介と家庭での絵本の読み聞かせの普及をめざす「ブックスタート」、幼児への読み聞かせ活動を促進する「キッズブック1・2・3」、町内の小中学校に図書館資料を貸し出す「ブックサポート事業」を通して読書活動を推進します。	生涯学習課
6	公園の整備	子育て世帯が利用しやすく、安心して子どもが遊べる公園整備に努めます。	環境住宅課
7	国際交流の推進	中学生の海外ホームステイ事業を行い、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。	学校教育課
8	持続可能な開発のための教育（E S D）の推進	学習指導要領に基づき、学校における「持続可能な社会の創り手」を育成します。	学校教育課
9	S T E A M教育の推進	子どもたちの探究的な学びを支援するS T E A M（科学・技術・工学・芸術・数学）教育を推進します。	学校教育課

基本目標4 こどもを産み育てやすい環境づくり

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

教育・保育の無償化や高等教育段階の就学支援、医療費の助成など、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない支援を実施し、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。

取り組み		内 容	担当課
1	保育料の軽減（再掲）	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育無償化の対象外となるこどもに対し、国の基準を下回る保育料を継続します。	健康・こども課
2	児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育している家庭に対して、子育てに係る経済的負担の軽減を目的として、手当を支給します。	健康・こども課
3	小中学生の通学費の補助	町内に居住する小中学生が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。	学校教育課
4	高校生等の通学費の補助（再掲）	高校生等が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。また、公共交通機関を利用しない場合でも、その他通学に係る負担軽減を目的に年間2万円を補助します。	学校教育課
5	子ども医療費の助成	0歳から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象に、医療費の自己負担額を助成します。	住民課

(2) 家庭、地域でこどもを育む環境づくり

こどもや子育て家庭にとって身近な地域において、こどもが地域の人々に見守られながら健やかに成長できるよう、交流・体験の機会を充実させるとともに、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

取り組み		内 容	担当課
1	妊婦のための支援給付の実施	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担を軽減するため、妊婦のための支援給付を実施します。	健康・こども課
2	出産祝金の交付	出産した家庭にお祝いとして、第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円の祝金（商工会発行の商品券）を交付します。	健康・こども課
3	スポーツを通じた世代間交流の推進	こどもや地域住民に対して運動する機会の提供に努めるとともに、スポーツを通した地域コミュニティの醸成を図ります。	生涯学習課
4	地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て支援センター「たんぽぽ」において、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	健康・こども課
5	子育て世帯の定住支援	子育て世帯の定住を促進するため、新たに民間賃貸住宅に転入する子育て世帯に対し、芦屋町子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金（商工会発行の商品券）を交付します。	環境住宅課

(3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

男女がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、男性の家事・子育てへの参画の促進や職場環境の整備に対する啓発などを行います。

取り組み		内 容	担当課
1	子育て支援サービスの実施（再掲）	延長保育事業、病児・病後児保育事業等、多様な子育て支援サービスの実施と利用しやすさの向上に努めます。	健康・こども課
2	男女共同参画の推進	「第3次芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、働きやすい職場環境の充実、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発および情報提供に努めます。	生涯学習課

第5章 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保の方策

1 教育・保育提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、教育・保育の事業内容や実施時期を示さなければならぬとされています。

本町では、

- ① 長期的な推計では、0～17歳人口は減少傾向にあること
- ② 大規模団地等の整備予定もなく、人口が増加する地域を予測することはむずかしいこと
- ③ 町域の規模、保護者の就労や生活の利便性等を考慮しても、現状の教育・保育施設の配置で特に問題はないと考えられること

以上を踏まえ、町全域を教育・保育提供区域として設定します。

2 家庭類型別児童数

市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、教育・保育の事業内容や実施時期を示さなければならぬとされています。

① 0歳の家庭類型別児童数

単位：人

	潜在的な 家族類型 の構成比	家族類型別児童数				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
タイプA ひとり親家庭	8.1%	7	7	7	7	7
タイプB フルタイム×フルタイム	64.9%	57	56	54	54	54
タイプC フルタイム×パートタイム	8.1%	7	7	7	7	7
タイプC' フルタイム×パートタイム(短)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプD 専業主婦(夫)	18.9%	17	16	16	16	16
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム(短)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

② 1歳の家庭類型別児童数

単位：人

	潜在的な 家族類型 の構成比	家族類型別児童数				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
タイプA ひとり親家庭	7.1%	6	6	6	6	6
タイプB フルタイム×フルタイム	32.1%	28	28	27	27	27
タイプC フルタイム×パートタイム	21.4%	19	18	18	18	18
タイプC' フルタイム×パートタイム(短)	3.6%	3	3	3	3	3
タイプD 専業主婦(夫)	35.7%	31	31	30	30	30
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム(短)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

③ 2歳の家庭類型別児童数

単位：人

	潜在的な 家族類型 の構成比	家族類型別児童数				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
タイプA ひとり親家庭	3.4%	3	3	3	3	3
タイプB フルタイム×フルタイム	48.3%	42	42	41	41	41
タイプC フルタイム×パートタイム	24.1%	21	21	20	20	20
タイプC' フルタイム×パートタイム(短)	6.9%	6	6	6	6	6
タイプD 専業主婦(夫)	17.2%	15	15	14	14	14
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム(短)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

④ 3～5歳の家庭類型別児童数

単位：人

	潜在的な 家族類型 の構成比	家族類型別児童数				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
タイプA ひとり親家庭	11.2%	10	10	9	9	9
タイプB フルタイム×フルタイム	42.7%	38	37	36	36	36
タイプC フルタイム×パートタイム	25.8%	23	22	22	22	22
タイプC' フルタイム×パートタイム(短)	7.9%	7	7	7	7	7
タイプD 専業主婦(夫)	12.4%	11	11	10	10	10
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム(短)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

⑤ 6～8歳の家庭類型別児童数

単位：人

	潜在的な 家族類型 の構成比	家族類型別児童数				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
タイプA ひとり親家庭	15.2%	13	13	13	13	13
タイプB フルタイム×フルタイム	38.0%	33	33	32	32	32
タイプC フルタイム×パートタイム	29.1%	26	25	24	24	24
タイプC' フルタイム×パートタイム(短)	6.3%	6	5	5	5	5
タイプD 専業主婦(夫)	11.4%	10	10	10	10	10
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム(短)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

⑥ 9～11歳の家庭類型別児童数

単位：人

	潜在的な 家族類型 の構成比	家族類型別児童数				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
タイプA ひとり親家庭	23.8%	21	20	20	20	20
タイプB フルタイム×フルタイム	38.1%	34	33	32	32	32
タイプC フルタイム×パートタイム	16.7%	15	14	14	14	14
タイプC' フルタイム×パートタイム(短)	9.5%	8	8	8	8	8
タイプD 専業主婦(夫)	11.9%	10	10	10	10	10
タイプE パートタイム×パートタイム	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' パートタイム×パートタイム(短)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF 無職×無職	0.0%	0	0	0	0	0

3 教育・保育施設及び地域型保育事業

(1) 認定区分ごとの量の見込みの算出方法

国が示しているニーズ調査結果を用いた方法で量の見込み（必要量）を算出した上で、年度ごとに量の見込みに対する確保数を設定しました。

【量の見込みの算出方法】

- ・「推計児童数（人）」×「潜在的な家族類型の構成比（%）」＝「家庭類型別児童（人）」
- ・「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（%）」＝「量の見込み（人）」

<認定区分ごとの量の見込みの算出方法>

認定区分	1号	2号		3号
	3～5歳	3～5歳		0～2歳
	教育を希望	保育が必要		保育が必要
潜在的な家庭類型		教育を希望	左記以外	
国による利用意向率の算出方法	C'、D、E'、F	A、B、C、E	A、B、C、E	A、B、C、E

今後利用したい事業で、幼稚園（通常の就園時間の利用）または、認定こども園を選択した人の割合

利用している事業として、幼稚園（通常の就園時間の利用）を選択した人の割合

今後利用したい事業で、幼稚園から居宅訪問型保育（※1）のいずれかを選択した人の割合から幼児期の学校教育の利用希望が強い人の割合を控除した割合

今後利用したい事業で、認可保育所から居宅訪問型保育（※2）のいずれかを選択した人の割合

※1 幼稚園から居宅訪問型保育

幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模な保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、その他の届出保育施設、居宅訪問型保育

※2 認可保育所から居宅訪問型保育

認可保育所、認定こども園、小規模な保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、その他の届出保育施設、居宅訪問型保育

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

1) 教育・保育の利用実績

<教育・保育の実績>(令和6年5月1日)

単位：人

令和6年 認定区分		1号	2号	3号		計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
		教育を 希望	保育が必要	保育が必要		
町内 在住 ↓ 町内 施設	幼稚園	24				24
	認定こども園	27	35	0	0	11
	保育所			158	11	85
	計	51	193		11	96
町内在住→ 町外施設利用者		9	1	0	5	15
町内在住者施設利用者 計		60	194	11	101	366
町外からの受託児童数		73	27	0	16	116

2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

- ◆ 確保の方策は、令和7年度～令和11年度まで、町内にある認可保育所4か所、幼稚園1か所、認定こども園1か所で実施します。
- ◆ 町外のこどもは、町内のこどもの利用状況(入所数)を踏まえ、施設の定員に空きがある場合にその都度受け入れを行うため、量の見込みは行いません。

◆ 令和7年度 児童数推計

単位：人

令和7年度 児童数推計	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計
	255	66	62	79	462

<教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和7年度）>

単位：人

量の 見込み (A)	町内のかども	1号	2号		3号			計
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		教育を希望 (※1)	保育が必要		保育が必要			
(A)	町内のかども	40	204			115		
			18	186	17	38	60	359
町外のかども	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
確保 の方 策 (B)	特定 教育 ・ 保 育 施 設	幼稚園	35					35
		認定こども園	120	0	30	0	5	160
		保育所			185	30	52	320
		確認を受けない 幼稚園						
		特定地域型 保育事業等			0	0	0	0
		企業主導型保育 施設の地域枠			0	0	0	0
		合計	155	0	215	30	57	515
過不足数(B-A)		115	-18	29	13	19	-2	156
認定区分別過不足数		115		11		30		156

- ※ 1 ニーズ調査において、就労意向を踏まえた家庭類型により保育の必要性がなく、幼児教育を希望した場合、1号認定に分類。
- ※ 2 ニーズ調査において、就労意向を踏まえた家庭類型により保育の必要性があり、幼児教育を希望した場合、2号認定の「保育が必要」のうち「教育を希望」に分類。
- ※ 3 ニーズ調査において、就労意向を踏まえた家庭類型により保育の必要性があり、幼児教育を希望しない場合、2号認定の「保育が必要」のうち「左記以外」に分類。

◆ 令和8年度 児童数推計

単位：人

令和7年度 児童数推計	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計
	261	64	69	63	457

<教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和8年度）>

単位：人

量の 見込み (A)	町内のかども	1号	2号		3号			計
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		教育を希望 (※1)	保育が必要		保育が必要			
確保 の方 策 (B)	町内のかども	41	205			107		353
			19	186	17	42	48	
町外のかども	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
幼稚園	35							35
認定こども園	120	0	30	0	5	5		160
保育所			185	25	50	50		310
確認を受けない 幼稚園								
特定地域型 保育事業等			0	0	0	0		0
企業主導型保育 施設の地域枠			0	0	0	0		0
合計	155	0	215	25	55	55		505
過不足数(B-A)	114	-19	29	8	13	7		152
認定区分別過不足数	114		10		28			152

◆ 令和9年度 児童数推計

単位：人

令和7年度 児童数推計	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計
	238	63	67	71	439

<教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和9年度）>

単位：人

量の 見込み (A)	町内のかども	1号	2号		3号			計
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		教育を希望 (※1)	保育が必要		保育が必要			
(A)	町内のかども	37	187			112		336
			17	170	17	41	54	
町外のかども	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
確保 の方 策 (B)	特定 教育 ・ 保 育 施 設	幼稚園	35					35
		認定こども園	120	0	30	0	5	160
		保育所			185	25	50	310
		確認を受けない 幼稚園						
		特定地域型 保育事業等			0	0	0	0
		企業主導型保育 施設の地域枠			0	0	0	0
		合計	155	0	215	25	55	505
過不足数(B-A)		118	-17	45	8	14	1	169
認定区分別過不足数		118	28		23			169

◆ 令和 10 年度 児童数推計

単位：人

令和7年度 児童数推計	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計
	235	64	66	69	434

<教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和 10 年度）>

単位：人

量の 見込み (A)	町内 のこども	1号	2号		3号			計
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		教育を希望 (※1)	保育が必要		保育が必要			
37	町内 のこども	185			109			331
		17	168	17	40	52		
町外 のこども	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
確保 の方 策 (B)	特定 教育 ・ 保 育 施 設	幼稚園	35					35
		認定こども園	120	0	30	0	5	160
		保育所		185	25	50	50	310
		確認を受けない 幼稚園						
		特定地域型 保育事業等		0	0	0	0	0
		企業主導型保育 施設の地域枠		0	0	0	0	0
		合計	155	0	215	25	55	505
過不足数(B-A)		118	-17	47	8	15	3	174
認定区分別過不足数		118	30		26			174

◆ 令和 11 年度 児童数推計

単位：人

令和7年度 児童数推計	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計
	225	62	67	68	422

<教育・保育の量の見込みと確保の方策（令和 11 年度）>

単位：人

量の 見込み (A)	町内 のこども	1号	2号		3号			計
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		教育を希望 (※1)	保育が必要		保育が必要			
35	35	177			108			320
		16	161	15	41	52		
町外 のこども	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
特定教育・保育施設 (B)	幼稚園	35						35
	認定こども園	120	0	30	0	5	5	160
	保育所			185	25	50	50	310
確認を受けない 幼稚園								
特定地域型 保育事業等				0	0	0	0	0
企業主導型保育 施設の地域枠				0	0	0	0	0
合計	155	0	215	25	55	55	505	
過不足数(B-A)	120	-16	54	10	14	3	185	
認定区分別過不足数	120	38		27			185	

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

国が示しているニーズ調査結果を用いた方法で量の見込み（必要量）を算出した上で、年度ごとに量の見込みに対する確保数を設定しました。

なお、算出された量の見込みが実績と大きく乖離していると判断されるものについては、実績から推計しています。

1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもを対象に、11 時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。

▼ 対象者

0歳児～5歳児

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	91	91	86	85	83
確保数(B)	91	91	86	85	83
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

町内にあるすべての認可保育所（4か所）と認定こども園（1か所）で実施します。

2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等のために専門家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

▼ 対象者

小学校1年生～6年生

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策 単位：人

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	1年生	56	56	53	52	51
	2年生	53	53	50	50	48
	3年生	44	43	41	41	40
	4年生	31	31	30	29	28
	5年生	20	20	19	18	18
	6年生	8	8	7	7	7
	計	212	210	200	198	192
確保数(B)		210	210	210	210	210
過不足数(B-A)		-2	0	10	12	18

▼ 確保の方策の考え方

現状の学童クラブ（3か所）で実施します。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

ショートステイとは、保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者を預かる事業です。

トワイライトステイとは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となることで、家庭において子どもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等において、児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供を行う事業です。

▼ 対象者

0歳～18歳までの児童と保護者

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人日

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
ス テ イ シ ョ ー ト	量の見込み(A)	38	38	38	38	38
	確保数(B)	38	38	38	38	38
	過不足数(B-A)	0	0	0	0	0
ス テ イ ト ワ イ ラ イ ト	量の見込み(A)	1	1	1	1	1
	確保数(B)	1	1	1	1	1
	過不足数(B-A)	0	0	0	0	0
支 援 事 業 子 育 て 短 期	量の見込み(A)	39	39	39	39	39
	確保数(B)	39	39	39	39	39
	過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

鞍手乳児院（鞍手町）及び児童養護施設報恩母の家（岡垣町）への委託により2か所で実施しています。

4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

▼ 対象者

小学校就学前児童と保護者

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
確保数(B)	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」1か所で実施しています。

5) 一時預かり事業

5) -① 幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童（幼稚園在園児、認定こども園在園児）を、幼稚園、認定こども園で一時的に預かる事業です。

▼ 対象者

3歳児～5歳児

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	3,795	3,758	3,586	3,545	3,437
1号認定	2,617	2,568	2,457	2,429	2,359
2号認定	1,178	1,190	1,129	1,116	1,078
確保数(B)	3,795	3,758	3,586	3,545	3,437
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

町内の幼稚園（1か所）と認定こども園（1か所）で実施します。

5) -② 認可保育所による一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所で一時的に預かる事業です。

▼ 対象者

0歳児～5歳児

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	183	181	173	171	166
確保数(B)	183	181	173	171	166
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

芦屋保育園と緑ヶ丘保育園の2か所で実施します。

6) 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復時に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設で一時的な保育を行う事業です。

▼ 対象者

生後4ヶ月～小学校6年生

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	29	29	29	29	29
確保数(B)	29	29	29	29	29
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

中間市、遠賀郡4町で運営している病児・病後児保育室「そうさんルーム」（遠賀中間医師会おんが病院内）1か所で実施します。

7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

▼ 対象者

乳幼児（おおむね生後3ヶ月）～小学校6年生

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保数(B)	0	0	0	0	0
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

現在、町内での実施には至っていませんが、継続して事業の必要性を検討します。

8) 利用者支援事業

こどもやその保護者が、教育・保育・保健等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

▼ 対象者

妊婦・産婦・子育て期の人やその家族

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

① 地域子育て相談機関

単位：か所

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保数(B)	1	1	1	1	1
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

② こども家庭センター型

単位:か所

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保数(B)	1	1	1	1	1
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

本町のこども家庭センター1か所と子育て支援センター「たんぽぽ」1か所で実施します。

9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発達や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

▼ 対象者

0歳児とその母親

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位:人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	63	63	63	63	63
確保数(B)	63	63	63	63	63
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

町の保健師が実施します。

10) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

▼ 対象者

児童やその家庭

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	19	19	19	19	19
確保数(B)	19	19	19	19	19
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

町の保健師が実施します。

11) 妊婦健康診査事業

妊娠の健康の保持・増進を図るため、妊娠に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

▼ 対象者

妊婦

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	738	738	738	738	738
確保数(B)	738	738	738	738	738
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

町で14回分の検診受診料を負担し、すべての妊婦に健康診査の受診を促進します。

12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（見込量算出対象外）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（見込量算出対象外）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（見込量算出対象外）

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

▼ 対象者

妊産婦や子育て家庭

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	116	115	112	109	106
確保数(B)	116	115	112	109	106
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

町が委託した事業所の訪問支援員が実施します。

16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

▼ 対象者

児童やその保護者

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策 単位:人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保数(B)	0	0	0	0	0
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

現在、町内の実施はありませんが、事業の必要性について検討します。

17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

▼ 対象者

児童やその保護者

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策 単位:回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保数(B)	0	0	0	0	0
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

現在、町内の実施はありませんが、事業の必要性について検討します。

18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

▼ 対象者

妊婦やその配偶者

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位:回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	210	207	210	204	201
確保数(B)	210	207	210	204	201
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

町の保健師・管理栄養士が実施します。

19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労有無を問わず、教育・保育施設を利用してない満3歳未満の未就学児を、月一定時間まで保育所等に預けることができる事業です。

▼ 対象者

満3歳未満の未就学児童

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

① 0歳児

単位:人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)		108	108	108	108
確保数(B)		108	108	108	108
過不足数(B-A)		0	0	0	0

② 1歳児

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)		108	108	108	108
確保数(B)		108	108	108	108
過不足数(B-A)		0	0	0	0

③ 2歳児

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)		108	108	108	108
確保数(B)		108	108	108	108
過不足数(B-A)		0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

令和8年度より全自治体で実施することとなっており、利用者のニーズの把握を行い、実施に向けた体制整備に努めます。

20) 産後ケア事業

ケアを必要とする産後1年未満の母子に対し、心身の休息、育児・生活に関する相談や指導などの支援を行う事業です。

▼ 対象者

産後1年未満の母親及び乳児

■ 第3期計画期間における見込量と確保の方策

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(A)	20	19	20	19	19
確保数(B)	20	19	20	19	19
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

▼ 確保の方策の考え方

町が委託している機関にて実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 役割分担

子ども計画を推進するためには、住民一人一人が少子化や子育てについて関心を高めるとともに、子育て家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、行政が連携を図りながら、一体となって取り組んでいくことが重要です。

子育て家庭の役割

家族や子育てのあり方、少子化問題等への理解を深め、人間形成や安らぎの場としての家庭づくりに努める必要があります。また、互いに助け合いながら、家族一人一人が責任を果たすことが期待されます。

保育所、幼稚園、認定こども園、学校の役割

専門的な知識や施設サービスの提供を通じて、子どもが健やかな成長を育む教育・保育の充実に努めます。また、地域社会と連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たします。

地域の役割

子ども・若者は地域の次代を担う観点から、地域ぐるみで子ども・若者の成長や子育てを支援することが大切です。また、地域における関係団体を中心に、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開することが重要です。

企業の役割

従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てへの支援に取り組むとともに、ゆとりある労働環境の整備を進める必要があります。

行政の役割

本計画の策定部署である健康・こども課や子育て支援センター、学童クラブを中心に、幼児期の教育、保育や子育て支援に関わる庁内部署、関係機関・事業者等と連携を図りながら、本計画を着実に実施していきます。

2 推進体制

(1) 芦屋町子ども・子育て会議

本計画を着実に推進していくため、計画の進捗状況を毎年度把握し、「芦屋町子ども・子育て会議」において点検・評価・見直しを行います。

また、同会議で点検した内容は、広報あしやや町ホームページ等により住民に公表します。

(2) 行政内部の連携、関係機関との連携

本計画は、すべてのこども・若者と子育て家庭を対象とし、母子保健、児童福祉、教育等の領域の充実をめざすものであり、少子化対策やまちづくりにも大きく影響します。そのため、町が策定する関連計画と整合を図るとともに、庁内関係部署の連携を確保しながら計画を推進します。

また、国、福岡県、福岡県児童相談所等との連携を強化しながら、施策を実施していきます。

3 芦屋町こども計画における目標と指標

(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

No.	項目	対象等	現状値	目標値	出典
1	'生活に満足している'と思う こども・若者の割合	小学生	63.7%	90.0%	子どもの貧困対策計 画調査(2024年)
		中学生	63.5%	70.0%	
2	'今、幸せだ'と思うこども・ 若者の割合	小学生	90.9%	95.0%	子ども・若者計画調 査(2024年)
		中学生	87.8%	95.0%	
		15～39歳	89.2%	95.0%	
3	'今の自分が好きだ'と思う こども・若者の割合(自己肯 定感の高さ)	小学生	75.8%	95.0%	子ども・若者計画調 査(2024年)
		中学生	78.0%	85.0%	
		15～39歳	64.5%	70.0%	
4	'社会生活や日常生活を円 滑に送ることができている' と思うこども・若者の割合	15～39歳	53.7%	70.0%	子ども・若者計画調 査(2024年)
5	'自分の将来について明る い希望がある'と思うこども・ 若者の割合	小学生	87.9%	95.0%	子ども・若者計画調 査(2024年)
		中学生	73.2%	85.0%	
		15～39歳	71.1%	80.0%	

(2) こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

No.	項目	現状値	目標値	出典
1	子どもの貧困率	14.8	11.5 ※1	
2	電気、ガス、水道料金の未払い経験	電気料金	8.6	子どもの貧困対策計画調査(2024年)
		ガス料金	9.9	
		水道料金	8.6	
3	食料又は衣服が買えない経験	食料	11.1	
		衣服	17.3	
4	安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合	小学生	90.9%	子ども・若者計画調査(2024年)
		中学生	85.4%	
		15～39歳	81.8%	
5	不登校児童生徒数	小学生	15人	府内資料(2023年)
		中学生	11人	
6	50歳時点の未婚率	男性	22.3	国勢調査(2020年)
		女性	15.7	
7	合計特殊出生率	1.84	2.1 ※2	人口動態統計調査(2020年)
8	ひとり親世帯の電気、ガス、水道料金の未払い経験	電気料金	27.8%	子どもの貧困対策計画調査(2024年)
		ガス料金	38.9%	
		水道料金	27.8%	
9	ひとり親家庭の食料又は衣服が買えない経験	食料	5.6%	
		衣服	22.2%	

※1 国の現状値（出典：こども大綱）

※2 芦屋町人口ビジョン（令和12年想定値）より

資料編

1 芦屋町子ども・子育て会議

(1) 芦屋町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、芦屋町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及びその他の子どもに関する法律による施策について町長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱し、又は任命する子育て会議の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができるものとする。

(経過措置)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

(芦屋町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置条例の廃止)

4 芦屋町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置条例（平成 16 年条例第 16 号）は、廃止する。

(芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

5 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第1 芦屋町環境審議会委員の項中「芦屋町環境審議会委員」の次に「及び芦屋町子ども・子育て会議委員」を加える。

(2) 芦屋町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	役職・肩書	選出区分
1	◎ 宮村 杉江	学識経験者	学識経験者
2	上四元 麻心子	幼稚園児保護者	子どもの保護者
3	岩崎 真樹	保育園児保護者	子どもの保護者
4	松室 七恵	小中学生保護者	子どもの保護者
5	○ 伊藤 亜希子	幼稚園園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
6	小田 香織	保育園園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
7	濱田 亜貴子	小中学校長	教育関係者
8	末廣 由香里	一般公募住民	その他町長が必要と認めた者
9	松田 宏志	民生委員・児童委員	その他町長が必要と認めた者
10	大塚 彰久	社会福祉協議会	その他町長が必要と認めた者
11	石川 智雄	区長会代表	その他町長が必要と認めた者
12	木本 拓也	小中学校主管課長	関係行政機関の職員

◎ 委員長、○ 副委員長

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日

2 策定経過

日付	内 容
令和6年 2月 16日	令和5年度 第1回芦屋町子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画 令和4年度の実績報告等について ・芦屋町こども計画策定のための調査について
令和6年3月	芦屋町こども計画策定に係るアンケート調査の実施
令和6年 8月2日	令和6年度 第1回芦屋町子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実績報告等について ・こども計画（次期子ども・子育て支援事業計画を含む）の策定について ・こども計画策定のための調査（アンケート調査）結果報告について
令和6年 9月 13日	令和6年度 第2回芦屋町子ども・子育て会議 ・計画骨子案について ・現状の分析と課題の整理について
令和6年 11月 21日	令和6年度 第3回芦屋町子ども・子育て会議 ・計画素案について
令和6年 11月 28日	令和6年度 第4回芦屋町子ども・子育て会議 (予定)
令和6年 12月 ～令和7年1月	パブリックコメントの実施 (予定)